

令和2年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和2年9月4日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	東郷 克己	2番	山崎 敦志
3番	長谷川崇朗	4番	橋 俊明
5番	坂口 重良	6番	岩井智恵子
7番	津村 俊二	8番	矢野 隆行
9番	田中 陽介	10番	稲垣 誠亮
11番	山本 剛	12番	鈴木 市朗
13番	工藤 義明	14番	野並 享子
15番	東郷 正明	16番	北村五十鈴
17番	荒川 泰宏	18番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	川端 美香	市立野洲病院事務部長	吉川 武克
総務部長	市木 不二男	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了恵
教育部長	杉本 源造	政策調整部次長	川尻 康治
総務部次長	武内 佳代子	広報秘書課長	北脇 康久
総務課長	辻 昭典		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	大橋 幸司	書記	辻 義幸

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（岩井智恵子君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は一昨日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長（岩井智恵子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第12番、鈴木市朗議員、第13番、工藤義明議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（岩井智恵子君） 日程第2、一昨日に引き続き、一般質問を行います。

ここで、東郷正明議員から発言の訂正を求められておりますので、これを許します。

東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） おはようございます。9月20日の私の一般質問の発言の中で第2期国民健康保険。

○議長（岩井智恵子君） 東郷さん、9月2日の間違いです。9月2日です。

○15番（東郷正明君） 9月2日の質問の発言の中で、第2期国民健康保険運営方針についての質問の国保の3番目の質問の中で、「加入者の数」と言うところを「加入者の半数」と発言しましたので、訂正します。

また、第8期介護保険事業計画の質問の中で、「介護事業計画」と言うところを「介護保

険計画」と、2か所発言しましたので、訂正します。

○議長（岩井智恵子君） それでは、一般質問の発言順位は、一昨日と同様、一般質問通告一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第7号、第5番、坂口重良議員。

坂口議員。

○5番（坂口重良君） 皆さん、おはようございます。第5番の坂口重良でございます。コロナ禍の中での質問ではありますが、市内の活性化のため、今だから皆さんと共有できると判断し、質問をいたします。

まだ野洲町時代でございますが、国土交通省が運輸省と呼ばれていた頃から、道の駅ブームが起きました。栗東道の駅アグリの郷、竜王道の駅かがみの里の登録申請がありました。道の駅とは、地域と共につくる個性豊かなにぎわいの場を基本コンセプトにしています。もちろん無料の駐車場機能、休憩機能、道路情報や観光情報機能を提供しています。大体約10キロ間隔で設置をされています。

私もこの頃から観光物産協会の会長をしていたのですが、市内に最適地がなく、竜王、栗東に先を越されました。野洲市が誕生してから、国では観光庁ができ、時代は4K時代になりました。健康、環境、教育、そして観光と、観光が脚光を浴びる時代になりました。

観光物産協会では、農商工連携で野洲の米粉を使った商品開発や試食会開催して、野洲の名産品づくりに向けて発信をし、同じ頃、野洲のイメージ向上につなげていくため、やす蓼ブランドづくり、そして、ブランドデザインなどを発表し、地域の活性化につなげようと、ブランドの育成に取り組んでまいりました。野洲には文化財などは多くあります。伝統文化のお祭りもありますが、神事であり観光行事ではありません。宿泊施設も数少なく、市内の観光土産店もなく、ますます観光来訪者が少なくなります。

そこで、以下の質問をさせていただきます。市として、地域活性化につなげようとブランド育成に取り組む考えはあるかを伺います。お願いします。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 改めまして、議員の皆様、おはようございます。

それでは、坂口議員のYASU-BRAND 野洲のイメージ向上に向けての1点目、地域活性化につなげようとブランド育成に取り組む考えはあるのかという問いにお答えい

たします。

商工観光課では、平成30年のオクトーバーフェストで、蓼を用いた地ビールの蓼BEE、鮎ずしを用いた鮎BEEを開発して話題となりました。その後も、観光物産協会が販路拡大に努めているほか、地域の特産品で、おいでやすマルシェや、県外で開催される観光キャンペーンにおいて、紹介、販売する機会を提供しております。また、農林水産課では、「おいで野洲まるかじり協議会」の地産地消の活動を通じましてブランド育成を推進しておりまして、昨年度は、野洲のええもんまるかじりMonthと題して、吉川ごぼうや兵主蕪を駅前の飲食店9店舗でメニュー化してもらい、地元農産物の新たな魅力発信に取り組んでまいりました。

このように、地域の食文化を特産品に結びつけまして、ブランド化することは、地域の活性化のための重要な要素と認識しております。今後も観光物産協会、商工会、並びに、「おいで野洲まるかじり協議会」などの関係機関とさらなる連携を図りながら、野洲ブランドの育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。昨年、環境経済建設常任委員会の議員研修で愛知県の豊橋市に行きました。豊橋田原地域における地産地消の拠点として最大級のファーマーズマーケット、道の駅、アグリパーク食彩村に行きました。そこで感じたことは、やはりブランド化は必要で、いいかげんなものが出ないように、ブランド認証を与えて地域の活性化を図られていました。また、広域の連携事業として、地域産品のブランド化とPR、そして魅力を発信されてきました。ぜひブランド育成のほど、よろしく願います。

続いて、2番の質問に入ります。野洲市健康スポーツセンター（サンネス）常設の土産品販売所の近況を教えてくださいたいと思います。お願いします。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 2点目のサンネス常設の土産品販売所の近況についてでございますけれど、特産物販売施設は今年の7月15日にオープンした野洲市健康スポーツセンターの一角に開設され、市内の生産者から仕入れた旬の農産物や加工品を販売する地産地消を推進する拠点施設でございます。

この特産物販売施設は、現在、スポーツ施設の運営をしている事業者から市内の農産物

直売店へ委託をされております。

近況でございますが、施設につきましては、約100名の地元農家などから仕入れた新鮮な農産物や加工品、一部では観光物産である銅鐸のキャラクターの商品も置いてあり、また、棚などには商品の詳細な説明が置かれまして、入店者に地元農産物や加工品のPRがなされているところでございます。

販売施設の利用者は、施設の立地上、スポーツ施設の来場者をターゲットにしていることから、現在は、コロナウイルスの影響を受けておりますが、市民の皆さんに地元の新鮮な農産物を味わってもらえるように、施設の積極的なPRに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。コロナ禍の影響は、いろんなところが受けております。野洲市健康スポーツセンターは市内の農産物や加工品を販売する数少ない市内拠点施設でございます。地元の地産地消のPRをよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。産品に対して志を持って努力されているグループや個人に対して、今後、支援などの考えはあるか、伺います。お願いします。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 3点目の産品に対して志を持って努力されているグループや個人に対して、今後、支援などの考えはあるのかという問いにつきまして、今後につきましても、市内の特産品の紹介や販売の機会を提供しまして、販売促進や広報活動に取り組むとともに、志を持って活動されている方々の提案を生かせるよう、地域の生産者や販売者の皆様方と共に、農商工の関係機関が連携をした仕組みづくりを支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。ただいま部長より、地域の生産者や販売者の皆さんと一緒にと回答いただきました。新しい住民、市民の方に、もっと地元野洲の産品を知っていただくことも大事なことと考えます。

このコロナ禍の中、起死回生で新商品開発などに取り組んでいる人もあると思います。昨日も新聞に載っていて、鮎ずしバーグやったかな。そんなのも考えているところもあった

りしているわけでございます。志を持って活動されている方々、地域ブランドづくりの方、地元を盛り上げようとしている人たちの志に対して、市よりの支援のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、4番目に入ります。今までの質問内容と少し変わりますが、令和元年の商工会年賀会の挨拶の中で、市長より観光に力を入れるとありました。それは、駅前の複合施設総合販売場のようなものか、その他に計画があるのかを伺います。お願いします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さんおはようございます。坂口議員の観光に力を入れるということについてのご質問にお答えをいたします。

もちろん駅前で予定しております市内の特産品販売とか観光案内所、これ、まだ、病院と同時だったんですけども、病院がああいうふうになんか長年、議会で否決をされて、めどが立っていない。今ようやく着々と進んでいますけども、それもあります、それよりは、市内の全体の観光の振興を図るということで、もともとは平成28年度に検討して、29年4月に観光振興指針というのをつくりました。観光というのは地域の振興の重要な要素で大事なんですけども、野洲市、従来からあんまり観光には力が入っていない。拝観料が頂いている施設は兵主の大社のお庭しかないというぐらいで寂しいわけですね。やはり拝観料300円、500円、800円払ってでも見たい、訪れたいというぐらいの魅力がないと駄目です、ただだったら行くというのでは駄目で、そういう価値の創造が必要だということで観光指針をつくりました。

あわせて、前後して、大河ドラマで平清盛が取り上げられたので、祇王寺の地域と話をして、最終的には2年間補助金を渡して毎日開けていたと。できたら、ゆくゆくは拝観料が頂いてもらえるようにということだったんですが、補助金で毎日人がいて案内してもらっている間はよかったですけども、結果的に定着をしませんでした。永原御殿等を含めて、いい歴史的な遺産があるわけなので、それをやはり育てて、磨いて、観光に近づけるということだったんですが、うまくいっていない。もう一度やはり原点に戻って市内の観光の振興を図りたいというメッセージを込めて申し上げたわけです。

具体的に今動いているものについては、今年ではできませんでしたが、やはり創造するというので、花火大会もだんだん大きくなってきましたし、オクトーバーフェストも、これも産業界、事業所と協力して育てて、いいものがあるから見に来てもらうという受け身の姿勢では駄目で、それをいかに生かしていくのかと。両方の取組で観光を図

っていくと。観光はお金が動きますし、人が来てもらうんですけども、もう一つ大事なのは、やはり地域のプライドといいますか、誇りが出てくるので、だから、そういった面で、もう一段、観光に皆さん方と共に力を入れていきたいというメッセージです。

もう一つ今動いているのは、この議会で事業報告いたしました野洲市湖岸開発。1億円の売上げを超えて、2,000万円、過去最高益です。これまでも配当を順番に出してきて、今期はコロナウイルスの関係で、今期の見込みが少ないので500円にしましたけど、前期は1,300円出していました、市にもかなりの配当が来ています。今、全国でも評価されているオートキャンプ場に育ちつつありまして、これも私としては、やはり観光振興の大きい取組の成果ではないかなと思っていますので、駅前にとどまることなく、野洲市の資源が、人が、そこに何らかの配慮をして、かつ市民が楽しんで、あるいは名物も市民が買っていただいて盛り上がるという、外向きだけでは駄目で、中から盛り上がる観光振興というのは、この観光振興指針の趣旨ですので、そういう辺りに今後力を入れていきたいということで申し上げたので、駅前だけの話ではございませんので、そういう趣旨でございます。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。質問に入る前にも申し上げました。コロナ禍の中で、今、取り組むべき問題はコロナ対策です。優先順位どおり進めていただき、終息の暁には、これからの市長の取組、駅南口整備構想の具体化と琵琶湖の景観を生かす観光という、そして野洲ブランドづくりについて、私も一緒に考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

市内には、大企業、工場があります。出張等で、野洲ブランドの土産品を利用してもらえるよう、野洲のイメージ向上に向けて、市として協力、支援いただけますよう、よろしく願いをいたします。

この後、今日中に質問を終わりたい人がおられるそうでございますので私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第8号、第1番、東郷克己議員。

東郷議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、新誠会、東郷克己でございます。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

去る8月30日、自民党県連の大会で、石破茂衆議院議員が記念講演され、拝聴してま

いました。石破氏は、民主主義の重要性を訴えるとともに、民主主義が機能するポイントを示されました。多数の参加、少数意見の尊重、事実に基づく情報提供の3点です。

特に、3つ目の事実に基づく情報提供については、『昭和16年夏の敗戦』という本を紹介しながら切々と訴えられました。その内容は、昭和16年に総力戦研究所というものがつくられ、日本の様々な重要組織から30人が集められ、当時の日本が知り得る限りのアメリカの情報全てを開示して、対米線の火蓋が切られた場合の結果などについて検討され、日本はどうやっても勝てないとの結論から、護衛船の絶対的不足といった戦争途上での条件、あるいはソ連の参戦等に至るまで、ことごとく的中させましたが、この報告が顧みられることはなく、無謀な戦争に突入し、そして敗戦に至ったというものです。

このエピソードを紹介して訴えられたのは、きちんとした数字、きちんとしたデータに基づいて検討すれば、それほど外さないということ。逆に、検討のベースが事実と異なるものであるとすれば、どれだけ優秀な人でも正しい判断に至れない。つまり、民主主義の要諦は正確な情報にあるということです。来月には、野洲市にとり最も重要な市長選挙が行われます。主権者たる市民が正しい判断を下すためには、候補者がそれぞれ事実に基づいて主張を戦わせることが大前提です。

今回の質問は、野洲市の現状について改めて事実を明らかにすることを目的としています。真摯に問うてまいります。答弁にあっても客観的事実を的確にお答えくださいますことを改めて希望して質問を始めます。

中国武漢市に端を発した新型コロナウイルスの猛威が広がりつつあった本年2月19日、市民や関係団体の啓発により、その感染者、患者の発生と、感染拡大を防止すること、庁内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進することの2点を目的に、野洲市新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、以来、重要な検討と判断を下し、そして、それに基づく対策を実施してきました。感染第2波が押し寄せる中ですが、対策に必要な質と量を確保しつつ、経済を回し、また、明日への学びや市民福祉の向上に本腰を入れて取り組むべき時期に来ています。

そこで、市長及び担当部長に以下、伺ってまいります。

まず、市長に、本市のコロナ対策の概観についてお聞きをいたします。行政関連の専門的な書籍などを発行されている株式会社ぎょうせいの雑誌に「月刊ガバナンス」があります。我々議員や自治体職員が施策を立案検討する際の、いわば参考書のような雑誌ですが、その7月号でコロナ対策が特集され、この雑誌ですけれども、特集され、野洲市の取組が

掲載されました。経済成長率が1%落ちると自殺者が1,500人増えるとの指摘もあるように、ある面ではコロナ以上に経済の停滞は命に関わる問題と言えますが、本市では、コロナの影響で最も深刻な状況に陥ってしまった方々を緊急支援したことが高く評価されたものと考えています。

このように、全国で注目された本市の取組もありましたが、一方で、近隣で実施された内容を本市では見送ったケースもあります。市は様々なコロナ対策を実施されましたが、それらを検討される際のポイントは何だったのか、また、現在までの結果をどう評価されているのか、コロナ対策全般の概観を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、東郷議員の野洲市のコロナ対策の現況、概況についてのご質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の動きが出てきた段階で、県内でいち早く対策本部を立ち上げました。県もまだもたもたしていたんですが、まず本部を立ち上げて、庁内体制を整えるということを行いました。

それと、あとは、いろんなイベントの自粛、そして学校等の対策も行いましたが、いきなり全国一律に学校園の休業ということでしたので、教育委員会と議論しまして、もちろんそれには従いますけれども、全て閉めてしまうと子どもたちの居場所がなくなる、あるいは保護者の方が働くことに支障が出てくるということで、基本的に通常どおり学校園は開けて、給食も出して、一方では、保護者が心配であれば子どもたちを休ましていただいて結構ですという、ある意味で逆の発想でして、一般的には全て閉じるか、限定的にどうしても子どもを預けないといけない、あるいは学校で見ないといけないという理由を聞いた上で受け入れているということなんです、野洲の場合は全てを通常どおり動かして、保護者の選択に任せるというやり方を取りました。結果的には、これ、うまくいったというふうに思っています、これも発想が全く逆で行ったというふうに思っています。

それと、今もご指摘のように、健康の問題だけではなく、就労、そして教育、経済、そして生活全般に影響が及ぶということで、まずは生活が厳しくなる方からということで、これは災害時とかのトリアージと一緒にして、限られた財源、資源をどこに集中的に投下するかというと、まずは弱い方からということで、本当に今も自殺の問題をおっしゃったように、念頭はそれがありました。毎日の仕事ができなくなったらお金が動かないということで、3つの分野といいますか、対象を絞りまして、1つは生活が厳しくなった家庭と

子育て世代に対して速やかな支援、2点目は状況が厳しくなった事業者へ事業が継続できるよう小規模事業者の家賃、土地などの固定経費の負担を軽減するための支援、3点目は来店数の激減または休業要請に伴い大きな打撃を受けている事業者への事業振興ができるような支援で地域経済を回復させると、こういった3つに整理をしまして、まずは、できるだけ早く現金をと。フローが回らなければ、たちまち生活が成り立たないということで、4月早々から議論して、具体的なお金を申請していただかなくても渡せるような仕組みを考えました。それも、できるだけ早くとなると、今ある仕組み、既存の制度を利用したほうがいいということ、簡素化を図るということで行いました。

具体的な支援といたしましては、国や県に先んじて、市独自の支援として、生活が厳しい家庭や子育て家庭を対象とした4つの生活支援給付金による支援を行うとともに、全国的な自粛に伴い厳しい事業環境にある事業者への小規模事業者賃借料臨時支援金の給付などの支援を行いました。また、一定の安定が出た段階で、商業振興と家計の支援ということで、今、販売していただいていますプレミアム商品券のプログラムを先に設定をいたしました。こういう形で対応してきまして、一定の効果があったのではないかなと思っています。

特に、子育て家庭の支援が今回、国の第2弾の制度で出てきましたけども、国の場合、ひとり親家庭だけでしたので、市の場合は生活が厳しい家庭も含めてやりましたが、野洲市の第2弾では同様に行いたいと思っています。

それと、事業者の支援も一般的には、減収の証明が要ったんですけども、野洲市は減収証明なしで、賃貸契約と事業証明だけで、いきなりお金を渡すという。これは何でもないんですけども、できるだけ障壁をなくすということで行いました。

今議会に、補正予算、提案いたしまして、今ご審議いただいておりますが、次の段階としては、「新しい生活様式」の対応が必要でありますので、庁内のウェブ会議のシステム、あるいは、国が言っていますG I G Aスクール構想に向けて、1人児童生徒全て1台ずつのパソコンと、学校及び家庭で無線LAN、Wi-Fiが使える環境を整えるということも予定しておりますし、あと、避難所での感染防止の対応も、この中でされております。

あと、学童保育にもWi-Fiを全て入れようとか、それと、さっき言いましたG I G Aスクール、国から来るのは箱物のパソコンだけなんですけども、今ペーパーでやっていますドリルを市独自に入れて、子どもたちが学校はもとより家庭でもパソコン、タブレットを持って帰れますから、学習ができる。学童にWi-Fiを入れるのもそれでして、家

庭に帰る間に学童で過ごす子どもたちは、学童保育所でW i - F iを使って、ドリル、学習ができるということで、全てがつながるような形で子どもたちの学習支援ができますし、万が一、第3波が来て、また学校が休みとなったときには、それを使ってリモート学習ができるということも含めて、今そういった対応を考えております。

ただ、近隣でされていて実施しなかったことの典型は水道料金の減免であります。これは野洲市、長年、水道管の更新ができていませんでして、今、順番に着実にやっていますけれども、安心して安定供給をできる、安全で安定供給をするということが主眼でして、一時的に水道料金減免というのは市民の皆さんにとっては喜ばしいかも分かりませんが、長期的に見ると水道財政を弱めるわけですし、ひいては老朽管の更新を遅らすということでもあります。

これはちょうど28日、先月、読売新聞がかなり大きな記事を書いていまして、全国でやったのが320自治体。今、全国では2,000弱ありますから、実際やってるのは6分の1ぐらいのところ。まさに今申し上げたようなことが書いています。たちまちは喜ばしいけれども、長期的には財政悪化が懸念ということで、専門家の評価、これ、立命館大学の仲上健一、もう名誉教授ですけれども、がまさに、瞬間うれしいだろうけれども、長期的に見ると、ただでさえ厳しい自治体の水道経営を悪化させるということですので、野洲市の場合、周りが皆さんやられたんですけれども、どれだけ市民がご理解が得られたかどうかは分かりませんが、健全経営という観点から控えさせていただきました。

財政的には、基本的には市の財政調整基金を使いましたけれども、かなりの部分が、最終的に国からの交付金で見ていただくことになりましたので、結果としては大きな市財政の負担なしにこういった施策が実現できたというふうに考えています。

以上、回答といたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 冒頭申し上げました正しい情報に基づくということをもとに、この対策本部の会議等で実施され、その結果として、いわゆる正しく恐れるということが実現できたのかなと評価をしております。ともすれば、怖い、怖いということで、日本の他市というよりは欧米等に見られたような極端なロックダウン、完全に閉じるというような対応ではなく、何が原因で、何をすれば効果が上がるのか、よく分析していただいて、対策を進めていただいたものと考えております。

2つ目に移ります。今後について伺います。今後の対策、特に、やはり市長もおっしゃ

いましたように、対策は取って、効果はあったと私も考えておりますが、一方で、経済的な影響、あるいは心理的な影響等も含めて大きなものがあったと思います。そうしたものを勘案して、今後の希望ある野洲市をつくっていく展望を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 新型コロナウイルス感染症に対します今後の展望、取組についてであります。これは手を抜くと、また感染が広がりますから、まずはこれまでやっていますように3密を避けたり、あるいは公共施設内での安全対策を継続、あるいは改善すべき点があれば改善していくというのが1つかなと思っています。先般も家庭内感染で市内の市立学校の生徒が感染していながら、しばらくの間、学校に登校していて、濃厚接触者がかなりあった形なんです。全て陰性だったということは、学校がこれまで取り組んでくれている取組がこれでよかったということが結果として分かったのではないかと思いますので、申し上げたように、緊張感を持って継続していくということでもあります。

それと、報道もされていますように、特に非正規の方、あるいは個人事業者の方の経済状況が厳しくなっていると思いますから、その状況を見ながら、次の施策を、第2期、これからそこへも及びますけども、第3期として、やはりそういった施策の展開が必要なのと、感染を避ける形で、やはりいろんな催しをしていくという、それも探っていくかといけません。人の交流は、やはりなくさない形で、どういう形で交流なり、あるいは地域の行事ができるのかという、そこを市民の皆さん、団体の皆さんと一緒に工夫をしていくのが、これから今年度後半の取組かなというふうに思っております。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 次に移ります。続いて、財政状況について伺います。コロナ対策には多額の財政出動を伴いました。基金を取り崩しても対策を打つべき必然性があり、当然のことと判断しています。

一方で、国も今般の未曾有のコロナ禍対策には全力を挙げており、2次、3次と補正を組まれ、市の対策を後押し、ないし補填されました。

そこで、現在の財政状況がどのようになっているのか、基金残高を含め、伺います。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（川端美香君） 議員の皆様おはようございます。東郷克己議員の3点目のご質問にお答えをいたします。

財政状況につきましては、本日現在というのはお答えはできませんが、令和元年度の決

算では、一般会計の実質収支額は前年度を上回り、また、健全化判断比率も改善傾向を示しております。

また、先日、監査委員さんのほうからも、財政調整基金からの取崩しも最小限にとどめられ、健全な財政運営に努められたと、ご意見をいただいたところでございます。

一方、財政調整基金につきましては、令和元年度決算時点の残高は16億572万7,000円となり、その後の動きですが、当初予算からの取崩しと決算剰余金の積立てに加えまして、今回の新型コロナウイルス感染症対策として、地方創生臨時交付金の限度額を超え実施をいたしました事業への充当等により、今回の補正後の残高は12億5,636万4,000円となりますが、繰越金の残額がございます。3億9,621万6,000円、これを全額基金へ積み立てた場合につきましては、令和元年度決算時点と同額程度の財政調整基金を維持できる状況となり、現段階ではコロナ対策による影響はないものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 先月末には、同僚の橋議員と共に、J I A Mの議員研修「自治体予算を考える」に参加してまいりました。そこで学んでまいりましたのは、民間企業の目的と地方自治体の違いであります。利益を目的としている企業は、決算で残すお金が多いほどいいわけでございますが、自治体の場合は、必ずしも残せばいいというわけではないというふうなことを強調されておりました。したがって、各基金も必ずしも多ければよいものではないということも強調されておまして、結局のところ、バランスということなのかなというふうに認識をしております。今後も健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

次に、市内で営業されている事業者全般及び市民の状況を伺います。業種によりコロナの影響に大きな差があり、また、回復のスピードも異なると認識しておりますが、野洲市全体を見回しての現況と課題の認識、今後の方針を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 4点目の市内の事業者の状況についてお答えいたします。

本市におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者への影響は大きくございます。建設業、飲食・宿泊業、製造業、小売・卸売業、サービス業など、多くの業種に影響が出てまいっております。また、市民、消費者も緊急事態宣言に伴いまして外出を

控えられたことによる買物や外食の機会が減少しておりまして、経済の回復にはまだ時間がかかるものと思われます。

当面の課題といたしましては、事業者の資金繰り、賃借料等の固定経費の負担軽減、経済回復のための消費喚起等があると認識いたしております。このため、セーフティネット資金、持続化給付金、雇用調整助成金をはじめとした国、県の支援を活用いただくとともに、市独自で飲食店テイクアウト広告事業への補助、小規模事業者への賃借料支援を行ってまいりました。8月補正の案の中では、さらに小規模事業者への賃借料臨時支援金、そして事業継続臨時支援金も継続しております。

また、1点目で市長も答弁されたと思いますが、市民への生活支援と売上げが減少している事業者への支援を目的としたプレミアム付商品券の利用も9月1日から始まっておりまして、経済回復に向けまして消費を喚起しているところで、商工会ではWプレミアムとなる利用促進事業も始められ、小規模事業者への支援に取り組んでいただいているところでございます。

今後の方針といたしましては、感染拡大や経済回復の状況を見据えまして、国や県の支援制度を注視しながら、市独自の施策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 2月議会の代表質問でも触れましたけれども、事業者の経営状況の、やはり第一義的な責任は、事業者に当然ながらあるというふうに認識いたします。現況のコロナ禍という中では、それぞれの事業者あるいは各個人ではいかんともし難い状況があります。そうした面について国、県、市が連携して対策する、ないし支援するということとともに、やはり事業者ご自身が自ら努力する、工夫する、それを、どちらかといえ、市は支えていく、サポートしていくような形が必要なのかなと思っております。今後も様々な施策、特に商工会等、関係団体と協力しながら、市のより健全な状態へと取り組んでいただきますようお願いをしておきます。

次の質問に移ります。学校園、保護者の方々の影響について伺います。児童生徒は、コロナの影響を最も大きく受けたと言えるのではないかと考えています。予想もしなかった長期休暇、そして延長、非常に短い夏休みなど、教育者や保護者の方はとても心配されておりましたが、2学期が既に始まった段階で、コロナの影響と課題、今後の方針を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷克己議員の5点目、コロナの影響と課題、今後の方針についてお答えいたします。

学校は、年度当初の2か月にも及ぶ臨時休業を経まして、6月1日に再開いたしました。そこで見えてきたものは、学習の遅れはもちろんですが、より深刻だったのは、子どもたちの生活リズムが大きく乱れてしまったことです。そもそも学校は学びの場、そして人間関係・社会性を育む場であるのですが、同時に、子どもたちが生活リズムをつくる場でもあったのだということが、今回の臨時休校の中で明らかになりました。子どもたちが決まった時刻に登校するという生活リズムは、保護者の就労や生活リズムとも連動しています。その意味で、学校は社会経済活動の一翼を担っていると考えています。

このような現状から、万が一、児童や生徒、学校関係者の中で感染が発生した場合の対応が大きな課題となります。この場合、感染拡大防止のための対応策を迅速に行うことはもちろんですが、それと同時に、臨時休業期間をできるだけ短くする必要があると考えています。

さらに、感染者個人と、その家族に対して、よくマスコミで報道されていますような、いじめや差別につながるような心ない言動が起こらないように最大限の配慮を行っていきたいと考えています。

今後も、従来から感染防止対策を十分に行いつつ、感染者への差別や偏見、いじめ防止を図りながら、学校としての社会的機能を維持していきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 今、教育長がおっしゃいました感染者へのいじめ等の問題については、やはり多くの方が、何が危ないのかという情報を正しく持っていない、認識されていないことから、恐れるあまりに、どこそこの誰やということ突き止めるような行動になってみたり、あるいは、さらには排除するようなことになろうかと思っておりますので、何が危ないのかというのは、これは教育委員会のみだけではございませんが、これからも、啓発をお願いしたいと思います。

では、続いて、大きな2点目の質問に移ります。野洲市の地域医療を守ることが、医療に関する野洲市の最上位の目標であります。医療についての議論は、全てこの目標、目的が軸でなければなりません。しかし、現実には、これが置き去りにされているのではないかと

と疑念を持たざるを得ない状況です。私自身、既に何度も医療について問うてきたところですが、こうした現状に鑑み、これを整理するため、以下、質問をいたします。

今日も続く野洲の医療体制を巡る混乱の発端と言える御上会野洲病院が提案された新病院基本構想2010のポイント、そして、市がこれを拒否した理由を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷議員の野洲病院、民間病院から提案された新病院構想2010と、それを市が拒否といたしますか、採用しなかった理由についてお答えをいたします。

まず、新病院構想2010というのは、野洲病院が経営困難になっているので自らつくられた構想であります。それが公表されたと言いますか、市に持ってこられたから公表されたんですけども、それは2011年、平成23年4月に市が受け取って公表いたしました。

この内容は、端的に申しますと、当時の話ですよ。当時の御上会野洲病院の状況から考えると、その施設では医療が継続できないと。ですから、新しい土地を確保して、新しい病院を建てて、医療機器も古くなっているんで、新しい医療機器を入れるという形、これを市がやってほしいと。そして、その新しい施設を御上会野洲病院に貸してもらったら市民のための医療が継続できますよ。もう一つは、毎年1億5、6、000万、補助金を市民のポケットマネーから出していましたので、その金額はもう少し減らせるかも分かりませんよと。もう一つは、長年、市から、旧町時代から野洲病院にお金を貸していました。9億円を随分前に貸したんですけども、その時点で、まだ6億7、000万も残っていたので、実際返済が滞っていましたので、それも、もう少し速やかに返せますよという、これが2010の提案であります。

病院を建ててもらって、貸してくださいと、いわゆる「公設民営」という言葉が向こう言っておられるんですけども、そんな制度はありませんので、今の制度でいえば、指定管理者制度ということになるわけであります。これを提案されてどうするかですけども、私なり市役所の中だけでは判断ができませんので、検討会を設けました。実際この構想が出たのは4月なんですけども、それまでに構想を立てましたよとか、構想を相談したいということが22年度の後半からありましたので、こちらとしては、出されたら公表しますよと。私、秘密、一切ないですから。出されたら公表しますと、そこは確認くださいという形で、4月になってから向こうも合意形成をして提案されました。

その間、こちらはもう準備をしておきましたので、同じ年の6月に専門家、市民代表で

構成される野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討委員会を設置いたしましたし、この提案を、この構想を受け入れるべきか受け入れるべきではないかを検討いただきました。ここには当初から滋賀医科大学の当時の学長ですとか、今回、市立野洲病院の院長になってくれました京都大学の、当時は教授でありましたけど、福山教授、医師会長、そしてから、自治会の、連合会の会長さん、老人クラブの会長さん、PTAの会長さん、様々な分野の方に入っていてご議論をいただきました。その結果、これは受け入れられないということになりました。

まずは、その理由の1つとしては、新しい病院を造って御上会にゆだねるという指定管理ということですが、指定管理者制度というのは民間活力を生かす制度でして、公募をして、一番条件のいいところにゆだねて、そして、その決定に関してはここでの、議会での議決が要ります。そうしますと、御上会の状況は、今申し上げましたように、旧町時代に貸し付けて市が持っている地域医療振興資金9億円がもともとだったんですが、未償還元金、元金だけで6億7,000万ありました。全然返っていないわけですね。昭和60年の借金が全く返っていない。さらに、御上会がその後、平成10年から始めた第3期の増築工事、いわゆる新館と言われているところですが、これをやるために21億円を借りていまして、実際これ、返せないで、全部野洲市からお金を補助していたわけですが、その償還金が、その当方で約まだ9億円残っていました。こういったことから、この法人に指定管理者としてゆだねることは厳しいということが1つ。それともう一つは、どれだけかかるか、病院はいきなり「分かりました」と言うわけにはいかないということで、この検討委員会では、この案は受け入れるべきではないという結論が出されたので、結果として、東郷議員がご質問になったように、拒否といいますか、受け入れ難いということになりました。

ただ、この検討委員会の中で意見がありまして、周辺地域の病院や診療所等との役割の違いを明確にした上で、市内に一定の役割を担う病院は必要であるという中核的医療拠点の必要性が指摘されました。ですから、市として、このまま行けば病院がなくなる。そして、御上会野洲病院からの提案は受け難い。そうすると、市内からたちまち病院がなくなるということが明らかなので、市として検討を進めていただきたいということでしたので、引き続いて野洲市新病院整備可能性検討委員会なるものを設置して検討を始めたわけです。

ですから、今、病院問題を長くやっているじゃないかとおっしゃるんですけども、2011ですか。2010が出た2011に病院問題が明らかになったわけですが、病院問題

が発生したのはもっと前でして、昭和60年に立ちゆかないから、旧町からポケットマネーで9億円を貸したわけです。ここから病院問題は始まっています。ただ、病院事業が始まったのは、実際は実施計画をつくってからですので、まだ2、3年ということで、病院問題は、あえて言えば2011から始まっていますし、もっと先から始まっていると。それが隠れていたのが順番に明らかにしていったというわけです。

ちなみに申し上げますと、もともと同じ法人が守山病院も持っていました。民間守山病院。昭和60年に分かれ目として、旧野洲町は隠れ公立病院にしたと。9億円を貸して、補助をします。そして、町長さん、そして議員の方も理事に入って運営に携わられました。意思決定に。守山市は市立病院にして、そして、明らかにした上で運営してきたと。今回変わりましたが。

今思い出したんですけども、今から4、5年前ですか、いろいろ病院問題が、今も議論はありますけども、厳しいときに、当時の守山市の助役さんに、ある会合でたまたま出会ったんですけども、野洲市の隠れた形よりは守山のほうが当時よかったと、その方、汗をかかれたんですけども。ですから、今、野洲市が取り組んでいるのは、このほうがようやく、健全化する方向でいいのではないかという力強い言葉をいただいたのを今、答弁しながら思い出したので、ご報告いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 非常に詳しくご答弁をいただきました。

続いて2つ目、これも、ただいまの答弁で半分ぐらいはお答えをいただいたような感じがございしますが、平成23年の中核医療のあり方検討委員会では、病院はなくても大丈夫との仮説を立てて検討され、結論として、野洲市内に病院は必要という答えを出されました。この病院は必要という結論を出された部分のポイントをお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） あり方検討委員会は、先ほど申し上げましたように、受け入れられるかどうかですけど、結果として病院がなくなるとは困るということで、じゃ、病院がなくなっても大丈夫かという仮説で検討いただいた結果としましては、周辺地域の病院や診療所等との役割を明確にした上で、市内に一定の役割を担う病院は必要である。ただし、新病院を整備し、病院運営を維持するために、市民が市税等を投入する覚悟が必要であるとの結論に至ったわけですが、この時点において、既に御上会に対しましては、先ほど申

し上げましたように、毎年、医療機器の購入、医師確保等への補助金として、市税から約1.5億円が投入されていたという状況をもって、覚悟といっても、もう既に投入しているという前提で、改めて市民の皆さんに、こういう裏で支援をしているということを明らかにするという意味で、追加に税金が要するというお話ではなかったんですけど、このことをおっしゃったのは、あえてこれ、委員に入っていた佐古先生という、当時、全国自治体病院協議会の理事長だったと思います。静岡総合医療センターの。なぜこの先生、京大系列なんですけども、頼んだかといいますと、若い頃、野洲病院でアルバイトされていたということを聞きましたので、福山先生に話をさせていただいて、佐古先生にも入っていただいて、当時の自治体病院の一番の権威者にも入っていただいて、この先生がおっしゃった意見の1つが、市立病院にするのであれば、当然市税は覚悟。でも、現に野洲市は、市税を覚悟して、民間病院に支援をしていたわけですから、そこを改めて認識してくださいという提言がこの中で出されたわけであります。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） あり方検討委員会に始まり、可能性検討委員会など、数々の段階を経て、つまり、最上位の目的、目標、地域医療を守るということから、これを達成するための中位の目標と、順を追って検討し、決定されてきたと認識をしております。

具体的には、病院が必要かどうかを検討し、次いで、立地はと検討され、駅前案に決定されたと認識しております。駅前整備を選択された経緯を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 駅前の選択ということでありますけども、先ほどのあり方では、野洲病院の案は受け入れられない。でも、病院は必要ですよという結論が出されたわけですが、私としては、そう簡単に病院を造っていいものかどうかがあるので、本当に野洲市の客観的な状況からして、市が関与して病院が持てるかどうか検討してもらいたいということで、正式名称は野洲市新病院整備可能性検討委員会というのを設けました。

このときには、市民代表等々も誘いをかけたんですけども、病院が可能かどうか、どういう病院であるべきかということで、あえて市民代表は要らないというお声がありましたので、専門家だけということで、専門家としては、学長よりは病院運営者のほうがいいということで、当時の滋賀医科大学の病院長、今、草津総合を仕切っておられます柏木、当時の副病院長を座長にお願いして、医師会長、そして今の病院長の福山先生等々が入っていただいて、野洲市で病院が持ち得るかどうか、運営できるかどうかの可能性検討をして

いただきました。

その中で、可能性ありということと、場所としても、立地というのははっきり書かれていまして、野洲駅周辺とするほうが多くの市民が利用しやすく、医療スタッフの確保にも有利であることが検討結果として出てきて、特に公共交通機関に頼らざるを得ない市民や、その家族にとって、既存の公共交通機関が利用できることや、医療スタッフ等を確保する観点からも、JRで通勤する医師などを確保する場合に有利です。また、身近な場所に病院があると安心して便利であるという理念にも合致しているということが、この中で報告をされまして、市としては、病院を整備するのであれば、駅前に整備をしようということが決まったわけでありまして。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 駅前に収れんされていったという経緯をお聞きしたわけでございますけれども、今回の質問の前に、私自身も改めて郊外という可能性を探ってみました。郊外に市有地があるのかどうかという観点で、原課、総務課に私自身が出向いて確認をいたしましたところ、郊外に市有地はない、いわゆる病院を建てられるような大きな広さの土地は、野洲市は持っていないということでございました。

ここから考えますと、郊外に病院を建てるということは、もう既にこの時点で不可能ではないかというふうに考えられるわけでございますが、2日の工藤議員だったか矢野議員だったか、ちょっと失念いたしました、やり取りの中にも郊外案がございましたが、改めて問います。今、この病院を巡っての議論の中で、郊外に建てれば安く上がるというふうな議論がございまして、今、野洲市は土地を持っていないわけでございますから、これの購入費もかかります。また、土地代云々以外で考えれば、郊外に建てようが駅前に建てようが、建築費は同じものを建てるのであれば、同じコストがかかるというふうに考えられます。野洲郊外であれば安く建てられるというふうなことは考えられるのかどうか、市長の見解を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 端的に申しまして、安くはならないと思っています。敷地が最低1.5ヘクタールぐらいは要すると思いますので、同等の病院を前提にしますと。そうしますと、土地を新たに購入して、造成して、そして、アクセス道路等の整備も要ります。大きく見ますと、先例として、三上小中小路工業団地を造成いたしました。あの造成は、全体は6ヘクタールであります、本来の事業所に全ての予定が、道路を早く進めたいとい

うことで、一部施設存置になりましたので、残地を公募で売却をいたしました。調整池がついていますので全体面積はもうちょっと広いんですけども、いずれにしても、1.5ヘクタールを丸々生み出そうと思うと、相当の調整池が要りますから、今議会でもご報告いたしましたように、矢野議員のご質問で私、幾ら収入を得たかというので例で挙げましたが、あの程度の市場価格の値段が要るわけですから、そうすると、駅前の土地と同じぐらいの値段が実際は要ることになると思います。

ということは、あとは病院の建物は何も変わりませんので、結果的には安くはならないということが明らかになるというように思いますし、もう一つは、昨日、プールへのバスの中で、もっと本数をとおっしゃいましたし、乗り換えのお話もありました。郊外に市民病院を造ったら、当然、駅からはさることながら、それぞれの地域からもバスを出してほしいという要望が出てまいります。それを考えると、年間数千万円、少なくともバスの運行費だけで数千万円かかると思います。駅前であれば、今の既存のバス、今回のダイヤ改正で、ほとんど南口に改めましたので、その資源が使えますし、少し増便をして、もう少し地域からの便も増やせるということで、今ある資源が使えるということを考えても、今想定している場所が便利であるとともに、安いということが言えると思います。

それと、可能性検討で駅前が出てきたのは、ちょうどこれと前後して、民間から駅前の土地を買わないかという提案がありまして、この段階ではもう既に土地を買っておりましたので、ですから、そこも含めて可能性ありということで、土地を購入してまでだったら、恐らくこの可能性の検討の結果はもう少し違っていたのではないかと、今から考えますと、思います。たまたま土地が駅前にあって、かつ、市が使えるということがあったので、ここへ併せ技で、この結論、提言に至っているというふうに考えます。

もう一回整理しますと、郊外だから安いということは、これは、今持っている情報からすると、明確にあり得ないというふうに考えます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 昨年、私が所属しております文教福祉常任委員会で行政視察に伺った大阪労災病院では多くの学びがございました。同病院では、病棟移築計画を進めておられました。ちょっとパネルを映していただけますでしょうか。それは、現在、病院棟の隣にある看護学校と職員宿舎を、まず別の場所に移築して、そして、空いた場所に新築するという構想でございました。ちょっと絵が見にくいですが、病院がこれです。隣の看護学校職員宿舎がここにあったのを、隣の土地に移して空いた土地に病院を新築するという

構想でございました。敷地内の建設という場合、こういう大がかりな作業になるのではないかと思います。

すいません、ちょっとズーム引いてもらえますか。そして、平成21年に。失礼しました。2021年ですから、来年度に向けて構想して、そのイメージ図がご覧のイラストでございます。こうした敷地内で建設ということは、先ほど申し上げましたとおり、このような大がかりな作業になると認識をいたしております。

現在、市民の中には、現野洲病院敷地内での新築という意見も一部にございます。現実的にはこれは可能でしょうか。2日の工藤議員の質問の中でも詳細にお答えいただきましたので、現敷地内で工夫して新築できないか、具体的に論証をしてみたいと思います。

ちょっと線が細くて見えにくいところがございますが、これは2013年の都市基盤整備特別委員会の資料、「市立病院整備に向けた検討」という別冊資料の中に入っていた図でございます。ここの外枠が敷地で、ちょっと色が画面では見えにくいんですけど、この中の線が病院の建物の様子を示しております。この敷地の面積、この図で示されている敷地の面積と、病院の建物の面積、大きさを考えれば、先ほどの大阪労災病院の地区計画にあったような敷地が、とても、どうやっても生み出せないと私はこの図から判断をいたしております。しかし、工夫すればできるというふうに訴えている方もいらっしゃいますので、それを考えるとすれば、西館、東館、北館というふうに分かれておりますので、これを別々に順番にやっていくことぐらいしかないのではないかと考えておりますが、そうしたことが現実に、病院という性質の建物で可能かどうか、お伺いをいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 新しい病院を現敷地で整備することが可能かどうかということでもありますけども、まずは、民間野洲病院が出してきた2010は、新しい土地に新しい病院を整備するという事になっていまして。まさに民間感覚の提案でも、これは民間コンサルも入れた提案らしいんですけども、民間、民間の感覚でも、新しい敷地に新しい業務ということで、もう既に結論は私、出ていると思うんですが、野洲市にそれを引き継いで検討した中でも、可能性検討では駅前の適地があるから、そこに建てるのはいいと。これは交通の便利さだけじゃなしに、工事の問題等々から、そういう結論に至っております。

今もお話あった東館というのは昭和55年の建物で、新たな耐震基準以前に設計されて施工されていますので、現に、ここのI s値は、0.3台、0.4台ということで、極めて厳しい状況であります。一刻も早く、今後、危険な状態を回避しないと駄目なんですけど、

ここに手術室とか検査部門といった病院の病院たる中枢機能が存在しておりますので、これを新しくしないといけないわけですし、これを、じゃ、どこに建てるのかといたら、現敷地にはありませんので、じゃ、これを壊す間は、病院は病院を止めないと駄目です。ただ、仮に、じゃあ、古いんだけど、これを残して、新しいほうの施設を壊してしまつて、そこに中枢機能をまず建ててからということも考えられないことはないんですが、そうすると病棟とか診察室がないわけですし、結局病院として機能しません。

ですから、今、市立野洲病院のあの施設というのは、一切無駄なものはない形になっていきますから、どこかを止めて、そこを解体してやりくりするということは、これは素人が考えてもあり得ないことですし、専門家にもこれはもう既に検討いただいております、平成28年に検討いただいております。野洲病院支援継続可能性評価委員会というのを設けました。

なぜこれを設けたかといいますと、野洲病院、なぜこの28年に、この検討をしたかといいますと、新病院の手続が議会でも否決をされ続けておりました。場合によってはもう新病院ができないかも分からない。そうしたら、新病院ができないのであれば、いつまでも大きなお金をつぎ込んで、こう言ったら悪いんですけど、先行きのない民間病院を支援していいものかどうかという疑問が当然出てきます。新しい病院が6回も否決されて先行きがなかったら、そもそも病院をなくしてはいいのではないかと。でも、新病院があるという前提で民間病院に支援をするべきかどうかという問題意識で検討委員会を立ち上げました。

この座長には、今も評価委員会の委員していただいております、なかなかお忙しいので出席は少ないんですけども、京都大学大学院医学研究科の今中教授、これ、医療経済学の日本での専門家なんですけども、この検討委員会の報告では、「野洲病院の施設は狭隘さ老朽化ともに顕著で不具合も多い状態であり、また、構造及び機能上、耐震工事の実施が困難な上、制約の多い現在地での建て替えは難しく、敷地の拡大も極めて困難な状況です」と、これが報告書の内容でありまして、ですから、素人が考えても分かりますし、日本の医療経済学の大権威者を座長にした検討会でも、平成28年3月に、この提言書、これ、野洲市のホームページで見ただけなんですけども、詳細な検討いただいて、現地での建て替えはあり得ないと。ただ、新病院ができるまでは民間病院に継続支援をしてもいいという報告が出ていますので、ですから、結論は明らかですし、あえてこんな苦労してまで、やりくりしてまでやらなくても、新しい土地が空いているわけですから建てたらいいので、

不思議なご提案だというふうに考えます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 病院の経営にとっては、診療科というのは非常に重要なテーマでございます。私が参加した医療セミナーや病院経営を巡り視察研修をさせていただいた神奈川県三浦市立病院でも、持つべき機能、持たざる機能の選択の重要性を強く訴えられたところです。

新病院における診療科については、何度も市民参加のワークショップをはじめ、医師や看護師などによる検討を重ね、検討されました。私自身も、この市民参加のワークショップには参加をさせていただきましたが、どうしても市民の意見を聞けば聞くほど、持ってほしい診療科というのは多くなる検討があり、逆に、経営上、絞り込むことが必要ということで、非常に難しい作業であったと認識をしております。改めて、その経緯、概要を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） それでは、私のほうから、これまでの新病院の診療科検討の経緯、概要について、お答えいたします。

まず、平成23年度に設置されました、野洲市地域医療における中核的医療機関の在り方検討委員会におきまして、市内の医療機関や周辺地域の病院で代替することが可能なか、あるいは困難なのかを1つの判断基準として検討を進めてまいりました。その結果、この当時、診療科は、内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、リハビリテーション科、泌尿器科、人工透析の9診療科で検討を進めるということになりました。

その後、平成24年には野洲市、新病院整備可能性検討委員会におきまして、耳鼻咽喉科の外来診療が不足しているということで、この診療科も必要であるという意見が出されております。こうした流れで検討が進められてきた一方で、平成27年には市内で耳鼻咽喉科が開院されたということもありまして、耳鼻咽喉科については、診療所での対応が可能であろうという意見になってございます。

また、産婦人科ですけれども、県の産科医療の地域集約化が進められていたことや、当時の野洲病院が産婦人科医師を複数確保することが厳しくなったという状況もありまして、産科を除き、婦人科として検討を進めるという経緯がございます。

こういった経緯を経まして昨年7月に市立野洲病院を開院したわけでございますけれども、現時点では旧御上会野洲病院からの診療機能を引き継いだ形となっております。

ただいま新病院整備における診療科の検討経過についてお答えいたしましたけれども、今後の診療情勢、医療情勢はどんどん変化してまいります。市民の皆さんのニーズ、地域の医療ニーズ、それから国の医療政策あるいは周辺の医療環境など、情勢の変化に柔軟に対応していくことが病院経営にとって重要だというふうに考えておりました、当院の地域医療における機能、役割に合った診療科が持続できるよう、医師確保も重要でございます。今後も、そういう意味では継続的な検討が必要になってくるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 先ほどから繰り返して申しておりますように、診療科というのは非常に経営にとって重要なことでもあり、また、市民にとっても、野洲病院で診察してもらえるのかどうかというのは重大問題でございます。思いつきで、これをやったらいいということは厳に慎まなくてはならないと思いますが、部長おっしゃいましたように、やはり市民のニーズ、医療のニーズ等を勘案して柔軟に検討していく言動を続けることは重要だと思いますので、ぜひこの点、お願いしたいと思います。

6番の質問につきましては、これまでのご答弁で、おおむねお答えをいただいたと思いますので、割愛をさせていただきます。

大きな3点目の。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員、途中ではありますけれども、議場の換気の件もございまして、ここで暫時休憩をさせていただきます。再開を10時45分、10時45分といたしますので、皆さんよろしくお願いいたします。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東郷議員。

○1番（東郷克己君） では、大きな3問目の教育について問うてまいります。これからの教育の重要なポイントは自律と考えます。これは教育方針にも、「自ら考え、判断し、やり遂げる力」という形で記述されており、教育委員会や現場の教員の方々も共有している認識と考えております。

一方で、その自律を育てているかどうかについては、残念ながら首肯できないのが現実

です。これについては様々な角度からの取組がありますが、今回は、読書に絞り質問します。

市立中学校の図書室について伺います。7月に行いました文福委員会での視察の際、野洲北中学校の図書室もご案内いただきましたが、その蔵書を拝見して大変驚きました。小学生向けではないかと思われる本の割合が非常に多く感じられたのでございます。中学校の蔵書について選定基準や生徒の読者についての現状を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷克己議員の自律した学びの取組みを問うというご質問のうち、1点目の市内中学校の図書室についてお答えいたします。

まず、蔵書の選定基準につきましてお答えしたいと思います。これについては、主に学校図書室担当教員が教職員の意見をまとめたり、あるいは生徒へのアンケート結果を基に選出をしています。

次に、蔵書の現状につきましては、昨年度の全国学力・学習状況調査の結果からお答えしたいと思います。これによりますと、週3日以上授業以外で本を読んだり借りたりするために学校図書室を活用する中学校3年生の割合は、野洲市が3.4%でした。滋賀県が4.9%、全国が8.3%と比べますと、残念な低い数値でございました。

この結果を受けて、中学生が読書の楽しさを実感できたり、本に親しむ体験を増やしたりできるような学校図書室づくりに努めていきたいと考えています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 学校教育の中における学校の図書室の役割をどのようにお考えか、伺いたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校図書室の意義についてですが、これは3つあるというふう考えています。

1つ目は、子どもたち、児童生徒が学習する場であるということです。いろんな情報を集めたり、あるいは調べ学習をしたり、それから、いろんな本を読んで子どもたちが自分の生き方を探る、そういうヒントをいっぱい与えてくれる、そういうふうな場であるというふうにつまえています。

それから2点目は、教職員の研修の場であるということです。これは、様々な資料とか

があります。また、授業の補助教材を探ったりして、子どもたちにいろんな学習内容を提示するために、非常に使いやすいものであるのかなというふうに捉えています。

私は中学校の社会科の教員でしたので、例えば近代史の授業をやったときに、東西冷戦ですが、石ころというんですか、セメントのかけらを1個持って行って、「今日はこれで授業をやります」というふうに最初言うんですね。子どもたち、「何やそれ。そんなんセメントのかけらやんか」と言うので、「いや、これは実は、はるばるドイツから持って帰ってきたもんや」と。「え、何それ」というふうなんで子どもたちがいろいろあるんですね。ここからベルリンの崩壊、壁の崩壊、そこへ授業を持って行って、東西冷戦、それまでの冷戦と、その崩壊というふうなことで1時間授業を展開する。ただ、そういうものだけでは、子どもたち、「壁って何」というふうなんで分からないですから、資料集には小さくは載っているんですけども、図書室にはそういう関係の写真があって、それをこんな大きな、ありますので、そういうのを活用して子どもたちに見せる。今でしたらパソコンとか、そういうなんでもできるのかなと、モニターもありますので、できるのかなと思うんですけども、そういう意味でのそういう授業の様々な宝物がいっぱい詰まっている場所が図書室かなというふうに捉えています。

それから3つ目は、今、失礼しました。3つ目は、今、一番重要かなというふうに捉えているのが、子どもたちの居場所としての位置づけです。1人になりたいとき、あるいは気持ちを落ち着かせたりとか、そういう心の安定を図る場としての図書室というのは、最近非常に注目をされています。そういう意味で、これからの図書室の在り方は、そういうことが十分できるようなものにしていかなければというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 子どもの2つ目の質問に参ります。子どもの読書習慣を促す取組は、乳幼児時代のブックスタート事業や幼稚園での週末の絵本貸出し、さらには図書館での各種イベントなど、大人対象の事業も含め、福祉部局から教育委員会まで、部局の垣根を越え、様々な事業を実施されていると承知いたしております。これらの成果と今後の展望について伺います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目の子どもの読書習慣を促す取組の成果と今後の展望についてお答えしたいと思います。

今言いました中学生の読書率いうんですか、図書室の利用の低いというのは、やっぱり小さいときからの習慣づけというのが非常に大事ななというふうに思っております。そういう意味で、子どもの読書習慣を促すための取組として、議員ご指摘のように、ブックスタートというふうな事業、それから幼稚園、こども園等で週末の絵本の貸出し、それから、図書館でのおはなし会や、小学校でいろんな人に来ていただいて、ブックトークという本を紹介する、そういうのがあります。

それから、このブックトークは、すみません、ブックスタートは、4か月健診などの場で、赤ちゃんのときから保護者さんが絵本を子どもさんに読んであげることの大切さを啓発して、絵本を配布する事業としてやっております。平成28年から実施しておいて、ブックスタート事業を受けた人へのアンケート結果では、9割以上の方が家庭で読み聞かせを行っておられ、ほとんどの方から大変肯定的な回答をいただいております。

また、就学前の幼児に対する取組として、保育園、幼稚園、こども園では、図書館から配送される絵本セットというのがございまして、それと、それから園に常備しております本、そういうのを保育時に1日1冊以上、こうした絵本の読み聞かせを行っております。また、週末、金曜日とか土曜日には園児に対して絵本の貸出しを行っております。「土・日の間におうちの方に呼んでもらおうね」というふうな形で進めています。

こういうことの実施により、本に触れ合う機会を増やすことになって、一人ひとりの語彙力とか、あるいは創造力、あるいはコミュニケーション能力を身につけて、子どもの言葉に対する感覚が養われることを目指した保育を行っております。

また、図書館では、おはなし会や、小学校で図書館の職員が何冊か本を紹介する、先ほど言いましたブックトーク、それからブックリストの作成と配布、子どもと本に関する講演会とか、あるいは展示等の開催も図書館で行っております。

いずれの事業も、子どもが本を親しみ、自分で読むきっかけをつくるために大切なものですので、今後も、引き続いて取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、学校の朝読書に使う本など、小学校の学級文庫を充実させて、子どもたちの身近に適切な本がある環境をつくるために、今、図書館から小学校へケースで学級文庫用として貸し出すという、そういう図書館から小学校へ本を配送する事業について、本議会に追加予算を提案させていただいておりますので、またご審議いただければというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 3つ目の質問に参ります。自分で様々に思考を重ねる、何かを決め、行動するといった自律を育む上で、読書は非常に有効と考えております。しかし、この場合、何を読むかは当然問われるところです。今回、市内の3中学校の図書室を全て拝見し、先生の話をお伺いしましたが、共通する言葉に、「読んでほしい本は読めない」というのがございました。読書離れや、読む子、読まない子の二極化も進む中、自律に向け、思考の幅を広げ、深みを持たせる読書へと生徒をいざなう取組が今後の野洲市にとって非常に重要と考えております。

今回、私は学校図書室の活用例など、全国の情報を収集いたしました。この中で、「主体的学びは知的好奇心とともにある」との言葉が非常に印象に残りました。何かを、どうなっているか知りたいという欲求こそ学びの原動力であり、そうした欲求からの見聞は、非常によく吸収されます。こうした好奇心を刺激して、子どもたちへの意欲を高め、また、考えるという作業へ導くためには、単に本を集め、図書室をつくるだけでは機能せず、司書という専門職の方が、その役割を担います。

野洲図書館でお借りしてきた『学校司書って、こんな仕事』、この本でございますが、には、こうした知的好奇心をくすぐりながら蔵書の選定をし、教師と協力して授業への活用や、あるいは、いわゆるPOPを作るなどして読ませる、本を手にとらせる工夫をするなど、意欲的に活躍されている学校司書の方々の様子が記されており、大変参考になりました。子どもたちの主体的、自律的学びが大切ですが、放任でこれが育つわけではなく、それぞれの子どもが持つ可能性、知りたいという意欲、「何で、どういうこと」という好奇心を刺激して、時には「これを読むといいよ」など、アドバイスする司書の存在が非常に有効であると感じました。

本市では、独自に加配しているスクールソーシャルワーカーや支援員など、既に手厚い部分もあり、予算的には厳しい面もあると承知しておりますが、長期的に考えれば、司書を配置することで、子どもたちが得られるものは、まさにプライスレスの知的財産であり、得難い経験であると思います。ぜひ1校に1人、司書配置を検討いただきたいと思っております見解をお伺いします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 3点目の自律を育む読書についてお答えいたします。

議員ご指摘のように、小中学校の人格形成の時期に、読書を通して自分の考えを深めた

り、あるいは、よりよい生き方を追求していったりすることは非常に有意義であるというふうに考えています。

しかし、本市の中学生の読書に関する現状は、平日に30分以上読書をしている生徒、これがデータで言いますと、23.3%です。その一方で、10分より短い、あるいは、全くしていない生徒が60.5%もあります。このことから、学校図書室だけではなく、野洲図書館とも連携し、市内の中学生に本に親しむための取組を行っていく必要があると考えています。

また、3中学校では、今年度、朝読書の時間を大変充実をされ、ほぼ毎日行っている学校も現れてきました。さらに、議員ご指摘のように、学校の図書室を生徒たちに活用してもらう上で、司書の配置は有効であると教育委員会も考えております。しかし、議員、今お話にありましたように、本市は、特別支援教育支援員とかスクールソーシャルワーカーを市内の学校に市独自で多く配置しております。これらは本来、国や県が行うべき職員配置なんですけど、これが十分でないため、市費で行っております。

したがって、今後、国や県が特別支援教育支援員などの配置を十分に行うようになりますれば、今まで支援員やスクールソーシャルワーカーを市独自で雇用していた財源を司書の配置に回せるのではないかと考えています。また、こうした配置につきましては、県内13市で組織する県教育長協議会からも、県教育委員会に強く要望しているところでございます。そういう中で、子どもたちが自分の力で本に触れ合い親しむ力を育てていけたらというのは、思うところは一緒でございますので、司書の配置等も含めまして検討していけたらというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） ちなみに、先ほど紹介した本に取り上げられていました司書の方が活躍する学校図書館のデータが記されておりました。ある小学校の年間の児童1人当たりの貸出数は89冊、ある中学校では14.2冊でした。市内の中学校に確認いたしましたところ、ある学校では0.51冊、ある学校は1.1冊、そして残りの1校は貸出し数の集計ができていないとのことでした。非常に極端な差が現れております。この数字のみで本市の学校教育を云々するつもりは毛頭ございませんが、一方で、この差は、さきに触れた知的好奇心の差の現れであると思えますし、子どもたちの可能性を十分に引き出せていない部分ではないかと考えております。

先ほども教育長、お述べになりましたけれども、これを改善するためにも、司書導入について、ぜひ前向きなご努力を続けてくださいますようお願いをしておきます。

最後に、司書から離れますが、自律的学びに向けた取組について再質問をいたします。これまで紹介した貸出し数等からも明らかなように、野洲市の子どもたちの読書量は、平均するとかなり少ないことは事実です。そこで1つ提案でございますが、夏休みの宿題に読書感想文があります。これら感想文から、ぜひ読んでほしい本のプレゼンという形に変えてはどうかと考えております。

言葉は伝わって初めて意味を持ちます。他者を意識しない感想文は、伝わるということ意識しない創作です。しかし、同じように読んだ本の感想や内容を伝える文でも、最初から人に伝えること、この本のいいことをどうやって伝えようか、自分がその本から感じた内容をどうやって伝えようか、こういうことを工夫する、考えること自体が学習であるかと思えますし、また、そのプレゼンを聞いた子どもたちが少しでも本に関心を持ってくれば言うことはないというふうに考えております。こうした、これをせよ、というよりは、こうした工夫をぜひ重ねていただきたいと考えてございますが、見解を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほど申しましたように、読書は子どもたちの語彙力を高め、それがコミュニケーション能力の向上にもものすごく大きく役立っています。そういう意味では、議員言われた、そういうプレゼンも1つの案かなというふうに思いますので、学校に、また紹介をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） G I G Aスクール構想で機材もそろえますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第9号、第9番、田中陽介議員。

田中議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。改めまして、こんにちは。それでは、質問のほうをさせていただきます。

私のほうからは、気候変動における命を守る野洲市の対応についてということで質問をさせていただきます。

毎年、夏は暑いものですがけれども、近年、一層世界的な気候変動が進んでおります。もともと涼しいヨーロッパ、クーラーがないところも多いんですが、そういったところでも40度近い気温になったりとか、すごい死者が出ていたりとか、とんでもないことになっているわけですがけれども、同じように日本でも、昔は35度といったらかなり暑い特別なことやったんですけど、今は、地域によっては39度、40度というような気温になり、まさに苛酷な気温を記録しております。

本年、消防庁、確認しているところでいきますと、6月から8月末の段階で、5万6,000人ほどの人が、緊急搬入、搬送、要は救急車で運ばれたりということをしております。これは昨年も5万7,000人ほどということで、実はほとんど変わっていないということが現状として数字で見ることができます。つまり、これは対策としてほとんど機能していないと言っても過言ではないという認識を私は持っております。

ちなみに、受診者、それを受けた人ですね。緊急でなくても受けた人は30万人弱から40万人弱と言われております。ですので、実質、コロナウイルスと比較するものではありませんけれども、コロナウイルスは7万人弱、今まで。一方で、熱中症はこれだけの人数がかかっているということで、スケール感を分かっていたいただけるかなと思うんですが、こういった気候の変化によって、健康な生活を営む条件というのも、やはり変わってきていると考えております。30度以上の日であったりとか、真夏日というのが多くなって、湿度も高いとなると、かなり健康のリスクが高まる。これは総務省とか厚労省とかが認めていることでありまして、そういったことから、日本国憲法の生存権のところにありますように、やはり命を守っていかなければいけないということを考えていく必要があります。

野洲市においては、こういった命を守ることにに関して、とても頑張っていただいております。さらに、その部分を柔軟に対応できるように、こうした質問をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず初めにですがけれども、2018年4月1日以降、生活保護において一定の条件を満たす方に対して、エアコン、クーラー購入費、上限5万円ということで、設置費の支援が、支給ですね。支給が認められるようになったのですが、こちらにおいて、野洲市での実施状況を伺いたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、田中議員の気候変動における命を守る野洲市

の対応についてのご質問のうち、1点目、生活保護費でのエアコン購入費と設置費の支給状況についてお答えをさせていただきます。

これまではエアコンの設置費を生活保護費で支給するというのは認められておりませんでした。議員ご指摘のように、昨今、熱中症による健康被害が増加していることへの対応といたしまして、平成30年6月27日付厚生労働省社会・援護局長通知によりまして、同年4月1日以降に新たに生活保護世帯となった世帯、あるいは転居により冷房器具の新設が必要となった場合に限りまして、冷房器具の購入及び設置に係る費用の支給が認められるようになっております。

この条件に合致をし、平成30年4月以降、昨日までの間に、冷房器具購入、設置費用を支給した世帯につきましては、8世帯というふうになっております。

なお、参考までに、昨年、令和元年10月より、冷房器具本体の費用の上限は5万円から5万1,000円に見直しをされておりますので、申し添えさせていただきます。

以上、答弁といたします。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

8世帯の方が申請いただいているということですがけれども、次、2番の質問に行きたいと思えます。1の2なんですけれども、エアコン設置の申請、この法律というか、国が出してきたのは、4月1日以降にこの条件を満たす方ということなんですけれども、生活インフラとしてエアコン必要だということを認められているのに、なぜ4月1日以降の保護者の方しか対象にならないのかという議論が沸き起こっているわけですがけれども、そういった前から生活保護を受けている方が、こうしたエアコンの設置に対して申請をしたいという相談、2番、相談、申請されて認められなかったケースと書いてあるんですけれども、相談も含めて、そういったことがあったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、田中議員の2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

生活保護での支給は確かに平成30年4月1日以降の購入に限られるんですけれども、それ以外の方につきましても、社会福祉協議会の小口簡易資金を利用することで、本来貸付金は収入として認定しなければならないのですけれども、エアコン設置に関しては収入認定をしなくても貸付けが受けられるというふうになっておりますので、そういった方法

を利用いただいていると思います。

エアコンの設置につきましては、事前に相談をいただいた上で、該当しない方にはその旨をお伝えし、また、今申し上げました小口簡易資金の利用などもご案内をしております。そういった丁寧な説明をさせていただいておりますので、申請後に却下をしたという事例はこれまでのところございませんが、事前の相談につきましては、これまで4件あったというふうに聞いております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。今の答弁に対する関連の質問なんですけれども、4件、そういった違う方法でのご案内をしたということなんですけど、それは大丈夫だったというか、それを利用して、買ったというところまでは把握されているんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

事前相談をいただいた4人のうち、お一人については小口簡易資金の貸付けを受けられたというふうにお聞きをしておりますし、そのほかの方につきましても、結果としては2台目のエアコン設置についてのご相談ですとか、あるいは自己資金でも対応が可能なんだけれども、生活保護費の支給が受けられないかといったような相談であったというふうに聞いておりますので、特に緊急性はなかったのかなというふうには判断しております。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。緊急性はそこまでなかったのではないかとことなので、一定は安心しております。

次に、3番、エアコンの修理ですね。新しく、取付けじゃなくて、例えば1台あるけれども、それがもう壊れてしまったと。そういうときに対しての相談とか、その対応について教えていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 田中議員、3点目のエアコンの修理に関してのご質問にお答えをいたします。

修理に関しては、これはやはり生活保護費の給付対象にはならないので、ふだんから生活費のやりくりの中で、その辺りについては貯蓄等で対応していただくようにご案内をし

ているところでございます。

実際にエアコンの修理についての相談があったのかということにつきましては、この夏、1件ございました。ただ、対応につきましては、これはたまたま住宅の管理会社が管理するエアコンであったことから、管理会社に相談するようにお伝えをし、その結果、管理会社のほうで修理をされたというふうにお伺いしております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 分かりました。ただ、その修理に関してなんですけれども、必要な生活什器みたいな扱いで、そういった給付、給付というか、貸付けのほうですかね。貸付対象に、それはなるのではないかという話とかあるんですけれども、今後またそういったことが出たときに、故障でもそういった相談というのは受けていただくことはできるんでしょうかね。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ただいま貸付けというご質問いただきましたが、実はそこまで細かくは示されていない、国の基準の中では示されておりません。現実的には、個々に対応する中で、その都度、県や国へ確認しながら福祉事務所のほうで判断をしていくことになろうかというふうに思っておりますし、もし時代にそぐわないような基準であれば、国、県に対してその見直しも含めて求めていくということもあろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。そうしたきめ細やかな対応をしていただけたら問題ないかと思います。

ただ、ちょっと1点だけ、社会福祉協議会の生活福祉資金であったりとか緊急小口資金についてなんですけれども、多分申請してから、結構支給されるまでにタイムラグが発生することがあるのかなというのは、一部問題として言われているところなんですけれども、そういうときに現金がないと、当然エアコン買えないということになるので、そういうときに、3か月後にエアコン直ったり支給されても、もう冬やんみたいな話になりますので、そこの迅速な対応についての、例えば何かしら方法というのはあるんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 社会福祉協議会の小口簡易資金等につきましては、ちょっと社協のほうでの対応になりますので、その間のつなぎ資金みたいなものはちょっと市のほうでは現在は制度としては持っておりません。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。現状、そういう制度はないということで、もし今後そういう、本当はちゃんと貯蓄してもらって自分とこでやってもらうのがベストなんですけれども、本当にぎりぎりのところの場合に、そういう裏づけがなくて、市としても何もできなくてというのになると困るといのが命を守るというところで必要なのかなと思うので、そういった、微妙なところなんですけど、細かく、一応そういう裏づけがあると取りあえず、そこで出しといて、小口資金が出たらそれで返してもらおうというような、そういうつなぎのやつも、必要であれば、制度的にもしどこかで救う必要があるならいいんですけど、なかったらまた検討していただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） その辺りにつきましても持ち帰りまして、必要であれば、また制度の見直しも含めて検討していきたいというふうに思います。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） では、次に行きたいと思います。今は生活保護に関することについて質問したわけですが、野洲市でも力を入れております生活保護までの段階の生活困窮者のお困りの方に対しての、そうしたエアコンの設置等に関する相談はあるのかという現状を伺いたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、2点目の1、市民生活相談課における生活困窮者からのエアコンに関する相談につきましてということでお答えさせていただきます。

令和元年度におきましては、3件の相談がありました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 3件の相談があったということです。では、その相談に対する対応はどのようにされたかということ、次に2番としてお伺いしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 2点目の2、生活困窮者からのエアコン相談への対応の状況につきましては、エアコンが壊れたが修理代がない、購入費用が足りないという相談が寄せられています。そこで修理代等を手当するため、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度である緊急小口資金の申請を助言する相談対応を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 先ほどと同じように社協のほうで対応ということなんですけれども、結果、これもどうなったかということはお存じでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 3件相談ありまして、購入2件、修繕1件ということで貸し付けいただいて対応させていただいたところでございます。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。セーフティネットがしっかり機能しているんだなということで、そういうふうな一個一個取組をされていくことで命守られるということですので、よかったなと思っております。

それでは、次、3番に行きたいと思えます。以前、気候変動のことは、そもそも気候変動に対する取組が必要だという質問をして、市はやっている、取り組んでいるということで、それももちろん大事なんですけれども、もうちょっと細かいとこといいますか、対処の部分、原因というよりは対処の部分でも、ちょっと質問したいと思えます。

この夏、学校給食において、給食センターの作業が非常に高温になるということで、コロナ禍ということもあるんですけれども、やっぱり職員さんの健康状態ということも配慮されて、給食を簡易給食にしたということがありました。これは仕方ないというところもあるんですけれども、やはり子どもたちに十分な給食を確保するということは、やはり必要かなと思えますし、これが8月末と9月頭、気温がそこまで変わるかということ、そうでもなくて、やはり今も非常に暑いですし、厳しい環境は続いているのかなというふうにも思えます。

そういったことから、今までの環境と同じようにやっている、やはり対応というのが難しくなってくるのが現状だと思います。そのほかに、学校だけではないですし、市役所の仕事の中であつたりとか、いろんな行事であつたりとか、いろんなことが変わってくると思うんです。そうした市行政全体として、職員さんの健康であつたり市民の健康、福祉

を守るために、野洲市としてはどのような方針で、もしくは考え方で対応していくというふうに考えているのか、具体的にもしあったらいいですし、危機意識を踏まえて、市長に伺いたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か気候変動と職員の対応って、今、気候変動で一番大変なのは、今回も台風9号が低気圧になりました。今、10号がどうなるか。まず、気候変動で大きな問題は災害ですね。気温が高かったら、さっきのようにエアコンを入れて空調したらいいだけで、野洲市の場合はかなり早い段階で、耐震化率が学校が全国でも最低近く、県内でも最低だったのを見越して全て空調を入れました。一時は何かぜいたくと言われたんですけども、改築の学校はさることながら、中主小学校等、一切手をつけてないところもエアコンだけは全部入れて、職員室も、もともとはエアコンなかったんですよ。先生は夏休み出てこないという暗黙の前提があって、ある時期から出てこないといけなくなっていくことなので、一斉に入れたので、学校の環境よくなっていますし、公共施設は全て空調が整っています。急に壊れた健康福祉センターも、5、6、000万一気にやって、やっていますから、あとは自分で健康管理をしていただくということかなと思いますけども、ちょっとご質問の意図が分からないので、今、何か問題が起こっているんかどうかですけど、気候変動で、職員の健康問題で。その辺り、もうちょっと言っていたかかないと、適切な答えが、気候変動と健康の問題がどこでどうつながっているのか。さっき言ったように、一番は自然災害の激甚化が気候変動の一番大きな問題だと思いますから、もうちょっと絞り込んでいただいて、いい答えをしたいなと思うので、再質問していただいたほうがいいと思いますけど。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 気候変動、いろんなことが起こっていて、当然災害も大きな例です。その中で、直近で本当に影響が、そういう何十万人という人が病院に運ばれたりしているというのも、また喫緊の課題なわけですし、それに対して総務省とかいろいろ出しているんですけど、厚労省とかいろいろ出しているんですけども、あんまり対策として機能していないんでないかというのが先ほど数字で示したんですけども、市としては、例えばさっき言った給食センターの労働環境とかという時点で、それは結構厳しい状態ということで説明を私は受けたわけですけども、その辺もどういうビジョンで、そのままやっていくのか、何かしら市としてちゃんと対応していくということも考えておられるのか

等、だから、その辺を伺いたいと。

例えば、ほんで、学校やったら、僕らの時代やと、運動会とかも含めて、行事ごとで体育館に皆集まって、暑い中、先生の話の聞くとか、グラウンドでもそうですし、体育館でもということは多々あったですけども、そういうことも、例えば柔軟に、今やったらクラスに大きいディスプレイがあるわけだから、そういうところで校長先生のお話とかを聞けるようにするだったりとか、そういった何か柔軟な姿勢を市として取っていきなさいよというような、何と言うんですかね、方針を出されているのかという、そういう熱中症とかに対する危機感というところを聞いております。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 熱中症だけじゃなしに、今の新型コロナの関係で、これまで出かけていったことも、あえて出かけなくてもメールとか、あるいはウェブでの会議で済むのであれば、そうしてくださいよという方針をもきちっと出していますけどね。何か焦点が絞れていないけど、給食センターのことが気になるのであれば、私、この場所で何回か言ったと思うんですけども、全くの欠陥建築なんですよ。市長になってすぐに視察に行って、職員から聞いて、現場で見て、様々な問題点を把握した。

何を1回最初にやったかといったら、巨大な精米機を買う予算が、私が就任する9月議会についていたんですね。職員からは、誰が精米するんやとか、万が一精米失敗したら、業者から入れてもらったらすぐ電話で「お米もう一回持って来てください」と言えばすぐ炊けるんですけども、精米しようと思ったら半日かかるからご飯が出せないのも悩んでいたんです。でも、それを市議会で議決して高額な精米機を入れると。意味分からへんでしょう。この発想は、先ほどの東郷議員の発想とよく似ているんです。敷地が狭くて建てられないところに建物を建てようというのと一緒。給食センターで、わざわざ玄米を買って精米する必要は全くないんです。でも、現に通っていた、市議会で。私、それを止めて、執行しないようにした。大分反対を受けましたけど、私の論に賛成いただいた方が過半数超えていたので通りましたが。だから、数か月前についていた予算を止めたんですよ。そのときに、全部問題点を把握した。

あそこの入り口は、通用口がないので、そこのアルプラザみたいな、わざわざ吹き抜けにした入りにくいところから職員さんがみんな入ってくるんですよ。本来は作業着で入れる、あるいはもっと簡単に入れる通用、業務用の入り口が必要なのに。何であんなのがあったら、レストランを造りたかったからですね。市民の方が試食できるレストラン

を造りたかったから。あと、中も見学コース、一切使っていませんけども、無理して中途半端な見学コースをつくったから建物の構造がかなり無理をしています。

もともとは別の地先に造るということで設計がしてあったのを、鶴の一声なんか、何の一声なんか、一夜にして場所が変わって、今の場所になったわけです。A地で建てる予定で設計までできたのを、そこは駄目だと言われて、別のところへ持っていった。本来だったら土地の形も入り口も違うから設計変えないと駄目ですけども、そのままの設計で造ってはるんですよ。井勘定でしてあったから、予算が足らなくなったので、特に今の空調の機械設備の入札が2回不調になっています。交渉して、値段を落として、かつ、機能も落として。だから、あそこでご飯を炊いて調理しているんですけども、空調の能力と調理場の温度とが合わないんですよ。これは私、なってすぐに把握している。何とかしようかなと思ったけど、できてすぐに改修しようと思ったら、かなりの巨額が要る。だから次の段階にということにしてあります。

まだまだいっぱい欠陥があった。誰の提案か知りませんが、陶器で食べさせたいというので、疑似食器で、職員みんな腰痛で困っているから、一気に、そして、おまけにちょっとで欠けるので、年間の食器の更新代が400数十万かかった。欠けたら使えないから。だから、全て一気に変えた、翌年度。数千万要ると言われたけど、職員の腰痛のほうが大事だというので。だから、そこまで改善しましたけど、空調全部変えるなんてなってくると、とてもできないので。だから、不調で値段落として、グレード落として、だから、苛酷な場所ですよ。

どういうふうにしようと思ったかというのは、あとは民間に委託しようと思ったみたいです。民間に委託しようと思ったから、職員さんはいつ首切られるか、戦々恐々としていたので、これも記録見てもらったら分かりますように、すぐに教育委員会に言って、直営のほうがいいのか委託がいいのか。ただ、建物を造ってから委託を受けるとは多分なかったと思いますね。委託に出すんだったら、建物の段階から民間委託を前提にしてやらんと駄目なので、勝手に建物を造っておいて、民間委託にしてやろうという構想だったので、これ、きちっとシミュレーションして、直営でも同等にいけると、決して民間委託が安くはないということで、まずは職員さんの安心感、いつ首切られるか、いつ民間業者に移籍させられるか分かんないのも落ち着いたんですよ。

ただ、あと、段差の問題とか、いっぱいあるんでね。労働環境は、基準法に反するほど悪いとは言えませんが、決して適切でないというのは12年前から認定していて、

職員さんとはコミュニケーションを図っていますから、だから、そこに根っこがあるんやったら、もっと素直に言うたら、職員の気候変動で何を考えているなんて言われたら、膨大なこと言わんとあきませんよね。だから、あそこは個別の問題で、そういうことが生じないように、今回の病院の立地も、建て替えも、全くそういう先を見越してやっていくべきだというふうに考えていますから、まずは快適で機能的な環境整備をしないといけない。見せかけ倒しの建物を造っては駄目なので、これまで、こども園、幾つか造りましたし、学校改築もしましたけど、できるだけ機能的で合理的な経費で、あと、メンテナンスもお金がかからないという方針でやっていく。これが一番、働く人、あるいはそこを利用される市民の方にとって一番の健康管理になるのではないかなというふうに考えています。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 給食センターの経緯というか、前からのことに対してはすごくよく分かりました。いろんな問題が起こっていて、それを随時対応されてきたというのは分かるので、ただ、今、次の段階でやっていこうというお言葉やったので、環境が今もまだ悪いというわけですよ。その次の段階というのはどれぐらいの段階、どの時点とか、具体的じゃなくてもいいんですけど、何と言うんですかね、この給食センターもそのままいくのか、それとも、何かしらまた手を入れようという想定はされているんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 通常、ですから、空調の入替え時期ですけども、ただ、今の空調では駄目なはずなんです。本当にめちゃくちゃ設計をしているんですよ。あの時期の、批判するわけじゃないけども、なかよし交流館もそうだったし、途中で設計触って、積み上げてないんですよ。20億ぐらいでやろうかなとか、10何億でやろうかなという感じで。だんだん煮詰まってくると金が足らんからレベルを落としていくと。例えば、なかよし交流館でも、最初はRCで設計ができていたわけですね。そして、出てきたお金があまりにも巨大だから、握りでもう一回設計業者に鉄骨に変えさせて、辛うじてできているわけです。

ですから、給食センターは、いずれにしても、私になったときはできて直後だったから、空調まで入れ替えられない。空調を入れ替えようと思ったら、恐らく1億、2億かかると思いますから。ただ、機械を入れて済むかどうかは、もう一度点検しないと駄目だと思いますが、いずれにしても、今、稼働はしていますから、健康管理をしながら使ってもらって、次のサイクルの中でやると思います。

あそこはプロパンガスでご飯とか調理しているんですけど、これも一時問題があって、初めて私、気がついたんですけども、600リッターのプロパンガスのタンクがあって、そこへ入れるんですが、1日半しかもたないんですよ。何でそんなふうになっているのかと聞いたら、本当は2基入れようと思ったけども、お金が足らんから、今1基なんですよ。歴代の所長に言って、絶対ガスを絶やさないようにしてくださいというので今、燃料自体も今、綱渡り運転しているわけで、最低3日間ぐらいのガスが地元のタンクにたまっていないと駄目でしょ。都市ガスを入れようと思って1回シミュレーションしたら、あそこまでは直引きをしないといけないので、ものすごく大きいお金がかかるので、1回きちっと都市ガスを入れ替えようという検討も正式にしていますが、コストと事業費、見合わない。今、学校の大規模改修とか、まだまだ控えている中で、お金が湯水のようにわいてくると違いますからね。

ですから、健康管理をしながら直営の良質で安全な安心できる給食を、毎日6,000数百食を出すために、職員さんが頑張ってくれているわけで、個別の何かちょっと問題点を聞いてきて、これだったらもっと、立地ってすごいですよ。何でその地域でなっていたのが、一夜のうちに場所が変わるなんて。ぜひ歴史を調べてください。これを繰り返したら駄目なんです。なぜそこになったかも分からない。A地に。でも、なぜA地から急にB地になったかも分からない。これは説明つかないと思います。誰かの一声なはず。精米機も誰かの一声のはず。ぜひ、いい質問を期待していますので。そこから掘り起こしてもらった上で、どうするかが健全なまちづくりをするかしないかです。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） いろんな経緯がある、私が知らないところもいっぱいたくさんあるんだろうと思うんですけども、その経緯をしっかりと検証するということ、とても大事なことです。さっき市長おっしゃったように。ただ、今あるものは言ってもどうにもならないので、それをやっていくということ、今、職員の健康しっかり留意しながら、できることをやっていくというふうなお話やったかなと思うので、そういったところで、そこはいいんですけども、厚労省がこういった、僕は今回、熱中症を中心にやっているんですけども、熱中症の対策として、WBGTという指標をかなり推しているというか、野洲市でもコロナ禍での熱中症対策というホームページのところ、この資料が、PDFが出ていると思うんですけども、ここでも、ここには書いていないのか。でも、総務省のホームページとか見ると、ほとんどWBGT値というのをしっかり見て判断してください

と、そういうふうなことが言われているんですけども、こういった値というのは今の市の対策の部分では、これはされているのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そこまではちょっと私、承知をしていません。今、総務部長、答えられますか言うたら、総務部長も答えられないので、通告外のことなので。給食センターという想定で、これ、私の答弁、書かれています。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 熱中症対策の部分で主に質問をしていたので、理解してもらえるかなとは思っていたんですけども、総務部長も理解されていないということなので、ちょっと説明しておきますけれども、このWBGTというのはアメリカで開発された暑さでの環境での熱ストレスを評価する指標で、乾球温度、自然換気状態での湿球温度、黒球温度というものから計算される値で、これが今、厚生労働省とかが出している資料には全部これが一番最初に来ているんですよ、熱中症の予防方法というところでね。これが分かっていると、これをちゃんと理解しているのかどうか、ちょっと怪しいんですけど、これは現場の方は理解されているんですかね。答えてほしいところですけど。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員、もともとと言われてはいますか、それ。ちょっとそれではないですかね。

○9番（田中陽介君） 市全体として、この取組というところで聞いているので、熱中症に対する対策というところでは当然出てくると僕は思っていたので、それは答えられませんかね。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩します。

（午前11時41分 休憩）

（午前11時41分 再開）

○議長（岩井智恵子君） では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中議員。

○9番（田中陽介君） では、先ほどの質問の中のところに戻ります。学校や市の行事でというところの対策で、随時求めているということやったんですけども、もうちょっと柔軟にいろいろ、今のままより、もっと進めていけると思うんですけども、それは引き続き、ちゃんと状況を見て進めていくというような、これは学校だと教育長になるんですけども、それは積極的に行っていただいているのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校では熱中症は大変危険という認識を持っておりまして、養教を中心に、今日は熱中症指数、こんなんですというような保健室前に掲示したりしながら子どもたちの休み時間の制限とか、外は今日は暑い。暑いって、熱中症指数が高いので、外では遊ばせませんとか、昼休み、そういう放送を流したりしながら管理に努めております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。多分、今の熱中症指数というのが多分このWBGTかなと思うんですけども、これは学校とかでもすごく使うと意識が高まるということで、黒球熱中症計の設置とかも積極的にやっていただくと、より意識が高まるのかなというふうに思っています。

ちなみに、今日と明日の野洲市では、午前9時から午後15時までの間は嚴重警戒ということになっていますので、もう秋に差しかかっているけども、まだまだ危険は高いということで、ぜひ注意していただけたらと思います。

もう一点なんですけど、市の方針というところで、またWBGTにはなるんですけど、広報とか、例えば市のホームページでも、コロナ対策とか、いろいろ書かれている中で、「熱中症を予防しましょうね」みたいなのは一つもトップページにはないんですよ。ほんで、そんだけやっぱり何十万人という人が罹患、受診していたりとか、さらに今、コロナ禍で病院機能というのがすごく、やはり、何というんですかね、今たくさんそういうところに緊急とかとなると、やっぱりあんまりよろしくないというのはあると思うんです。

だから、市として、もしかそういうところも注意してもらおうことで、コロナ対策もスムーズにいくしというところからも、もうちょっと啓発というか、しっかりしてもらったほうがいいのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか、市長。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今年も過去最高の気温が更新されて、40度を超えているとかですけども、ここ数年熱中症って、当然、夏にわかまえる対策で、救急車の搬送、3、4年前からデータを見ているけども、熱中症の搬送がものすごい多い。だから、私もしょっちゅう救急搬送の熱中症の記録は聞いていますが、今年は意外にまだ少ないんですね、市内の熱中症搬送は。ですから、今さら、おっしゃるように何か大々的にやるというよりは、市民

のライフスタイルの中に入っているもので、必要だったらまたホームページで出したらいいと思うんですけど、市民の皆さん、熱中症に対しては、従前から一定の身構え、配慮はいただいていると思うんですが、むしろ田中議員がご不安に思われるんだったら、ホームページで、また改めて皆さん方に意識喚起をすることについてはやぶさかではないと思います。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 確かにそうで、ほんまに2013年が多分ピークですごい死者が出ていたりしたという、そこから本当に変わってないんです、あまり。対策を取っているのに変わっていないというのは、僕は取れていないのと一緒かなと。それは市長がおっしゃる市民の意識もそうだし、例えば高齢者の方だと感知できなくて熱中症になるというケースが多いということも含めて、自分1人でできるものではない部分も当然あると思うので、その注意喚起をやっぱりそれはしていけないといけないなと思いますので、そこは各部署の担当の方含めて、みんなでそれを防いでいくというような流れがつけていけたらと思いますし、広報のほうでもぜひ、おっしゃったように喚起をお願いしたいと思います。

では、質問を終わります。

○議長（岩井智恵子君） では、暫時休憩をいたします。再開を午後1時、再開を午後1時といたします。ご苦労さまでございました。

（午前11時47分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この休憩の間に、第18番、立入三千男議員から欠席の旨の連絡がありましたので、ご報告をいたします。

次に、通告第10号、第4番、橋俊明議員。

橋議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、新誠会、橋俊明でございます。今回の一般質問、2点質問させていただきます。

それでは1点目、野洲クリーンセンターのダイオキシン問題について質問いたします。

本年6月議会の開会中でありましたが、6月12日の簡易検査の結果、野洲クリーンセンターからのばいじん処理物のダイオキシン類について、受入れ基準値を上回ったことから、搬入を自粛する要請を受け、野洲クリーンセンターの運転を停止したとの報告を受け

ました。

まずは、運転停止に至った詳細な経過を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 橋議員の野洲クリーンセンターのダイオキシン問題についての1点目、詳細な経過につきましては、6月2日に野洲クリーンセンターから搬出したばいじん処理物につきまして、6月11日に大阪湾広域臨海環境整備センターから搬出灰のダイオキシン類簡易測定で、基準値3ナノグラムを超える3.5ナノグラムのダイオキシン類が検出されたため、搬入を自粛するよう要請を受けまして、直ちに焼却炉を安全停止し、運営事業者に原因究明を指示いたしました。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ただいま答弁されましたように、6月11日14時50分に大阪湾広域臨海環境整備センターからダイオキシン類に係る簡易測定において基準値を上回る3.5ナノグラムが検出されたとの連絡があったということでございました。まさしくこの日、6月11日は6月議会開会中であり、一般質問が行われておりました。本日と同じように、午後の1番手として私が一般質問をいたしておりました。質問内容は、新型コロナウイルスによるごみ問題として、クリーンセンターへのごみ搬入の量や、従事する方々への感染防止策を質問し、私が質問を終了したのは、会議録によりますと午後2時6分です。ほとんどニアミスに近い状態やと思いますけども、このことを考えますと、よくよく私はクリーンセンターとの関わりが深いということを痛感しておりますが、さて、この野洲クリーンセンターは平成28年11月に開設をされまして、当時は最新の設備を備えた施設であるとの地元、大篠原への説明でありましたが、平成28年8月の試運転期間中には、水銀値が高いということで大篠原に報告を受けたという経過もあります。

大篠原自治会には環境整備委員会という組織があり、クリーンセンターの運転状況や課題、また、余熱利用施設整備なども含めて、広く大篠原の環境に関する事柄を審議しております。今回は簡易測定の数値ではありますが、ダイオキシンの受入れ基準値を上回る事案であり、大篠原としては足下を揺さぶられる今回の事案でありました。

そこで、質問2に移りますが、そもそも今回の基準値を上回る原因は何であったのか、伺います。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 2点目の今回の基準値を上回る原因はとのご質問でありますけれど、一応、大阪湾の公定検査の結果、基準値内であったということもあって、基準値は超えていないという前提でお話をさせていただきます。

今回の通常より高い値であったと、通常より高い値で、基準は上回っていないんですけど、通常より高い値であったという原因につきましては、施設の設備上、また、運転上の問題ではなく、運営事業者において、ばいじん処理物の搬出管理を日数管理によつたため、搬出日を誤認したことと、ばいじん処理に係る明文化したマニュアルの不備によりまして、清掃灰を搬出灰として搬出したことが原因でございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ただいま答弁をいただきました。清掃灰、搬出灰、非常にややこしい説明になるんですけども、そのために、分かりやすくするために、ちょっとこちらのシートを用意いたしました。ちょっとアップしていただけますか。

ちょっと見にくいんですけども、これは環境整備委員会で資料提供されましたシートで、熱回収施設処理フローシートでございますけど、ここに焼却場がございまして、いろんなルートで最終的にダイオキシン類等が高くならないようにいろんな処理をされて搬出をするという経過になってございます。ごみ焼却施設でございますので、これは燃やすと灰になってしまいますけども、これを施設外へ搬出することになります。

灰は大きく3種類に分けられます。1つは、ここから排出されます燃焼灰でございますけど、これはコンクリート会社へ送りまして、セメントの再生原料となります。2つ目は、焼却施設の性能を維持するために、施設を一旦は停止をして、定期点検により清掃をするというふうなことになっております。主として、こういうガス冷却施設内部の点検、清掃、いわゆる冷却室にこびりついていた灰などを清掃するということになりますので、この清掃灰はダイオキシン類濃度が高いということになってございます。

ここで、通告書には入ってございませんけども、ダイオキシン類濃度の濃度が高い清掃灰はどこへ搬出されるのか、伺います。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 今の再質問になりますけれど、清掃灰の搬出先ということでございますけれど、2か所ございます。1か所については愛知県の中部リサイクル、そしてもう一か所が神奈川県富士炉材という、この2か所になります。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今、答弁がありましたとおり、1つは愛知県、もう一つは神奈川県、いわゆる非常に高いダイオキシン類濃度でございますので、これはこういった特定の施設へ搬出をされるということでございます。

3つ目が、通常運転されるときは搬出灰、いわゆる、先ほど答弁がありましたとおり、大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出をされると、このようになってございます。これはダイオキシン類濃度が低い。高いなり、受入れ基準に近いような数値になると、今回のように受入れされないことになる。オーバーしていませんので、基準値に近いような、いわゆる数値になればと。先ほど私、「上回る」と言いましたけど、これは近い数字であったということでございます。ただ、この処理フローシートにございますとおり、両方とも、ややこしいですけど、ここへ集められる。同じところに集められる。だから、非常に混乱が起こりやすい可能性が高いということになります。ただ、先ほど答弁がありましたとおり、ばいじん処理の管理を立ち上げ時の処理日数で行っていたことによって、今回の高い数字に近いような事案が発生して、今回はダイオキシン濃度が高い清掃灰を搬出灰として、いわゆる大阪のほうに搬出してしまったということございました。

この答弁を聞いていると、ただ間違っただけだということでございますけども、間違っど、やはり今回のように受入れが認められない。また、当然、毎日のごみはクリーンセンターへ運ばれてきますので、当然、業者はその処分を、いわゆる県外へ持って行って処分をするとなる。かなりの負担になるということでございますねんけども、本来は、やはり今回の事案はプロ意識に欠けるものでありまして、そのことをきちっと業者に指導を願うとともに、総合的な責任者である市当局の管理の徹底を強く申し添えさせていただきたいと思っております。

次に質問します。今回のダイオキシン基準値を上回ったことに対する対応策を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 3点目の質問になりますけれど、これも、もう一度申し上げますけれど、ダイオキシンの基準値は上回っていないという前提でお話をさせていただきます。

今後の対応策といたしましては、ばいじん処理物の管理を明確にするためにということで、カレンダー管理による搬出管理を行うこととしまして、要領書としてマニュアル化に

より運営事業者に徹底させた上で、複数人で確認することによりまして、今後、大阪湾センターへ搬出する搬出灰に清掃灰が混入しないように防止してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今、答弁をいただきました。聞き流せば非常に、それだけでございますけれども、非常に分かりにくいということで、1点目、カレンダー管理による搬出の管理をするということで、先ほど言いました、搬出灰はどっちかというダイオキシンの低い、清掃灰が高いということで、今回はこういう事案が起こりましたけれども、いわゆる止めて清掃灰が搬出する日をきちっと決めて、いわゆるカレンダー管理により、これによってきちっと搬出灰をする日、清掃灰をする日、これを明確にするということだと思えます。

そして、いわゆる要領書とマニュアルをきちっとする。それと、これが、いわゆるばいじん処理物につけられるシートでございますけれども、ここに、見にくいんですけども、作成運転責任者は誰であるか、それと確認は所長でやる。いわゆる複数人で確認して、再発防止を徹底するというところでございます。こういう対応策で今後はしていくということでございますけれども、大篠原環境委員会では、今回の対応提示を含めまして、それに見合う搬出管理がきちっとできるのか、また、データの検証がされているのかを、今後一層確認して、再発防止に全力で取り組むことを付け加えまして、市からの報告内容を了承させていただいたというものでございます。

それで、質問4に移りますけれども、大篠原環境整備委員会に配付された直近1年の環境分析結果資料を見ますと、処理飛灰の測定結果は、大阪湾広域臨海環境整備センターへ受入れ基準値3ナノグラムに対し、2019年度第1四半期が0.48ナノグラム、第2四半期が0.39ナノグラム、第3四半期が0.33ナノグラム、第4四半期が0.54ナノグラム、2020年度第1四半期が0.40ナノグラムと、受入れ基準値と一桁低い数字であります。なぜ外部で測定された数値は3.5ナノグラムという高い数値になるのか、そのことを伺います。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 4点目の、なぜ外部で測定された数値は高い数字になるのかについてですけれども、今ここで3.5という数字が出ていますけれども、今回は、きつ

ちりした詳細な検査をした結果は2.8でございますので、3.5というところを超えていますので、これは簡易検査の値であって、詳細な公定検査の結果は2.8やったということをお話させていただきます。

内部の測定及び外部でやる大阪湾センターの測定とも、ダイオキシン類を測定できる資格を持つ計量証明機関で測定しておりまして、いずれの値も正しい数値でございます。

なお、今回は搬出を誤ったためにと、高い数字になっているというものでございます。以上です。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 2.8、これ、公定の結果でございますけれども、ここに、野洲市議会議員の皆様、これ、6月12日付けの文書でございますけれども、ばいじん処理物について、先ほど申し上げましたダイオキシン類に係る抜取簡易測定において、大阪湾受入れ基準値である3ナノグラムに対して、3.5ナノグラムが検出されたとの連絡がありましたということで、私はこのことを申し上げていますのでよろしくお願いしたいと思います。

近畿なり関西圏、県内を見ても、ダイオキシン類に関連した事案としまして、大阪府豊能、また、能勢両町で構成する豊能郡環境施設組合が高濃度ダイオキシンに汚染された焼却灰を含む一般廃棄物約25トンを出産廃棄物として、ここは神戸市でございますけれども、神戸市に通知せずに埋立て処分したという問題は平成9年に発覚をいたしまして、19年続いた事案は、まさしく泥沼化した問題として、あまりにも知れ渡っております。

また、滋賀県内を見ても県東部の市町村で構成する清掃組合の職員が、2016年5月に、埋立て基準値である数値を超える4ナノグラムが検出されたことを示す民間検査機関からの証明書の数値を基準内に書き換えていた問題が発生をいたしております。この職員は最近、処分を受けております。

こうしたことから、関係する職員には相当のプレッシャーがかかっていることがうかがえます。しかし、今申し上げた市町は、そのことにより地元の信頼を根こそぎ失っております。

そこで、今回の件は大篠原としても非常にショッキングな事案でありました。大篠原自治会の反応はどうであったのか、また、それに対する対応策を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 5点目の大篠原自治会の反応と対策についてでございますけれども、まず、6月12日に自治会役員様へ簡易測定の結果と焼却炉の一時停止の報告

をいたしました。また、6月20日に、環境整備委員会に公定検査の結果、基準値を下回った旨の報告を行い、焼却炉の運転再開及び、ばいじん処理物の搬出を再開することに対するご理解をいただきました。しかし、基準値を下回ったものの、通常よりも高い数値であったことから、その原因を調査し、明らかになった段階で報告させていただくことを約束いたしました。8月19日に、環境整備委員会で、原因調査結果及び今後の対応につきまして詳細な報告を行っております。

委員の皆様からは、ダイオキシン類が外へ出ていないのかという心配の声が上がり、なぜ今回、通常より高い数値となったのか、また、現場での管理を徹底するようという厳しい質問やご意見、また、ご要望をいただいております。

ばいじん処理物につきましては、密閉された施設の中で処理を行い、屋内で保管していることから、大気や水等、周辺環境への影響はないことをご説明し、また、ご要望いただいたばいじん処理物のダイオキシン類調査回数を、今後1年間は、ふだんですと年4回のところを、2倍の年8回測定を行うこととし、安心いただけるよう施設運営に努めるなど、ご意見を運営に反映していくことで、ご理解をいただきました。

この結果を踏まえまして、大篠原自治会の皆様に対しまして、一連の経緯などを示した文書を回覧したというのが一連の流れでございます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 大篠原自治会としましては、今回の問題は、先ほど言いました、非常にショッキングな事案でございましたけども、きちっと対応策を確認して、そして、今後ダイオキシン類の調査回数を、今後1年間でございますけども、年4回を2倍の年8回の測定をして周知をするということで安心度を増していくということも、条件のんできいただきましたので、了解をしたものでございます。

次に、同様に、山を隔てました竜王町と接する市町村界が、市町界がございませうけども、竜王町の反応と対応策を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 6点目の竜王町の反応と対策についてですが、竜王町への対応といたしましては、竜王町の役場を通じまして、鏡自治会に報告をさせていただきました。

鏡自治会は、ばいじん処理物が外部に出ているものと、ダイオキシン類が外部に出ているものと心配されておられましたが、直接クリーンセンターに来所されまして、現地にて、

ばいじん処理物が密閉された施設の中で処理されており、周辺環境には影響がないことを確認いただいております。

そしてまた、原因調査結果として、対応策についても詳細を報告し、ご理解をいただいたところでございます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） なぜ私は今回、竜王町の件を心配するのか。竜王町で当然、先ほど言いましたとおり、山1つ隔てて居住をしておられる方、たくさんおられますので、当然、大篠原のクリーンセンター、野洲のクリーンセンターの状況は非常に心配しておられます。そういったことで、いろんな心配事があると思いますけど、隣の町の自治会でもそれだけ心配をしておる。ましてや、そのふもとである、クリーンセンターのふもとである居住している者にとっては非常に大事なことでございますので、そのことを強調するために竜王町の状況を確認させていただいたというものでございまして、今後もさらに徹底したクリーンセンターの管理を求めまして、次の質問である本格的な台風シーズンに備えてに移ります。

今年7月3日から7月31日に熊本県を中心に九州や中部地方で発生した集中豪雨は死者82名、いまなお行方不明者が4名と大きな被害となり、令和2年7月豪雨と気象庁が命名しております。被害に遭われた方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

改めて今回の梅雨前線と線状降水帯がもたらす影響が大きいものかと強く感じたところでございます。また、50年に1度の値とされる大雨特別警報が数多く出されることに対しては見直しが必要ではないかと感じております。

ちなみに、この大雨特別警報は、2013年、平成25年の台風18号で、滋賀県、京都府、福井県に初めて発令されたものと受け止めておりまして、祇王川が越水し、野洲駅前広場が数日間冠水したことがまだ記憶に新しいところでございます。

本格的な台風シーズンはこれからでございまして、昨日5時から気象庁が発表されておりました台風10号でございすけども、大型台風並みの特別警報が予想されるというような非常に大きな強い台風でございまして、この週末から日曜日、月曜日にかけて九州を直撃するようでございますけども、これも気象の関係により、どう方向が変わるか分かりませんので、万全の備えをお願いしておきたいと思っておりますけども、そこで、台風が、台風前に課題となっております案件を今一度質問して、備えを伺うものでございます。

質問1でございます。日野川改修につきましては、野洲市の地域では、改修工事は完了

しておりますけども、上流部の竜王町では、平成29年10月の台風21号によりまして、新川という川が決壊し、約40ヘクタールの田地が冠水をいたしております、改修が待ち望まれておりますが、日野川改修の進捗状況を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 橋議員の本格的な台風シーズンに備えてのご質問の1点目、日野川改修の進捗状況についてお答えをいたします。

日野川改修の進捗状況につきましては、琵琶湖の河口付近の日野川大橋から近江八幡市域の大畑橋付近までの約2.8キロメートル区間につきましては、平成2年からの災害復旧助成事業等によりまして、50年確率での整備が完了しております。その後、平成8年より広域河川事業に着手し、平成22年7月に策定されました東近江圏域河川整備計画に基づき、近江八幡市域の大畑橋付近から上流の整備が順次進められており、現在、近江八幡市域の古川橋より上流500メートル付近までの約4.9キロメートル区間について、段階整備規模でございます20年確率で河道掘削等の整備が完了しているところでございます。

また、JR橋梁の架け替事業が平成31年度に大規模特定河川事業に採択をされまして、現在、詳細設計中でございます。

用地につきましても、桐原橋の下流部及びJR琵琶湖線上流部に堤外民地がございまして、引き続き用地交渉を行っておられるところでございます。

なお、ご質問にございました平成29年の台風21号による竜王町弓削地先での祖父川支川新川の堤防決壊により災害が発生しましたことを踏まえまして、現在、滋賀県におきまして、令和5年度の次期河川整備計画の見直しに向け、中流部の航空レーザー測量や河道の概略検討が実施されているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 答弁ありがとうございます。今も答弁がありましたとおり、日野川改修につきましては、平成8年よりでございますけども、ほぼ24年が経過をしたということになってございます。今、答弁の一番大きな課題でございましたJR琵琶湖線の架け替え、これも詳細設計中であるということで、大きく前進をいたしました。

野洲市の区間は事業が完了したというものの、これは先ほど申し上げましたとおり、平成24年より、きちっと一体、同盟会を組織しまして取り組んでまいりましたので、これ

は沿線住民の悲願でもございますので、今後も事業は完了したものの、一緒に支援していくという体制をお願いしておきます。

次に、質問2でございますが、野洲市は扇状地形が多く、地形的条件から天井川が数多くありました。野洲川、日野川、家棟川、これらの河川ははんらんを繰り返し、天井川として沿線には大きな被害をもたらした暴れ川でありました。諸先輩の努力によりまして河川改修は施され、安全が確保されてきましたが、まだ天井川の形態を残している光善寺川については、篠原駅前自治会や高木、小南、入町、長島、大篠原の各自治会が川床切下げの要望を出しております。そこで、光善寺川の河床切下げの対応状況を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 2点目の光善寺川の川床切下げの対応状況についてお答えをいたします。

光善寺川につきましては、現在、甲賀・湖南圏域河川整備計画に基づき、トランク河川として河川管理者でございます滋賀県におきまして、順次、漏水防止対策を進めていただいております。現在、長島地先で施工をいただいているところでございます。

しかし、光善寺川は、ご指摘のとおり天井川で、沿川には住宅地や滋賀県立野洲養護学校等がありまして、決壊時には甚大な被害が生じる可能性を懸念されるところでございます。このため、野洲市としましても、抜本的対策として、光善寺川の平地河川化を継続的に滋賀県に要望してまいりました。この結果、平成31年3月に策定されました第2期滋賀県河川整備5カ年計画の中で、光善寺川と日野川の合流部から上流が事業準備区間に位置づけをされ、昨年度、滋賀県におきまして測量が実施をされました。現在、測量結果を踏まえた検討がなされているということでございますので、その検討結果につきまして市のほうにもご報告いただくよう依頼をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと追加をしておきます。誤解があるといけない、大事なことで、まず、日野川は完了していませんので。本来100年確率でやるべき川で、湖岸道路のところ、湖岸堤のところは100年に耐えられる幅になっています。平成2年に災害が起こったから50年を取りあえずやってあって、今、暫定の20年で上っていつているわけで、今回のJRも、県は最初はJR、触らないという方針だったんですけども、50年確率を前提にしてくれということで、JRを触るようになっていきますから、20年で

って、もう一回戻ってきて50年なので、全くの暫定の暫定です。

ただ、幸い川幅はあるので、一定の安全度は保たれていますけども、いや、今、橋議員、「完了しました」とおっしゃったが、完了、全くしていませんので。

それと、竜王町の弓削の辺りが厳しいので、本来は今の計画区間を、20年で行ったら、もう一回50年と20年の差まで戻ってくることにしたんですけども、竜王町の危険度に鑑みて、20年で今、計画していないところを計画で上っていくということになっていますので、まだまだ先は長いので、ちょっとさっき完了とおっしゃったので、地元の方が完了と言うてもうたら困るので、まだ、取りあえずの20年という前提でご理解をいただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） そうですね。私も都市建設部長で、いろんなどで、方面で要望もしておりましたので、そのことを忘れておりました。あくまでも暫定として、20年区間として、野洲市は一応、終了、完了しているということでございますけども、今も市長からありましたとおり、50年確率で行きますと、上流まで行くのに恐らく100年以上かかってしまうということになりますので、今後あくまでも20年の数字で上っていくということでした。申し訳ございません。

今、三上部長からも答弁がありましたとおり、光善寺川は第2期の滋賀県の河川整備、これは5か年計画であるそうでございますけども、光善寺川と日野川の合流部から上流が事業準備期間に位置づけをされた。そして、昨年度に県において測量が実施された。その測量の成果物を基に、県で現在、今後どうしていくかという検討がされているというような答弁ございました。

光善寺川の切下げは篠原学区の悲願でもございますので、これが、平地化の事業が実施されるよう、今後も全力で取り組んでいただきたい。私も全力で取り組むようにご支援を申し上げたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

質問の3に移ります。先日の令和2年7月号でも大雨時には山手に隣接する箇所地滑りが発生をいたしております。市内でも、山手の民家に隣接する北桜、大篠原、入町などの地域で地滑り対策でございます急傾斜地崩壊対策事業がどのようなになっているのか、伺います。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 3点目の北桜、大篠原、入町などの地域での急傾斜地崩

壊対策事業についてのご質問にお答えをいたします。

急傾斜地の崩壊の危険性がある場所といたしまして、野洲市全体で滋賀県が指定されている土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域につきましては29か所ございます。そのうち、北桜・大篠原・入町地域では13か所が指定をされております。また、滋賀県では、今年度内に、市内で新たに急傾斜地の崩壊の危険性がある箇所といたしまして、大篠原1か所、入町1か所の指定を予定されております。

急傾斜地崩壊対策事業の対象となる採択基準につきましては、事業費が7,000万円以上、急傾斜地防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関わる措置がなされているもので、急傾斜地の高さが10メートル以上であること、移転適地がないこと、おおむね10戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあるもの、または市町村地域防災計画に位置づけられている避難所、もしくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、またはこれに準ずる施設、警察署、消防署、その他市町地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすことがあるものというふうにされております。

この採択基準に基づき、本市では、三上地区の東林寺、山出地先の3か所におきまして、重力式擁壁工・もたれ式擁壁工によります崩壊対策工事を滋賀県により実施をいただいております。

ご質問の北桜・大篠原・入町地域の指定箇所では、いずれもこの事業の採択要件を満たしておりません。市内では、他の指定箇所も事業の採択状況を満たしていない地域が存在することから、国や県に対しまして、急傾斜地崩壊対策事業の採択要件であります対象戸数の条件緩和など、総合的な支援措置を継続して要望しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ただいま答弁をいただきました。急傾斜地崩壊対策事業の指定、危険地域の指定でございますけれども、大篠原、入町、各1か所ずつ指定される予定になっているということでございますけれども、それは、まずどの辺に当たるのか、お伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 指定が予定されているところでございますけれども、大篠原は野洲市健康スポーツセンターの東側の斜面でございます。入町につきましては、出

町の国道8号沿いにありますコンビニエンスストアの北側の山の斜面ということになって
ございます。いずれも、この箇所につきましての地元説明ということで、今年の2月に地
元説明会のほうを県のほうが実施をされているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今年2月に地元説明会があったと。私もこれに出席をいたしました。
そのときには、県庁の方、懐かしい方とも久しぶりに会って親交を深めたという経過
もございますけども、特に急傾斜地、いわゆるいろんな条件、採択要件がある。これは、
なかなかクリアできないということもございました。今後も採択要件緩和に向けまして、
関係機関に要望の継続をお願いしておきます。

新聞報道では、大雨時の緊急時に発令される避難勧告と避難指示が国民にとって分かり
づらいことから改定すると報道されておりました。

そこで、質問4でございますけども、まず現行の避難勧告と避難指示がどのようなとき
に発令されるのか、危機管理監に伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 4点目の現行の避難勧告と避難指示がどのようなときに発令
されるかについてのご質問にお答えいたします。

災害対策基本法第60条において、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にお
いて、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要が
あると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立
退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退き
を指示することができる」とされています。

これらを基に、地域防災計画に避難勧告等の発令の判断基準を定めております。これに
よって、状況に応じて避難情報を発令します。避難勧告は、災害が発生するおそれが極め
て高い状況等で、指定緊急避難場所等への避難が必要な場合に発令し、避難指示につい
ては、緊急的、また、避難勧告に重ねて避難を促す場合等に発令することになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今、避難勧告と避難指示を答弁いただきました。質問5では、今
後の避難に関して国はどのように改定しているのかということでございますけども、今、

答弁があったような改定内容であるという分では、私の持っている資料ではそうなってございますけども、ちょっと違いますか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） そしたら、5番目の改定のお答えに併せてお答えさせていただく形でよろしゅうございますかね。

一部報道では、現行の制度では、災害時の危険度や住民の取るべき行動を5段階に分類しているが、避難勧告と避難指示がともにレベル4、危険な場所から全員退避、避難に位置づけられ、違いが分かりにくいとの声が上がっていることから、政府の中央防災会議では、避難勧告と避難指示が並存する現行の避難情報を見直し、今後、避難勧告を廃止して、避難指示へ一本化し、来年の運用開始を目指すという報道がなされています。多分、議員が持っている資料のとおりかと思えます。

これに対して、内閣府政策統括官防災担当から滋賀県に、令和2年8月31日付、県から市に対しては9月3日、昨日でございます。私も見たのは今朝でございますけれども、「令和2年7月豪雨を踏まえた今後の災害対応における取組の実施について」の文書が送付されております。その中で、避難勧告と避難指示の一本化については、災害対策基本法の改正が必要となることから、それまでは現行法による対応にて発令し、その他詳細の考え方については別途通知するとなっております。今後は災害対策基本法の改正や、別途通知される予定の内容により、必要に応じて地域防災計画等の改正等を行う予定でございます。

多分、橋議員がお尋ねになりたいのは、現行の地域防災計画において、まず3段階ありまして、避難準備・高齢者等避難開始というランク、その次に、避難勧告、避難指示というのがございます。一番最初のものにつきましては、避難準備・高齢者等避難開始という部分につきましては、はんらん注意情報の水位、はんらん注意水位に到達した時点で、さらに水位の上昇が見込まれたとき、または避難判断水位に達したときに発令されるものです。

野洲川の例でいきますと、野洲川の場合は3.5メートルがはんらん注意水位、警戒水位です。これで、なお水量がまず、またどんどん上がってくる、上のほうで水がどんどん上がってくる場合か、避難判断水位特別警戒4.3メートルでございます。この4.3メートルに達したときということです。それが避難勧告となりますと、同じく、はんらん注意情報を発表されて、さらに水位、ちょっとランクが上がりますと、はんらん警戒情

報が発表され、さらに水の上昇が見込まれるときは同じなんですが、はんらん危険水位に達したとき、はんらん危険水位といいますのは、4. 8、ここになったときには避難勧告をいたしますよと。または、河川管理施設の異常、要は、何かの場合で越水とかになりかけて、一部河川施設が壊れかけたときは避難勧告を行います。避難指示、これは緊急でございます。これにつきましては、既にはんらんが確認されたとき、または堤防等の施設が崩壊したときはすぐに出すと、そういう形になっております。また、これについての、また、先ほど申し上げましたとおり、改正等につきましては、後日、また国のほうから来ると思いますので、その内容を見て、それに合わせて今後対応していきたいと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） もともと報道は、いつも報道されるんですけども、熊本でもございます。いわゆる避難勧告なり指示、この発令が遅いということで、いつも報道ではやり玉に挙げられるといたしますか、例に挙げられるというケースがございますので、もう少し時間がかかるようでございますので、今後も、いわゆる方向性を待ちたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

緊急時には、特に障がい者や高齢者などの生活弱者に対する避難行動が強く求められます。そこで、質問6といたしまして、本市の避難行動要支援者避難支援の取組状況を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。すいません。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、橋議員の6点目、本市の避難行動要支援者避難支援の取組状況についてのご質問にお答えをいたします。

平成25年の災害対策基本法の改正によりまして、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけをされております。これを受けまして、本市におきましても、市内で推定をされる避難行動要支援者の名簿を策定いたしまして、現在、消防機関には情報提供しているところです。

また、市に対して申出があり、個人情報提供について自治会内で合意をされました市内7自治会につきましては、取組の当初に、当該地域の民生委員・児童委員に対しまして、本人から情報提供の拒否がなかった方につきましては、避難行動要支援者の名簿の提供を行っております。

また、避難時の避難支援個別計画を作成し、市に提出をいただいた方につきましては、お住まいの自治会長、民生委員・児童委員、それから避難支援者で計画書をそれぞれ保管いただき、情報を共有いただいているところでございます。

なお、現在の個別計画書の作成者数につきましては112名となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 個別計画、これは非常に大事なんですけど、112名、ちょっと少ない気がするんですけども、ただ、先般の九州の豪雨でも、なかなか避難行動要支援者までの要請まで、なかなか気が回らないというのが実情ではないかなと思っております。こういったところが、市が中心になって動くというのも、これ、限界がありますので、やはり自治会を中心にした地域防災の取組が非常に重要であるというふうに考えております。そのためには地域のネットワーク力が問われることとなりますので、それに応えられるように、まずはネットワークの整備に向けた自治会の力がまさしく問われておりますので、今後はそういった地域のネットワークの強化が大きな課題になると思っておりますので、我々議員としても、やはり地域の問題でございますので、取り組む必要があるなと強く感じているところでございます。

先般も、今、時の人でございます菅義偉官房長官が被災地を巡視されまして、ニュースの中でコメントを求められまして、被災に関係する縦割り問題を解消する必要があるというふうに発言をされております。一例を示しますと、国土交通省所管の治水ダムと農林水産省所管の貯水ダムの問題などは縦割り問題がネックとなりまして、治水を優先するのか、はたまた利水を優先させるのか、省庁の縦割りが支障となり課題解決につながらない状況となっております。

また、最新のテクノロジーでありますAIを使って、現在、大きな課題となっている案件を進める必要があるとのコメントを残されておまして、非常に今後はその中でAIを活用して線状降水帯発生などの解明を進めていくというコメントが非常に強く残っております。

私の地元の大篠原も、光善寺川などの天井川、また、山手の急傾斜地の地滑り問題、また、6月議会で質問いたしました、ため池の問題など、多くの課題が残っております。今年度の自治会長も、消防局長までされたことから、こういった課題に対して危機意識が強く、ネットワークを活用して、ドローンを使って課題箇所を撮影して、県南部土木事務所

や市の担当課と今後の対策を練っていくということも視野に入れまして、先般ドローンによる撮影は終了されました。9月中旬には市の担当者と協議の場を設定を予定されております。こういった具体的な協議の場が具体的な協議の場となるようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第11号、第2番、山崎敦志議員。

山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 第2番、新誠会、山崎敦志です。都市計画マスタープランについて質問させていただきます。

旧野洲町と旧中主町のまちづくりを受け継ぎ、平成19年に策定、その後、令和2年、10年後を目標年次として、平成25年に改訂が行われ、目標年次を迎えるに当たり、将来の人口や社会・経済情勢の見通しに的確に対応する持続可能な都市づくりを目指し、計画の見直しが行われています。

現在、市内各地で都市計画マスタープランの計画改訂の趣旨等を説明するタウンミーティングが開催され、地元の住民の地域構想に対するワークショップが実施されています。自治会の代表者や住民が、地域のよい点、悪い点など、数多くの意見が出ています。安全・安心、暮らしやすいまちづくりに取り組んでほしいなどの意見が出ていました。そこで、まちづくり、10年後、20年後のマスタープランは、重要ですが、住民の野洲に対する課題、早急な要望について、考えを伺います。

まず、1点目、安全・安心、防災についての区分では、災害発生時、避難所の確保、地域ごとに定められていますが、高齢化が進み、避難所まで移動が困難なため、複数の避難所が確保できないか、お伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、山崎議員からの安全防災についての1点目の災害発生時の避難所の。

○議長（岩井智恵子君） もうちょっと大きく。

○市民部長（長尾健治君） 災害発生時の、失礼しました。1点目の災害発生時の避難所の確保において、高齢化が進み、避難所までの移動が困難なため、複数の避難箇所が確保できないかのご質問にお答えします。

現在、指定避難所は35か所で、収容可能人数は合計で1万65人であります。これに対して、防災上、最も考慮すべき地震である琵琶湖西岸断層滞地震が生じた場合でも、想

定される避難所生活者は野洲市全体で4, 843人であり、この場合においては全員の受入れが可能であると考えています。

これら以外にも、緊急避難場所として提供していただくよう、民間企業等の11団体と災害応援協定を締結しており、一時的なものではございますが、これらの活用による対応も可能と考えています。

あわせて、避難準備・高齢者等避難開始の発令についても、状況に応じ、早めに発令することにより、避難に必要な時間の確保に努めます。

また、今までは、既存の公共施設を基本に指定避難所を設けておりましたが、今後は避難所機能を持つことを前提に、地域の活性化にもつながる複合的な施設の設置についても検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。市の避難指定所35か所で1万人を超える受入れができるということにプラス、危機管理という形で、各種団体が、11団体締結されるということなんですけど、そこら辺の登録とか、そういうものについては定期的に精査されているのか、どのような状況でしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 締結している団体様とは1年に1回、担当者同士の連絡を取り合っているところでございます。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

じゃ、次、「C地区」と書きましたけど、雨水幹線の整備を進めていただいているが、東海道線、東海道新幹線より南の地域居住地の河川が豪雨時にはんらんを起こす状況である。今後、雨水幹線の整備について、特に三上地先のほうがかなり河川はんらんするところがあると思いますので、ちょっとお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 今後の雨水幹線の整備についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の東海道本線、東海道新幹線より南部側の地域の、特に三上地区の集落に流れる水路ですとか国道8号を横断する水路につきましては、本市の公共下水道雨水基本計画に

おきまして、能力が不足している水路として位置づけがなされておきまして、改修が必要な河川であるという認識はしております。

しかし、河川改修につきましては、越水の危険性のある箇所だけを部分的に改修するのではなく、下流から全体的に改修していかなければ根本的な解決には至らないと考えております。

本市では現在、平成24年から、童子川第4排水区雨水幹線整備事業を重点的に実施しているところをごさいます。現在のこの改修事業に一定のめどが立った時点で、野洲市公共下水道雨水基本計画を基に、雨水排水対策が課題となっている地域の洗い出しを行いまして、整備計画の策定をしまいたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。いや、ちょっと1点、地域にこだわりますけれど、先ほども急傾斜地の砂防工事、国のほうでやっていただきました東林寺地先、あっくら辺で水があふれたときに、住民の生活道路の横に川が流れていると。あっこが8号線を越えるところまでが排水が悪いというので、以前質問したときに、河床を下げるといようなことを回答いただいているんですけど、その辺の検討はどのようになっておりますか。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） すいません。ご指摘の箇所につきましては、水防時のパトロール等でも、重点箇所として点検をしている、特に大雨と台風のときになりましたらパトロールしているところをごさいます。河床を下げるといようなことで今お答えをいたしましたけれども、現在のところ、申し訳ございませんが、まだ具体的な対応等につきましては決まっていないというふうな状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。急傾斜地の点検並びに、そういう判断箇所の点検、前回も定期的に地域でやっておられて、危ない危険度があるときには地域自治会に報告して避難を誘導する、指導するといようなことで継続していただいているということで、ありがとうございます。今後とも、特に、いつも言われます新幹線より、いろんなどこの今後開発がされたときに、ほとんど調整池を造られますけれど、いろんな水

路が狭いとどうしても最終、流れるところが込みますので、また併せて検討をお願いしたいと思えます。

次に、道路整備について意見が出ておりました。国8バイパス、湖南幹線が4年後開通計画されていますが、ともに野洲市を横断する道路です。都市計画として、縦断する道路の整備、一部聞いておりますが、問題と考えているが、そういう道路について、一部、拡幅工事とか、そういうのは聞いておりますが、これらについて今後の考えについて伺います。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、野洲市を縦断する道路整備の今後の考え方につきましてお答えをいたします。

本市の東西を結ぶ都市間連携軸となります大津湖南幹線及び国道8号野洲栗東バイパスの交通利便性の向上を最大限に生かすためには、南北の主要幹線道路の機能強化及び円滑な道路交通の確保が必要であると考えております。

市といたしましては、これまでに、例えば堤交差点と野洲川斎苑の交差点を結ぶ市道野洲川右岸線、また、市道野洲中央線と国道8号を結ぶ市道市三宅妙光寺線の都市計画道路による整備、こういったものを実施しているところでございます。

県道においては、上屋地先の県道野洲中主線の高架橋が整備をされ、現在、県道木部野洲線の久野部交差点から北野小学校方面までの南北約600メートルの道路整備が進められているところであり、南北間の交通アクセスが向上していると考えております。

今後の道路整備につきましては、国道8号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線が整備されることによりまして、市道市三宅竹生線の先線から国道8号野洲栗東バイパスへのアクセスをする道路の強化ですとか、湖岸道路でございます県道近江八幡大津線から湖南幹線や国道8号野洲栗東バイパスへのアクセスを強化する、そういった道路などを検討しておりまして、現在、改訂に向けて取り組んでおります都市計画マスタープランの中に位置づけてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。今後、10年後、20年後、やはり交通事情、変わっておりますけれど、人口減少があったとしても、やっぱり交通網が重要だと思います。

そこで、交通手段を車に依存する生活であるが、通学路安全プログラム指摘事項での交差点ということで、通学路の件をいつも言っているんですけど、市立野洲病院前並びに三上小学校前、山地医院前の渋滞解消が安全・安心をつくり出すと。右折だまりが新設ないしは通学時間帯の時差信号などの検討が可能なかどうか、お伺いたします。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 市立野洲病院前交差点、また、山地医院前交差点の渋滞解消のために右折だまりの新設、また、通学時間帯の時差信号などの検討についてのご質問にお答えをいたします。

通学路につきましては、教育委員会におきまして、関係機関等によります野洲市通学路交通安全対策推進会議、これを年3回開催されておきまして、このうちの1回は学区ごとに危険箇所の現地の点検をされているところでございます。

この中で、危険箇所等についての対応は、できるものは順次、対策がなされているところとあります。

通学路交通安全プログラムでは、市立野洲病院前交差点について、児童のたまり場がなく危険との指摘が出されておりましたが、これにつきましては、スポーツ店前の樹木の撤去によりまして対策ができています。

また、渋滞緩和による安全性につきましては、この交差点についても、右折だまりができれば渋滞は緩和され、危険が低減できると考えておりますが、右折だまりを設置するには野洲小学校正門前の歩道を狭めるということが必要になりますので、こうなりますと歩行者の安全を考えると現実的なことではないというふうに考えております。

このため、右折車の後続車が円滑に直進できるようにすることで渋滞緩和を図ろうということで、区画線を、簡易的な右折停車位置、こういったものを明示するようにしておりますけれども、右折車が前に出過ぎて待機することによりまして、直進車が通過できずに渋滞が起こるといふような状況になってございます。

このように、この交差点は、これまで様々な改良を検討しておりますけれども、現時点においては抜本的な課題解消は困難な状況でございます。ただ、これにつきましては、現在も継続課題といたしまして、滋賀県公安委員会と協議を行い、対策を検討しているところでございます。

また、信号についてでございますけれども、ここでは平成19年から、矢印信号の設置につきましては、滋賀県公安委員会に要望しているところでございます。

次に、山地医院前の三上小学校前交差点でございますが、市といたしましても、交通渋滞等を認識しておりまして、道路管理者であります滋賀県に対し、右折レーン設置等の交差点改良を要望しているところでございます。あわせて、当交差点からJAおうみ富士三上支店に向かいます山手側には歩道が整備されていないというような状況でございますので、歩道整備も併せて継続して要望しているところでございます。

なお、当交差点につきましては、滋賀県の緊急点検結果を踏まえて、昨年度末から今年度初めにかけてまして横断歩道の待機エリアにガードパイプの設置をいただいたところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。三上ないしは北野小学校前かな、今年度、パイプガードというのを作っていただいて、なおかつ、山地医院のところでは花壇を潰して、待機場所を広くしていただいて安全が確保されています。

ただ、マスタープランの中のやっぱり10年、20年後というときには、隣接の周りの環境も変わってきたときには用地を確保していただいて、スムーズな交通が保てるように、行き当たりばったりというか、じゃなくて、やっぱり長期的には、継続的に、この場所が確保できれば、こういうようなことをやりたいという計画の下で子どもの安全を確保していただきたい。それが市内で幾つもあると思いますので、またよろしく検討をお願いいたします。

続きまして、公園整備的なことの見解が出ておりました。市内では公園整備について、自然環境を共存し、取り組んでいただいていると。言われたのは、希望が丘があったり、野洲川公園があったり、河川や護岸の公園等々あるが、高齢化が進み、身近な地域ふれあい公園の整備、維持、保全について、どのように考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 地域ふれあい公園の整備、維持、保全についてお答えをいたします。

地域ふれあい公園につきましては、地域の広場などを条例で位置づけているものでございまして、現在、野洲市地域ふれあい公園条例に定めております。公園数は142か所でございます。その中には、都市計画法第29条の開発行為により市が帰属を受けた開発公園や、自治会や旧町により設置されました児童遊園及び児童公園、親と子の草の根広場

などがございます。

これらの公園は、地域のコミュニティ活動の推進を図ることを目的としておりまして、利用の在り方、清掃、除草等の維持管理を各自治会の自主的な管理運営に委ね、良好な管理に努めていただいているところでございます。

また、市におきましては、施設の安全性を担保するために、毎年遊具の点検を行っております。また、判定基準に基づきまして必要な修繕等を行っております。

しかし、地域ふれあい公園の多くは、設置されてから数十年が経過していることから、遊具や施設の老朽化が進んでいることが課題であるというふうに認識しております。そのため、自治会におきまして、野洲市自治会活動活性化補助金を活用いただきまして、遊具やベンチ、ネットフェンスといった公園施設の更新をいただいているというふうな状況でございます。

今後も地域の主体的な維持管理を念頭に、子どもの遊び場や高齢者の方の憩いの場としての利用など、地域ごとのニーズに応じた公園管理について、市としましても側面的に支援をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。憩いの場というのが、やはり高齢化、多分、公園まで行って一休みするとかいうようなことも含めて、きれいに管理されているところが必要になってくると思いますので、自治会の管理と言いながらも、高齢化があつてなかなか管理ができてないので、遊具の関係については、点検、いつもしていただいて、不備なものがあると、修理までの間、黄色いテープを貼り込んで注意喚起していただいています。それも点検していただいてありがとうございます。子どもたちの安全が確保できていると思います。

そこで、公園のことなんですけれど、特に三上学区の中の近江富士には7区の区があつて、地域ごとに公園みたいのがあります。少子化が進む中で、公園の設備の見直しが必要なのかなど。100軒で児童が2人とか10人未満というところがほとんどになってきていますので、遊具とかそういうなんじゃなくって見直しをいただいて、災害時の一時避難、近所周りが集まって、固まって逃げるための一時避難機能的な用途にも地域で使われている場所がございます。そのために、今、普及されながら、また途中で止まっている、ある程度人数が集まる場所、避難に一時避難、退避で長く入れるような公園に、かまどベン

チの設置とか、そういうものも検討はいかがでしょうか。その辺について伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 山崎議員からの公園整備についての2点目のご質問にお答えいたします。

一時避難所とは、災害時または災害のおそれがある場合に、地域の皆さんが指定緊急避難場所または指定避難所へ集団で移動いただく場合に、あらかじめ最初に集合する場所として、地域、自治会とか自主防災組織でございますが、で決めている場所でございます。

そのため、一時避難所は、一時的に避難する場所であり、生活の場を前提とする、かまどベンチの整備する必要性は高くありません。

また、本市の地域防災計画におきまして、非常食としてアルファ化米や缶詰パンを備蓄することになっておりますが、これらは、かまどベンチを必要としないことから、現時点では、かまどベンチを整備する予定はございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。かまどベンチ自体は発案というか、提案されたのが彦根工業高校で出されて全国的に広まって、地域の防災拠点に設置したりとか、そういうこともされています。今、現状、非常食で対応を取れる期間はいいと思うんですけど、やはり地域、自分が持ち寄って何かそこで待機するような場合が万が一出た場合には、そういうものがあればいいのかなと思いますけれど、農家のほうはみんなガスコンロ、小さなカセットコンロを持っていますので、やっぱり新興住宅辺りに、そういうような要望が出てくるかも分かりませんので、そういう必要性が出てきた場合には、また検討いただければと思います。

最後にあれなんですけど、これはちょっと聞いていい問題か分かりませんが、国道8号線、湖南幹線が道路整備されます。協力された農地を提供された地権者、今の現状では都市計画の中には色塗りは何もされていないと思うんですけど、半端な田んぼの耕作に苦慮されています。今すぐということじゃないですけど、開通時を目指して、5年後、10年後に、その周辺の区分を検討いただけるのかどうか、よろしく願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 国道8号野洲栗東バイパス及び湖南幹線の沿線地域における市街化編入についてのご質問にお答えをいたします。

まず、道路整備に伴いまして農地のご協力をいただきました地権者の皆様には心より感謝を申し上げます。また、国道8号野洲栗東バイパスでは、農地のご協力をいただき、残った田んぼの耕作で、現在、ご迷惑とご不便をおかけしていることがあるということでございます。現在の課題につきましては、地権者、耕作者の皆様と調整をさせていただき、応急的な対応はさせていただいておりますが、今年の稲刈り後に改めて対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、ご質問の市街化編入につきましては、現在、改訂に向けた取組を行っております野洲市都市計画マスタープランでは、国道8号野洲栗東バイパス及び湖南幹線の沿線地域におきましては、市街地整備の推進による産業系や住居系の土地利用の誘導を位置づけていくという方向で考えているところでございます。

現時点での市街化区域の編入につきましては、今年度末を目途に、滋賀県におきまして大津湖南都市計画区域の第6回の定期見直しが進められているところでございまして、本市では先月の議会全員協議会のほうでも都市計画審議会のご報告をいただいたと思ひますが、その中にありましたように、6地区の市街化編入を野洲市の原案として提出する予定をしているところでございます。

ご質問の5年後の市街化区域への編入ということでございますけれども、この定期見直しにつきましては、おおむね8年から10年といった期間で実施をされておりますことから、当該土地におきまして、地権者の皆様の総意として、具体の計画等が固まりました場合は、現行制度上では、次回の第7回定期見直しによる市街化区域編入を目指すということになります。

ただ、これではスピード感のある弾力的な土地利用を図ることが困難であるというふうに判断をいたしますので、都市計画区域区分の随時見直しにつきまして、柔軟な対応をいただけるよう、国や県に対して要望を行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。こういうふうに関、県要望で随時見直しというのを取り組んでいただいております。今回、審議会の市街化編入の分を見せていただきました。市長も言われております先般の環境経済建設のコロナ関係に関するアンケートを取らせていただきまして、やはり、市長もご存じですけど、市内に居住されている企業の従業員というのが25%以下というようなことです。大手さん、中小も含めて、そのぐら

いです。やはり大手さんでも、やはり通勤費用とか、いろいろなもろもろのことを考えると、近隣で住めるところがあれば、その分の経済効果も市内に出てくるし、会社の費用も減ります。やはり住宅の拡大するための市街化並びに、やはり野洲市、中主町との合併で農振地域が占めておりますけれど、やっぱり交通網が整備されてきた、これから5年10年後というのはもう少し、全国でも災害の少ない滋賀県湖南エリアというのは重要視される地域だと思いますので、企業進出も目指していると思いますので、やはりそういう工業系も含めた形でのマスタープランに取り組んでいただきたい。企業の要望は、従業員増やして駐車場がない、場所が何もないというようなことを言われて、電車通勤。そのためにバスが増発されていると。そのために駅前の渋滞等も起こっておる悪循環が起こっていると思いますので、やはり野洲市内ないしは近隣の通勤されている方の居住地も確保しながら、今後10年後は道路整備できて企業が進出できるような計画を念頭に置いて今後も取り組んでいただきたい。

特に今回、私は三上地域のタウンミーティングに出ました。うまくまとめてあります。地域の問題点をテーマとしてワークショップをするというような形で、数多くの方が意見を述べられて、大体、意見が出る7割は悪いところ、3割がいいところ。だから、いいところを伸ばして行って、悪いところは多分、全ての地域で共通するような防災関係とか交通網のことでございますので、やはりタウンミーティングの意見を今後もマスタープランの中に生かしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

ここで、第18番、立入議員が会議に出席されましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、暫時休憩をいたします。再開を午後2時45分、再開を午後2時45分といたします。ご苦労さまでございました。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時45分 再開)

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第12号、第10番、稲垣誠亮議員。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

まず1件目ですが、市立野洲病院における看護必要度について、ほか、令和2年度診療報酬改定によるものの質問をさせていただきます。

まず、1つ目の本件の通告の趣旨なのですが、令和2年度の診療報酬改定を踏まえまして、重症度、医療・看護必要度に大きな変更点加わりまして、病院経営に反映、左右されてまいります。そして、正しくデータを蓄積していただくことが今後の市立野洲病院の診療体制の整備につながって、結果、市民から選択していただける、安心していただける病院になるのではないかと当職は考えており、市立野洲病院事務部に答弁を求めるものです。

それでは、1つ目から質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

令和2年度診療報酬改定に伴い、入院料施設基準である重症度、医療・看護必要度の評価項目が見直され、重症患者割合が変更されています。市立野洲病院における急性期一般入院基本料4における該当患者割合（開院以降）についてお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） それでは、稲垣議員の1点目のご質問にお答えいたします。

今回の改定に伴いまして、重症度、医療・看護必要度は、令和元年度と令和2年度では評価方法や基準を満たす患者を占める割合が異なりますので、年度ごとに申し上げます。

まず、令和元年度、昨年7月から令和2年3月までが44.5%、令和2年度の4月から7月までが25.7%でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） この重症患者割合が基準値ぎりぎりになるようなことがあれば注意を要することになるのではないかとちょっと今回質問させていただいたんですが、これ、令和元年度と令和2年度で差がかなりあるんですが、これはどういったところが理由になりますかね。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 先ほども申しましたけれども、評価方法が変わっておりまして、特に患者さんの重症度を判定する診療・療養上の指示が通じるとか、あるいは危険行為があるとか、行動があるとか、そういう項目が削除されたことによりまして評価が変わっております。要するに認知症の患者さんはカウントしないということになりましたので、率が変わっております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今回、入院料4の最低の満たす基準が、本院の場合は20%になるのではないかと思慮しているんですが、特に今後、現状、最低基準を下回るようなことがないというふうに考えてよろしいですかね。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 現状を見ますと、そういったことはないと思います。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、2番目行きます。重症度、医療・看護必要度の見直しのうち、B項目の評価方法が患者の状態と介助の実施の有無の組み合わせる形となっておりますが、現場に周知徹底はされているか、お伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 院内で周知は行ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） もう少し具体的に、どのような形で周知をされているか、末端の看護師さんまで、ある程度の管理職以上の方かなとも思慮、推察しているんですが、その辺り、ちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 直近でございまして、4月から6月にかけて、病棟の看護師全て、全員、周知、研修をしております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これ、具体的にちょっと再質問させていただきたいんですけど、患者の状態の介助の有無を記録することは現在どのような形で行われているか、お伺いできたらと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 具体的なところは、私はちょっと存じておりませんが、制度にのっとって記すものは記す、そういう手続は踏んでいるものという

こととございます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 具体的に変更されたシートか何かを使ってされているというふうに思うんですが、そういうことで理解してよろしいですかね。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 制度に、診療報酬制度というのは、病院それぞれですけども、必ずその制度に従ってやるものですから、記すものは記すということですけども、私自身は、そのものを見たことはありませんので、そういう流れになっているはずだということとございます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今回のこのB項目の中で根拠となる記録の記載がしなくてもいいというふうに今回変更されていますが、これ、現状はされている、されていない、続けられているのか、もうしていないのか、その辺りについてはいかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） まず、今の評価方法による日常のチェックですけども、それは日常的に担当者による評価データを整理しているというふうに聞いております。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

それでは、3番目行きます。B項目見直しにより、これは看護師の負担感解消に配慮したのですが、根拠となる記録が不要になっていますが、言い換えれば、これは今後ある程度遡って記録をチェックすることが難しくなることが予想されます。重症患者の割合を安定的にするためには、データの精度を上げることが重要で、マインドチェンジを含め、現在の取組、院内の研修についてお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 2点目で申し上げたとおりでございます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、ちょっと通告に出していますので、院内の研修について、どのような形でされているか、お答えいただくとありがたいのですが。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 研修ですけれども、各病棟小グループごとに研修を行っているというふうに聞いておまして、人数でいきますと72名、病棟看護師の数でいきますと、率でいきますと100%研修を行ったということでございます。

回数とかになりますと、これ、小グループですので、日常的に日々研修というか、そういうグループ単位でやっていますので、ちょっと数十回ぐらいになるとは思いますが、日常的にそういう研修を行っているというところでございます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 分かりました。再質問をもう一つさせていただきたいんですが、現場の看護師さんにとって一番の変更ポイントは、これ、A、B、Cのうちの、僕はB項目だと思慮しているんですが、B項目の患者さんのADLに関する日常生活動作の評価についてなんですが、これまでは患者さんの状態と、どのくらい介助を行ったかをまとめて点数化していましたが、この4月からは、それぞれ分けて評価することになっています。根拠となる記録が、これ、不要になったことによって、例えば曖昧に記録する。あえて表現すれば、緩めに記録する。極論なちょっと乱暴な言い方をすれば介助していないのに「介助あり」と記載するというようなことがあってはならない。どうしても現場では、どこの病院でも起こり得るような可能性があることだと思うんですが、この点についてお伺いできたらと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） そもそもですけれども、細かいところをかなり突っ込んで聞いていただいているんですけども、診療報酬の改定というのは社会の医療の流れの中で、何を重視してというところの評価を今見直されたものですから、そういったところにつきましては、院内の情報とかについては、また違う場面できちっとご説明できるのかなとは思いますが、ただ、ご指摘のような曖昧な表記はしていません。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 分かりました。これ、看護必要度について、できるだけ精度を上げていくということは大事なことだと思うんですが、これ、恐らくほぼ看護師さんで、先ほどの研修も構成されているというふうに、構成されているのかなと思うんですが、多職種、例えばこれ、理学療法士さんとか作業療法士さん、看護補助者さん等、協働というんでしょうが、チームケアによる質向上とか効率化が期待できる部分というのはあると思

うんですが、この辺りのマネジメントについては、まだそこまでは行っていないということでもよろしいですか。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 今のご質問と、今のこのご質問の趣旨とは少し違うお話だというふうに受け止めておりますが、治療はチームでやりますから、当然いろんなスタッフが診療報酬の改定を認識した上で、治療あるいは、そういう体系を基づいて患者さんの治療に当たっているということでございます。

細かいところで、そういったところは職員みんな、診療報酬の改定は皆知っているわけですし、何がどう変わったのか、社会の中でどういうふうな診療報酬の流れになっているのか、そういうところが一番問題でして、細かいところの話というのは、個別にまた病院へ来ていただければ、またきちっとご説明させていただけると思います。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） かなり今回の改定というのはかなり複雑で難しい内容なので、全ての方がスムーズに理解していくということはなかなか大変なことなのかなという思いもあって聞かせていただいています。また病院に聞きに来てくださいということも言われましたので、お伺いしに行きたいと思います。

では、次の質問に移ります。C項目の見直しですが、手術室の評価日数が延長されています。重症患者割合に関心が強くなり過ぎ、急性期状態を脱しているにもかかわらず、在院日数を不要に延ばすという工程があってはならないと考えますが、この点はどうでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 私もあってはならないと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 再質問なんですけど、今回の改正で、入院料を届出ている病院というのは救急と手術と専門的治療に特化した病院としての要素が強くなって、先ほど最初の質問でお伺いしました令和元年度の44.5から今年は25.7に下がっているというところからも、救急とか手術等の重点が評価される流れが鮮明になっていると理解しています。逆に、部長先ほど答弁いただきましたように、現状、慢性期とか認知症の入院患者

の割合が高く、手術、救急件数の少ない病棟というのは、今後急性期病棟として維持していくのが難しくなっていくことが想定されると思います。具体的に申し上げますと、A項目で1点以上、B項目が3点以上の入院患者割合が高い傾向が本市野洲病院にあるのではないかと、今後ダウングレードのおそれが将来的に出てくるのではないかと心配しているんですが、ちょっと最初の質問とかぶるかもしれませんが、どのように考えていらっしゃるか、ちょっと再度お伺いできたらと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市長（山仲善彰君） 通告していない。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員、申告されていますか。ちょっと内部の。

○10番（稲垣誠亮君） 十分これ、コメディカルの方が見たら十分通告の範囲内の範疇に入っていると思います。通告内容のことを理解されていれば答弁できる内容だと思います。

○市長（山仲善彰君） 答弁はできるんですけども、趣旨が外れている。

○10番（稲垣誠亮君） いや、超えていないと思います。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩します。

（午後3時01分 休憩）

（午後3時02分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

では、市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） では、お答えできる範囲でということ。

今回の改正で、さっき私、認知症の症状が出ている項目は削除されたということなんですけども、本来の一般急性期の病院で看護師がどれぐらい必要になるのかというところの見直しがあったわけですし、それに対して、さっき2年度は25.7%と申し上げましたけども、うちの病院では今の現状では、特に一般急性期入院料4、何も影響はありませんと、全て項目をクリアしていますと、こういうことなんですし、あと、さっき何回も言いますが、診療報酬というのは全体ですので、例えば認知症の方を外すとなっても、違うところでまた項目として挙がっていると思いますから、その構造が少しずつ見直されてなっていますから、病院としては診療報酬の体系をきちっと見極めて、うちの病院で何ができるのかと、どういう体制とするのかという体制を取るのが大事だというふうに考えています。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 答弁ありがとうございました。

それでは、次行きます。5番目ですが、今後、デジタル化や業務負担の軽減を進める医療政策の観点から、看護必要度2の評価が求められていく可能性が高まっていくと思います。現在は対象ではないとしても、院内準備体制を今のうちから整えていくことは重要であると思いますが、お伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 適切な時期に準備を進めたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 分かりました。これ、重症度、医療・看護必要度への移行については、これ、なかなか難しい問題もあって、ほとんどの病院がまだ1を採用しております。現場の不安も大きいとは思いますが、しかし、それでも看護師の業務負担軽減につながることはあると思いますので、私も事務部と共に可能性を探り、勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

では、次の質問に移ります。地域包括ケア病棟入院料算定のための基準が改定前10%以上から変更されていますが、今回、本市の有する地域包括ケア病棟入院料2の該当患者割合についてお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 6点目のご質問にお答えいたします。

当該患者さんの割合は、令和2年4月から7月までの平均で25%でございます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 分かりました。余力があるということで、理解しましたので、安心いたしました。

次の7番目行きます。院内の一般病棟からの地域包括ケア病棟への移動割合についてお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） では、7点目のご質問にお答えいたします。

当院の地域ケア病棟の患者さんは、約9割が一般病棟から移動されてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

では、次行きます。回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準等の見直しですが、管理栄養士については、専任常勤1名の配置が望ましいとなっておりますが、現状をお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） では、8点目のご質問にお答えいたします。

常勤の管理栄養士1名を選任配置しております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 本市に常勤の管理栄養士さんは3名いると以前からお伺いしていますが、そのうちの1名ということで理解してよろしいですか。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） はい、そのとおりでございます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次行きます。9番目ですが、リハビリ計画書の栄養項目についての記載はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） では、9点目でございます。

リハビリ計画書の栄養項目の記載についてですが、議員ご承知のとおりだと思いますが、本院では回復リハビリテーション入院料2を届出ておりますので、基準上、記載する必要はございません。したがって、記載はしておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 法定上は記載は義務化はされていないと思うんですが、記載があれば望ましいと思うんですが、記載へのハードルというか、できない、難しい点というのが何かもしあればお伺いできたらと思うんですが。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 特に難しいというよりは、施設基準入院料2の届出に基づいていますので、記載する必要はないので記載していませんと、こういうこと

でして、例えば入院料1、例えばですけど、1であれば、これ、必須ですので、当然書かないといけませんから、何回も言いますけど、施設基準というか、診療報酬の制度に基づいて、それぞれの作業をしています。全く問題ないというふうに考えております。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 分かりました。

次の質問に行きます。10点目ですが、平成30年度診療報酬改定で新設された療養支援計画の立案による入院時支援加算200点の加算ですが、今回の診療報酬改定で、入院時支援加算1、230点、入院時支援加算2、200点を入退院支援加算に上乗せする内容となっています。加算の取得に向け、現在の状況と、算定に当たっては、患者の入院前に入院予定先の病棟職員に療養支援計画書の共有をすることや、患者の栄養状態の評価や服薬中の薬剤の確認の際に、必要に応じて管理栄養士や薬剤師などと連携することが盛り込まれていますが、取得に至っていない場合は、克服すべき分項目の部分をお伺いできればと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） では、10点目でございます。

入院時支援加算は、令和2年6月より取得してございまして、克服すべき項目は特にございません。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、去年の状況から改善というか、前進させていただいたと、取り組んでいただいたというふうに理解してよろしいんですかね。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） そのように理解させていただいて結構かと思いません。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、1点目の質問は全て、1件目の質問はこれ全て終了いたしましたので、2件目に移らせていただきます。

2件目の質問ですが、市立野洲病院の経営安定化に向けて質問させていただきます。本件ですが、来月、市長選挙が予定されており、その結果によって、市立野洲病院の場所が現行どおり野洲駅南口に新築移転されるのか、もしくは、現在の場所で修繕、改良される

のか、あるいは、郊外に新築移転になるか、どのような結果になるか分かりませんが、私、当職としては、いずれの結果になったにせよ、本件通告にあるように、経営安定化に向け、事務部とともに頑張ったいと思っていますので、よろしくお願いたします。

それでは、1点目の質問をさせていただきます。市立野洲病院は、今後、公衆衛生の向上にとって重要な役割を果たしていきます。同病院は、野洲市にとって貴重な財産になっていくことになると思われます。そして、経営の安定化、機能強化は、市民の衛生事業の意識にも連動してつながり、市民の支持にもつながっていくと考えられます。当職は、それらを達成するため、市議会の所属の立場から尽力したいと考えています。市立野洲病院事務部長の考えについてお伺いできればと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） それでは、稲垣議員の市立野洲病院の経営安定化に向けてというご質問の1点目でございます。

お尋ねの公衆衛生を集団の健康、市民の健康として捉えるならば、公衆衛生の向上は、市の健康福祉施策全体の取組と考えておりますし、一方で、病院経営の安定化と機能強化という視点で考えますと、これは病院としてしっかり取り組むべき課題、安定した運営になるかというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 意識が共有できたことはうれしく感じております。

次の2番目ですが、前段につき同じ内容について、政策調整部長、政策部長の考えについてもお伺いできればと思います。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（川端美香君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

公衆衛生の向上につきましては、市民の健康の保持・増進を果たす役割は大きく、病院事務部長の答弁と同様、市の健康福祉施策全体で進めるものと認識をいたしております。

以上、お答えいたします。

（発言する者あり）

○政策調整部長（川端美香君） すいません、市長の見解とは違いますけれども、ということですが。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） もし市長の見解と違うというふうに答弁を受ければ、よろしければ、市長の答弁をお伺いできればうれしく思いますが、お答えいただけますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の市立野洲病院の経営安定化に向けてのご質問ですが、冒頭に、何か選挙の結果によっては云々と言われましたけども、仮説が全く間違っています。貴重な財産だとおっしゃったけども、駅前の新病院が成立しなければ、先ほどから、前々日、一昨日、今日のご質問にあったように、あそこで建て替えるということになったら、恐らく今いる職員さんは辞めると思います。郊外に行くと言っても辞めると思います。ですから、今働いている方たちは、福山院長も含めて、駅前に病院が出るから今頑張ろうと思っているわけであって、3つの選択肢で市民が選ばれるのは私は構いませんけども、今、稲垣議員の考え方は、10月、選挙が終わったら、3つの選択肢のいずれになるかも分からないけども、市立野洲病院の経営安全安定化に向けて、これは東郷克己議員の質問に答えたように、継続可能性検査の中で、駅前の病院があるから野洲病院をその間つないで、税金で支援することは可能だと、やむを得ないという判断が出ているわけで、働いている方の大半もそういうことですし、物理的に考えても、3年間も閉鎖して市立野洲病院が残るはずは全くありませんので。

それと、公衆衛生という言い方で病院を今考える時代で全くない。さっき細かいことをいっぱい聞いておられましたけども、まさに2016年に自治体病院の在り方というフォーラムを開きました。そこで、今、日本でも大権威の1人である元京大総長の井村先生、来てもらって話してもらいましたけど、聞いておられるかどうかですけども、あそこでは、生まれたときからの医療、健康、あるいは生まれる前、妊娠段階から健康保持。だから、公衆衛生という古い感染症とか、そういう、もともと公衆衛生という言葉は、結核とか、そういう概念ですよ。市民の健康をトータルな人格の中で保つという考え方なので、だから、その2点で、まず、駅前の病院がなかったら、この病院は今の市立野洲病院もかなり厳しい状況になるというか、恐らく消滅すると思いますし、そして、公衆衛生という考え方で新病院構想はできていないということがあったので、ちょっと言うとかないと、私、ここに座っていて黙っていたら、市長の考えと一緒にと思われるので、私、この答弁は一切関与していないので任したんですけども、冒頭に、何も選挙はどうでもいいんですけども、それを前提に質問されたから、あえて言うとかないと危ないと思ったんで申し上げたんです。認識が狭い、全く。そして甘い。あなたは病院、反対なわけでしょ。自分で今。

○10番（稲垣誠亮君） いや、そんなこと言っていません。

○市長（山仲善彰君） いやいや、駅前病院、反対なわけでしょ。それで、今の市立野洲病院がああ場所で健全に運営されるなんということを考えていること自体がおかしいので、市長の見解とは違いますというのを言うておいてもらったんです。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今の市長の答弁いただきましてありがとうございます。ただ、職員が大半が辞めるということに関しては全く根拠がないと思いますが、どうして職員が大半が辞めるんですかね。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 耐震化もできていない、基準も満たしていない、日々きちっとした医療が提供できる環境ではないけれども、新しい施設があるから頑張ろうとしておられるというふうに私は聞いていますし、今年度入ってから、全ての職員に、市の職員になった人には私、全部に研修しているんですけども、この12年間、市立野洲病院の職員さんは去年からなっているんですけども、4月の全くの新採を私は研修しているんですけども、全職員にやってほしいということで、最後に1班だけ、6回やる予定、全職員にやっているんですよ。その中でやり取りもしています。それ以前からも、いろんなコミュニケーションを取っています。あるいは労働組合ができましたから、先般も労働組合の人が話合いというのでやりました。そこから実感しているわけですし、一般的に考えても、耐震もできてない危険なところでいつまでも診療をやりたいとか、あるいは3年間閉められるところで病院勤務をするとか、あるいは、今、あっこだから通勤しようとしているわけで、郊外のどこか分からないとこに建つということで、それですっとという方がいるかいけないかということだから、いずれにしても、今の新病院を前提にして採用されているわけです。「駅前に病院ができますよ。市立で立ち上げますよ。皆さん方、市立野洲病院に働かれますか」という採用していますから、もちろん全ての人とは言いませんけども、大半の人がそうですし、院長は少なくともそういう前提で就任しておられます。そこは、はっきりしています。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） この質問で別に次の質問に行きたかったのとどまるころではないんですけど、3年間閉めなければいけないと発言がありましたが、これは市の意向、

これは僕のおくまでも個人的な見解ですけど、今までの委員会やコンサル会社の回答で、耐震の問題含め、現地では無理だという結論は出てはいますが、それは特定の業者、市の、ある程度の意向を忖度して僕は出た結果も、全部だとは言いませんが、ある程度反映されていると思います。違うコンサル会社、設計会社であれば、修繕、改良して、現在の場所で、するという事も可能性は僕はゼロではないと思いますし、仮に郊外の新築移転についても、じゃ、新築移転までの間、現在の病院がもたなくなるかと言われれば、決してそんな、それを100%否定するものではないと思いますので、市長のいただいた答弁は若干ちょっと強弁のような気がしますので、それだけははっきりと、ちょっと申し上げておきたいと思います。

(発言する者あり)

○議長(岩井智恵子君) 暫時休憩いたします。

(午後3時22分 休憩)

(午後3時22分 再開)

○議長(岩井智恵子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

では、市長、許しますので。

○議長(岩井智恵子君) 市長。

○市長(山仲善彰君) いや、病院の質問を長々とやっておられるんですけども、私が申し上げたように、自分でおっしゃったわけですよ。3つの選択肢が、あと1か月余りの間に決まると。これは野洲市にとって大きな問題だと私は思います。私は決して駅前に最初から固執したわけではありません。それと、今のご質問で発言はおかしくて、駅前に決めたのはコンサルでは全くないです。可能性検討の経過の中で、駅前の土地が入手ができるということで、駅前だったら成立可能だということであって、設計会社は駅前に設計してくださいということで発注したから駅前の土地を前提にして設計しているわけで、今の発言は全く間違っていますね。コンサルとか。おまけに、忖度と。一時はやったけども、今はやらなくなった忖度という言葉を使いましたけど、設計会社は客観的に仕様書に書かれた仕事をしたわけで、いずれにしても、責任ある議員だったら、3つの選択肢、自分で挙げておいて、日和見みたいなことで病院の心配をするというのは卑怯だと思いますので、まず、稲垣議員は3つのうちのどれを選んで、その根拠は何なのかをぜひこの場で説明いただきたい。

○議長(岩井智恵子君) 答えられますか。稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 3つの現行どおりの野洲駅南口の新築移転になるのか、もしくは現在の場所の修繕、改良になるのか、もしくは郊外の新築移転になるのか、現在では山仲市長含めて3人の候補がいて、残る2人の候補が、現在の場所、郊外ということを主張されています。まだ詳細なマニフェストというんでしょうか、かなり、例えば細かい設計内容とかについては詳しく私は聞いておりませんので、その内容を聞いてから判断することになると思います。あと、当然これ、私も、自身が考えている未来の市立野洲病院の形について、候補者さんに対して、どの候補者さんになるか分かりませんが、一番近い候補者さんに対して要望等は積極的に行っていきたいと思っています。現在の詳細に聞いていませんので、まだお答えすることができません。

あとは、もう一点、設計の件ですが、これは当然、設計会社によって判断というのはまちまちだと思いますので100%否定するものではありませんので、ほかの2人の方に、候補者の方に、お話を聞いた結果、例えば、どこどこの設計会社でこういう修繕、改良ができると、そういうものをもうお持ちなのかもしれませんし、まだ市長選挙の告示は至っていませんので、今後詳しくヒアリングして聞いて、自分で判断したいと思っています。

じゃ、以上です。

○市長（山仲善彰君） いやいや、答えになっていませんよ。自分は今さら、まだ意見はないということですか。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩します。

（午後3時26分 休憩）

（午後3時27分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 立候補予定者の方に詳細について私はまだ聞いているわけではありませんので、それを聞いてからでないとは明確な判断はできないと思います。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 市長そういうことですので、今ちょっと明確な。

○市長（山仲善彰君） いやいや、今だったら私のはまだ聞いていないことになります。私は5年間、6年間、これ、言っているのに、私の意見はまだ聞いていないと。これ、うそじゃないですか。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩します。

(午後 3 時 2 7 分 休憩)

(午後 3 時 2 7 分 再開)

○議長 (岩井智恵子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長、すいません、ちょっとこの議題いうんですか、趣旨が市立野洲病院の経営安定化に向けての質問をされているので、ちょっと市長。

○市長 (山仲善彰君) 冒頭に選挙戦のこと言うた。

○議長 (岩井智恵子君) 言われましたけども。

○市長 (山仲善彰君) 不適切発言です。

○議長 (岩井智恵子君) すいません、再度暫時休憩します。

(午後 3 時 2 9 分 休憩)

(午後 3 時 2 9 分 再開)

○議長 (岩井智恵子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長は今までからずっと自分のことを言ってきておられますので、説明も、あとのお二方はまだそれを聞いておられないのは事実ですし、そこで最終的にきちっと聞いてから言われるということなのか、市長だけの意見で。

○市長 (山仲善彰君) 答えが矛盾しているから言うてるんです。

○議長 (岩井智恵子君) 答えが矛盾しているから。

(発言する者あり)

○議長 (岩井智恵子君) 今、市長が言われた中で、稲垣議員の再度答弁、求めます。

稲垣議員。

○10番 (稲垣誠亮君) 反問の範囲からはちょっと超えているかなと思いますが、できる限り答弁、お答えしたいと思います。

僕は、今の本市が置かれている、令和元年度市立野洲病院の事業譲渡を受けて、経営再建に今現在取り組んでいる状況です。昨年設計が、入札が不落札になって延期になりました。総合的に現在の状況を考えて、今の市立野洲病院の経営安定化がさらに安定化していくようなことがあれば、現在としては、今の市の政策、それについて尽力していきたいと、私は考えています。

ただし、しかしながら、今回、病院の工期の遅れがありました。遅れの結果、2人の候補者が、今回、予定候補者が出られて、新たな対案をお持ちだということですので、新たな対案の内容を精査しないまま、今現在、断定的な判断をしろと言われてもできませんの

で、どうしてもそのような回答になってしまうので、ご理解いただけたらと思いますが、
答えになっていると思いますが、よろしいですか。

○議長（岩井智恵子君） もうじゃあ、次行ってください。市長、すいません。もう次。

○市長（山仲善彰君） 十分です。ありがとうございます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次行きます。市立病院、令和元年度の収支状況について
総括を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） じゃ、3点目になります。

令和元年度決算によります純利益が2億4,780万8,855円で行いました。開
院1年目として、それなりに運営できたのではないかと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 分かりました。黒字が2億4,000万円出せたということな
んですが、そうは言いましても、医業外収益があつてこそだとは思ってはいるんですが、
それを合わせた上での、ちょっとここにはそこまで通告に細かくは書いていませんので、
お答えが難しければいいんですが、もしお答えいただけるようでしたら、お願いいたしま
す。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 一般会計からの繰り出しのことをおっしゃって
いるかと思うんですが、ルールに従って行ったものでございまして、結果として純利益が
出たということでございますので、それなりにと、さっき申し上げたとおりでございます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 再質問なんですが、これが黒字が出たというふうに対外的に公
表できる内容というよりは、御上会野洲病院の利益、それを横ばいで踏襲したというふう
に捉えることもできると思うんですが、そういった見方についてはどうですかね。これ、
もしお答えいただけたらと思うんですが。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 私が答える立場にあるのかなとは思いますが、
もともと病院、先ほどといたしますか、市長からも、これまでの経緯、しっかりご説明があ

ったと思いますけれども、そういった経緯があった中で、市が病院を持って1年目、1年が経過して、結果として黒字になったということです。いろいろな要因があります。例えば、今の繰り出しもそうですし、それから、建物等無償譲渡を受けたというのもありますけど、一方で、債務負担の債務の問題もありますし、もろもろいろんなものが、今まで今日きている中で整理されて、病院の経営そのものとしては、1年たって2億4,700万余りの黒字化になったという結果でございますので、これはそういう評価しかできません。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 対外的に2億4,700万という数字で公表されると市民の方が誤解を受けるおそれが僕はちょっと。応援しているんですよ。ただ、誤解を受けるおそれがあると思っていて、やはり医業外収益の部分も踏まえた上で数字の内容を対外的にやっぱり伝えていくということが、僕は今後、市立野洲病院が未来にわたって存続していく上で、僕は必要なことなんじゃないかなと思うんですが、その辺り、どうでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これはさっき吉川部長言いましたように、事務部長への質問じゃなしに、経営管理者への質問であるべきだと思いますよ。何が言いたいのか。単純に決算を打ったら2億4,700万の黒字だったわけです。ただ、法定内繰入れで、市から1億4,500万と1億5,000万強入れていますから、2億9,000万ぐらいは税金から入っています。従前の野洲病院と全く違う経営体でやっているの、野洲病院云々という議論は、これは成り立たない。野洲病院のときにも、土地は無償で貸して、そしてから1億数千万の支援をしていて、トータルの収支では、これ、決してごまかしなくて、私、いろんなところで話をしてくれと言われたら説明していますし、先般の病院職員への中でも資料を示して、バランスシートも示して、この数字を言っています。ただ、市立になっているので、交付税で大体半分ぐらいもらえていますから、健全経営をしつつ、市民の持ち出しは前よりは少なくなっていると同時に、展望が出てきています。

そして、ただで建物をもらっていますけども、実際こちらが聞いていたよりも施設が老朽化している、あるいはコンピューターシステムが機能しない。様々なものがあるので、数千万ずつ、場合によっては1億。ちょっとこれ、足さないと、はっきり出せませんけども、決してただでもらったようなものではなくって、かなりの経費を入れて、今、更

新をしていますから。だから、稲垣議員はこの1億、2億5,000万という、これが粉飾というか、何かいいところ取りをしているみたいにおっしゃいますけども。

○10番（稲垣誠亮君） いや、そんなこと言っていません。

○市長（山仲善彰君） いや、そう聞こえたんでね。でも、これを分析しても、全部資料、この間特別委員会、そして先般の評価委員会に出していますから、これで終わりだと思うんですよ。何が言いたいのか全く分からない。だから、医業外収入という市からの、いわゆる社会医療に鑑みたり、職員の福利厚生で必要なものは入れています。これで明確だと思います。決して隠して2億5,000万の黒字になったなんていうことは一切言っていない。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今、市長答弁いただきましたので、ちょっと再質問させて、お答えいただけたらと思うんですけど、これ、乱暴な言葉で言い換えれば、この2億4,700万円の黒字を出すために医業外からその分のお金を入れたと。

（発言する者あり）

○10番（稲垣誠亮君） それは分かっています。すいません、ちょっとこの質問、今、じゃ、質問は抜かしたいと思います。僕がちょっと言いたかったのは、決して市の病院事業というのは、市からの繰入れで、一般の市立病院とは違って市からの繰入れで成立していると。黒字の金額と同じ金額を市から投入することによって成立していると。ですので、この2億4,700万円という黒字は、税金を差し引くとゼロに近い数字になるということとを申し上げたかった、それだけであります。

じゃ、次、4番行きます。いや、それが別に駄目だと言っているわけではないんです。それを否定しているわけではなくて、医業外収益の部分をきちんと市民に伝えていくことが大事であるということと言いたかっただけであります。

先ほど最初の反問のところで、市長からどの立場かと言われましたけど、場所だけの問題ではなくて、運営形態の問題もあります。今の現在の市の方向としては、独立行政法人で検討されて、独立行政法人で動かれています。残りの2人の予定候補者の方は、同じように独立行政法人で検討されているのか、もしくは、例えば指定管理とか、違う運営形態を検討されているかもしれませんし、その辺りについても総合的に伺いして、最終的に判断したいと思います。

では、4番行きます。市立病院の令和元年度の2月、3月及び令和2年度の4月、5月、6月、7月、8月までの歳入部分における各月の入院収益、外来収益、健診収益、支援センター収益、その他医業収益、医業外収益についてお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 4点目でございます。

それでは、お尋ねの項目について順にお答えいたします。数字を読み上げてまいりますので、少し細かくなっていますし、少し長くなりますので、ご容赦いただきたいと思います。

まず、令和2年2月から7月までの各月の入院収益でございます。

まず、2月は1億4,028万8,933円、3月は1億4,835万8,297円、4月は1億3,596万5,982円、5月は1億3,773万7,638円、6月は1億3,841万647円、7月は1億3,145万2,546円でございます。

次に、外来収益につきましては、2月が5,310万5,724円、3月は5,308万4,911円、4月は4,816万2,572円、5月は4,862万6,927円、6月は5,643万5,984円、7月は5,697万6,120円でございます。

健診収益につきましては、2月は1,050万1,560円、3月は755万3,160円、4月は371万9,910円、5月は410万2,720円、6月は1,062万7,194円、7月は1,323万9,890円でございます。

支援センター収益でございます。2月は575万593円、3月は542万2,185円、4月は898万2,650円、5月は825万2,692円、6月は949万7,234円、7月は872万3,080円でございます。

その他医業収益でございます。2月は508万1,503円、3月は521万8,803円、4月は177万4,683円、5月は140万9,274円、6月は159万7,110円、7月は136万3,900円でございます。

医業外収益でございます。2月は67万4,845円、3月は1億1,818万6,443円、4月は94万7,201円、5月は100万6,964円、6月は81万8,97円、7月は181万2,825円でございます。

なお、令和2年7月については速報値でございますので、暫定数値となります。

また、8月の歳入についてもお尋ねいただきましたけれども、どの病院でもそうですけれども、現在、診療報酬請求事務の処理中でございますのでお示しできません。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

では、5番行きます。市立野洲病院の令和2年度の収支状況について、中間評価を求めたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） それでは、5点目でございます。

令和2年度収支状況の中間評価についてお尋ねですけれども、今年度に4か月程度の収支実績によります評価となりますので、評価するには時期尚早かなと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 特にこの4か月で落ち込みがちょっと著しい、目立つというような歳入の部分というのは特にあたりしますかね、どこか。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 聞くまでもなくですけども、コロナの影響もございますので、そういう意味では影響は出ておりますが、まず、病院の安全、治療の安全を優先していますし、患者さんが、その辺も十分患者さん自身でご判断いただいているところもあると思いますので。ただ、コロナの影響もあるというふうに考えて、平常ではないということでございますので、その中で、一定、病院としては頑張っているというところだと認識しています。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、特に特定の部分ではなくて、全体的に影響を受けているというふうに理解したらよろしいですか。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） それはうちの病院だけではなくて社会全体でそういうことになっていきますのでね。特にうちの病院だけ、市立野洲病院だけが。

○10番（稲垣誠亮君） 野洲病院だけと言っていないよ。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） ええ。だから、市立野洲病院だけがね。いや、私にお尋ねですから、私は市立野洲病院の立場でお答えするしかありませんのでね。お尋ねいただいたということはそういうことかなと思ってお答えしていますけれども、社会全

体の今、問題かなど。経営状況も、どこも厳しい状況であるというふうに認識しております。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） かなり厳しい外部環境にあるということなのですが、頑張りたいと思います。期待しております。

では、次の質問に移ります。6番目ですが、定例の経営管理者会議についてですが、最大限に利活用され、経営強化を図っていただきたいと考えております。令和元年度の開院から1年が経過し、充実できている点と、反対に課題についてお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） では、6点目でございます。

経営管理者会議でございますが、充実できている点としましては、院内の重要な事項についての情報共有化、それから議論の場ですので、そういう意味では運営、経営方針の決定機能があるというふうに考えております。

一方で、課題ですけれども、自由な意見でいろんな議論されるんですけれども、医療行為に関することが中心でございまして、何を公表するのかということも整理しないといけないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） この経営管理者会議の内容というか、取り組んでいらっしゃる内容については、事務部長としては不十分な点もちょっと考えていらっしゃるんですかね。といいますのが、6月1日と6月8日と6月22日の会議の時間数をちょっと見てみたんですが、6月1日だと、これ、会議が15分と、6月8日の月曜日だと45分、6月22日の月曜日だと10分で経営管理者会議が終了しているようですので、事務部長として、もう少し、内心取り組んでいきたいとか思っていることとかがあるのかなと思っただんですが、この点ちょっと僕、現場にいないので、お答えいただけたらありがたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 経営管理者会議は院長を中心に、病院の幹部職員の会議になるわけですけれども、時間の問題ではなくて、中身の問題でして、10分でも中身の濃い議論もありますし、時間にあまりこだわる必要はないと私は思っています。

課題といいましても、本当に病院の中の、前もちょっと言いましたけども、市の部長会議の内容というのは、制度をきちっと固めたものを最後、最終確認して公表するということですので、市のホームページでも部長会議の内容を公表していますけれども、病院の経営管理者会議というのはそういうものではなくて、病院のいろんな経営上の問題とか課題とか診療、今の運営とか、いろんなことが、様々な課題がありますから、公表を前提には議論していませんので。けども、市民の皆さんや関係する医療機関に、こういった情報を提供するのと整理はしないといけないというふうに思っています。ただ、それは今、新しく就任されました福山院長を中心に整理をした上で対応しているというところですので、私は別にこれは課題や、どうのこうのという、そういうものではないと思っています。経営管理者会議の中で院長を中心に議事進行がされている会議ですので、そういう会議でございまして、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 新院長の1回目の経営管理者会議の出席は、これはいつになっているんですかね。新院長の初回の経営管理者会議の出席ですか。それは何日になっているんですかね。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 就任された最初の月曜日でございます。8月ですね。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 新院長が就任される前とされた後で何か変化とか、そういうのってありましたか。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） どういったことを言っておられるのかちょっと分かりませんが、今、それまでは、院長代行の葛本先生が経営管理者会議のリーダーでしたし、今は福山院長がリーダーでされていますから、人が変われば、それは雰囲気も変わりますし、そういうことですので、特に私がそのことで申し上げることは特にございません。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） どうして聞いたかという、以前の答弁の中で、事務部長から院長の前の岡田先生の質問のときだったと思うんですけど、院長の経営方針に従って運営

されていくものだというふうにお伺いしていましたので、8月から新院長が就任されて、新しい方針、リーダーシップを発揮されて、この経営管理者会議が行われているだろうと思っはいるんですけど、そういうことを聞きたかったんですが。なので、当然7月の会議と8月の会議では変化があると思うので、もし答えられる範囲でお答えいただけたらと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 院長がリーダーシップを取るというのは、それはもう当たり前のことやと思っはいて、そのように答えたという記憶もあります。福山院長は8月から就任していただきましたけれども、そんな何かある日を境界にぱっと変わるんじゃなくて、やっぱりこれからどうしていくのかということ今、院長として、どういうふうに、目指すべき病院の在り方とか、その辺を今議論していますので、もちろん今まで市が議論してきた目指すべき方向は一緒ですけども、具体的に、じゃあ、特に医師確保について今、取り組んでいただいているというところでございます。過去のことよりも、これからのことを考えていきたいと思っはいます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。事務部長職、事務部長さんとしても、僕が言うまでもありませんが、サポートしていただけたらと思っはいます。

では、次に、7番目行きます。同様に経営全体会議についても、令和元年度の開院から1年が経過し、充実できている点と、反対に課題についてもお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） じゃ、7点目でございます。

経営全体会議のことでございますが、経営改善の全体会議につきまして、充実できている点としては、院内の課題を共通認識し、改善方法などについてコンサルティング会社から助言や指導を受けて、日々取り組んでいるというところでございます。

一方、課題としては、課題解決のための院内連携を今後さらに強めていくといっはいますか、進める必要があるというのが課題かなと考っはえております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） すいません、ビッグバレーさんというコンサル会社さんが入った下による会議というふうにお伺いしているんですけど、今の院内の連携というのは課題でおっ

しゃられましたけど、もう少し具体的に教えていただけたらと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 病院というのは、いろんなスタッフが連携してやるものですから、そういう意味で、例えば、事務部でしたら、医事課とか、あるいは地域連携とか、あるいは薬剤もそうですし、検査もそうですし、栄養科もそうですし、看護師もそうですし、ドクターもそうですし、医療全体でチームとしてやっていかないといけないので、そういう意味で情報を共有し、さらなる病院の運営改善を目指していくと。大きな意味で。そういうものを目指していこうと。それが大きな課題になっていますと。それはどこでも一緒やと思いますけどね。うちも同じだということでございます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 先ほどの通告の1件目のときにも細かい点は聞きに来てくださいということだったので、今のこの点についてもお伺い、訪問させていただけたらと思うんですが、ちょっとなかなか行きましたら対応等はまたして、事前にアポを取るなりして訪問したいと思っはいるんですが、その点はもう十分お答えいただけるということで理解してよろしいですかね。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 今、市立野洲病院は、新しく駅前に移転することを前提に、みんなが一丸になっています。それを前提に、いろんなもの取り組んでいるということですので、それを前提にお越しいただけたらいいかなと思います。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 現状は市の計画をうまく推進すればいいなどは思っていますので、こういった本日の質問も、今ご指摘いただいた前提で全て僕、行っていますので。

次、最後行きたいと思います。8番目ですが、市立野洲病院の経営強化、安定化に向け、市議会所属の立場から向き合いたいと考えています。そのためには積極的な定例の情報開示や職員裁量を含んでいる情報公開請求、公文書公開の範囲について、前向きな対応をお願いしたいと思っています。お伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） では8問目、8点目のご質問にお答えいたします。

定例の情報開示につきましては、必要に応じて市立野洲病院のホームページなどによりまして情報を提供しているところでございます。

また、今月からは市の広報に、市立野洲病院の事業内容や医療・健康などに関する記事を継続的に掲載する予定をしております。

なお、情報公開請求については、職員の裁量で決めておりませんで、野洲市情報公開条例の規定に基づき、過去の判例や市町の事例など、他市の事例などを参考に判断し対応してございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今回、6月26日に経営管理者会議の資料、一例なんですが、請求させていただいて、議事録については一部、これ、公開されたんですが、資料については、これ、理由として、公にすることにより事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということで全非公開になっているんですね。これなんかも100%非公開はないのではないかなと僕はちょっと思っていて、10%でも20%でも公開できる部分というのはあると思うんです。請求している目的は、さきに述べたとおり、市立野洲病院の経営強化、安定化であって、病院事務部さんも応援していきたいと私は考えています。こういった趣旨では行ってはさせてはいただいているんですが、全非公開については、ちょっと問題があるのではないかと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 応援していただいているということですが、応援していただいているんですね。

○10番（稲垣誠亮君） はい。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 情報公開条例につきまして、先ほど申しましたように、私の判断でやっているわけではございませんで、他市の事例とか、これまでの判例とか、そういったものに照らして何を公開するのかを決めているわけですから、請求に対して適正に開示しているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 一応公開の決裁は私がおろしていますが、私が隠せと言ったことはなくて、基本的に全て原則公開ですが、担当部局から、これは開示できないとなったら、市の制度に基づいて非開示にしているはずですので、今おっしゃった案件も私は通

っていると思いますけども、記憶はないんですが、何か問題があったらそこを指摘していただいて、文書の公開を求めていただいたらいいと思うんですが、今、多分、部長がはからずも本音を言ったのは、応援してもらっているとはとても思えない。基本的には。

○10番（稲垣誠亮君） 誤解を招きますから、そういう表現はやめてください。

○市長（山仲善彰君） いやいや、基本的には請求者の情報は出さないんですけど、自分でおっしゃったから言いますが、膨大な資料をべた一つと求められるので、職員の労力、大変なんです。求め方が、閲覧なので、もう一回、原資料から取り出してきて全てコピーを取って、付箋をしてコピーを取って、それを整えて提供して、それを全部コピー代払ってもらえるんだったら、それでも実費ですけどもね。見て、ここだけでもう一回コピーを取ってください。これをすごい量です、本当に。ここまで求めるんかというぐらい求めておられるので、これはたちまち職員の仕事の、民主主義の代価だと思いますけども、異常なぐらいの請求であることをあえて申し上げておきます。ぜひ職員の労務負担を減らしてやっていただきたい。全て公開いたしますけど、ものすごく手間がかかっているんです。こちらからきちっと必要な情報は特別委員会であったり評価委員会を出しているつもりです。それを大きくあるかないか当てて、これこれの経緯を示してくれとか、これこれの文書。これはやはり市議員さんである限りは、ぜひもう少し節度を持っていただくことを、ちょうどいい機会なのでお願いしておきます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、今の発言は全く誤解を招く発言だと思います。情報公開請求の目的は、やはり病院の委員会で配付されている資料、それは全体の氷山のやっぱり一角だと僕、思っているんです。やっぱり病院委員会での配付された資料が、どのような過程を経てできているか、組成されているかというところを理解しようと思えば、この情報公開請求というのは、僕自身は避けて通れない部分だと信じています。

あと、今年に関して言わせてもらおうと、何かいかにも本当に膨大な量だと言われましたけど、僕が見る限り、本年度に関しては、そんなに多くの枚数の写しを見ているということはないと思いますし、むやみやたらにしているのではなくて、選別してさせていただいているつもりです。やはり、どうしてそれだけ情報公開請求、公文書公開にやっぱり力を入れているかということ、やっぱりいい病院を造りたいからということなんです。事務部を応援していきたいという、そういう思いで、先ほども述べましたが、やっていますので、市長の先ほどの発言を聞かれると、何か僕が困らせているように受け取られる市民の

方が誤解されては困りますので、それだけはちょっと反論させていただきたいと思います。総合的に残りの2人の予定候補者の方がいらっしゃいますので、私も当然お話をして、ヒアリングをして、誰か支持するかは決めていきたいと思います。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） お諮りいたします。本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思います。まだ時間はありますけれども、もし途中でなった場合困りますので、先に皆さんにお諮りしておきます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって会議時間を延長することと決定いたしました。

暫時休憩をいたします。ちょっと空気を入れ替えないとイケませんので、再開を午後4時25分といたします。午後4時25分といたします。休憩いたします。

（午後4時07分 休憩）

（午後4時25分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第13号、第7番、津村俊二議員。

津村議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二でございます。私で最後ですので、延長していただいております。できるだけ速やかに終わるように努力したいと思います。

今回は3項目にわたって質問させていただきます。これまでたくさんの方の質問、答弁がありましたので、重複する部分があると思いますが、確認の意味でご答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、「新しい生活様式」に向けた諸施策の具体化についてお尋ねいたします。新型コロナウイルス感染症の拡大によって密を防ぐ「新しい生活様式」を築くため、地方移住を含めたビジネスや経済活動が動き出しております。今後は「新しい生活様式」を定着させるための具体的な施策を本市においても推進し、決して後戻りをしない自律的な地域社会を構築していく必要があると考えます。

国も新たな目標を、構築の原動力となるデジタル化への集中投資・社会実装とその環境

整備を進めていくとしており、特にデジタルガバメントは、今後1年間が改革期間であると、いわゆる骨太の方針にも示されました。

また、内閣府が示した地域未来構想20の中では、コロナ禍だからこそできる事業、ピンチをチャンスに変える施策が紹介されております。

そこでデジタル化の果実を本市に大胆に取り入れるとともに、オンライン、テレワーク、ワーケーション、働き方改革や移住、企業や学校の休日を見直し、分散化を図ることによって、未来あるまちづくりと質の高い地域社会を築いていくために具体的な施策の進捗や見通しについて質問いたします。

まず1点目に、教育分野において、3密を防ぎながら切れ目のない学習環境の提供は重要であります。オンライン学習のための端末や機器の整備など、GIGAスクール構想関連事業等との連携、さらには児童生徒、学生や教員が学校自宅で使うICT環境の整備は急務と考えますが、どうなっているのか、進捗状況について伺います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、津村議員の「新しい生活様式」に向けた諸施策の具体化についてのご質問のうち、1点目のICT環境整備の進捗状況についてお答えいたします。

学校におけるICT、情報通信技術を生かした教育環境整備については、年次的に進めているところでございます。一昨年度は、教職員用のパソコン端末の整備と、それから全ての普通教室などへ50インチ大型モニターを設置しました。

また、昨年度は、各学校のパソコン教室の全てのコンピューターの入替え及び全教職員が使用していますパソコンに統合型校務支援システムを導入しています。これは、例えば出席簿の代わりにパソコンに生徒の欠席をチェックしますと、自動的に学期ごとに欠席日数が通知表に集計されて出てくるというふうなものでございます。

さらに、昨年度末の繰越事業として現在、小中学校の高速大容量ネットワークの整備事業を実施しています。

教員のテレワークにつきましては、既に整備しており、この春の緊急事態宣言下の学校休業の際には、実際に30数名の教員が活用を図っております。

一方、児童生徒1人当たり、1人1台のパソコン端末・タブレット整備については、7月に県の共同調達により落札者を決定し、本市には、11月納入を目標に進めています。現在は、最終的な仕様を学校代表者で組織するICT活用検討委員会で協議しているとこ

ろでございます。このため、この冬には、児童生徒4,500人への配備を終え、自宅への持ち帰りによる自主学習や緊急時のオンライン授業などにも対応できると考えています。

なお、いまだにコロナ禍が終息を見せない状況でございます。教育委員会としましては、学びの保障として、自宅でも一人ひとりの学力状況に合わせて学べるAIドリルというような教材の学習教材や、学校と自宅をつなぐオンライン授業に必要な機器、Wi-Fiという通信環境が整っていない家庭への支援などについて、本議会に追加予算を提案させていただいておりますので、ご審議をお願いしたいと思います。

市教育委員会としましては、ポストコロナにおける小中学校教育において、学びの保障だけでなく、情報通信機器を活用した児童生徒の個に応じた指導や学校図書室のパソコン管理、さらには教員の働き方改革などを幅広く一体的に進めていく予定でございます。

以上、お答えとしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 様々な取組を紹介していただいております。再質問でお聞きしたいんですけど、Wi-Fiの市長から答弁もありましたけども、設置して、持ち帰りというか、児童生徒が持って帰ってWi-Fiがないと当然、有線につながる場合もありますけど、全家庭にWi-Fiの設置ができる状況なのか、あと、また、例えば、つながって、もちろん教育によくはない、そういうネット通信の番組等もありますので、その辺が使われないような仕組みとかいうのは考えておられるでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほど申しましたように、Wi-Fiのルーター、その貸与と、それから毎月の通信費、この補助を大体、通信環境が整っていない子どもたち、1割ぐらいなんですけども、そこに対して、特に経済的に厳しいおうちを中心に補助していく、そういう予算を計上しております。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 安全対策の件でございますが、一応スクランブルがかかっておりまして、ほかのことには一応使えないようにしております。ですので、余計なところは見ることは一応できないようにさせていただいております。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 分かりました。安心しました。ありがとうございます。

じゃ、次の質問に移ります。文化芸術、図書館、公共の施設など、人が集まる空間では、

密を可視化するためのオンライン情報やアプリなどを活用した予約システムの確立、プッシュ型の情報発信などが安心を担保すると考えます。また、文化芸術、スポーツの活動継続に向けた支援についても積極的に推進すべきであります。現在の取組状況と今後の見通しについて伺います。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） オンライン情報や予約システムの確立などについてお答えをいたします。

本市では、シライシアター野洲をはじめ、総合体育館、図書館、歴史民俗博物館などの社会教育施設で、予約システムなどのオンライン情報やアプリの導入は行ってはおりません。

理由といたしましては、文化ホールや体育館では、予約の際、施設利用において必要となる設備、備品や照明、音響などの使用と費用について綿密な打合せを行う必要があり、窓口での受付を基本としております。

図書館では、滞在時間を短くするための対策の1つとして、資料の検索や予約をインターネットや電話で利用できるようにしております。

歴史民俗博物館では、これまでの入館者実績から、混雑時は分散観覧や観覧ルートの変更案内などによって対応はできると考えております。

なお、社会教育施設では、滋賀県が運用している感染拡大防止システム、「もしサポ滋賀」を利用し、施設の来館者に新型コロナウイルスの感染の情報をお知らせできるようにしています。

次に、文化芸術・スポーツの活動継続に向けた支援につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を注視し、新たなライフスタイルや活動形態を各団体とともに情報を収集し、考え、新たな活動。すいません、芸術活動、スポーツ活動の様式を模索していく必要があると認識しております。現在は、安心・安全な場の提供を中心に考えております。

それと、発表の場なんですけども、なかなか限られてきておりますが、野洲市におきましては、北村季吟の俳句、顕彰事業の俳句ですが、今回は投句のみということになってしまったんですけども、それも実施させていただきましたし、明日から美術展を実施いたします。9月5日から9月13日まで、今回は巣籠もり生活が非常に長かったようで、いい作品がたくさん出てきたというふうに報告を受けておりますので、議員の皆様にも明日から一度ご観覧いただきたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。本当にそういう文化芸術に取り組んでおられる方がたくさんいらっしゃいますので、その方々に本当に報いる意味でも、できるだけ安心・安全を前提とした、そういう活動を、また市としても、しっかりバックアップできるようにお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。これまで地域のコミュニティを中心に、高齢者、子育て家庭などの見守りや支え合いの社会を築いてまいりましたが、「新しい生活様式」に対応するため、オンラインツールの活用も重要だと思います。特に、介護や福祉分野では、ロボット技術やICT等の導入を用いたケアモデルの支援、個人の現行データの利活用の推進などを図り、健康寿命の延伸につなげていくべきであります。こうした課題にどう取り組まれるのか、見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員の3点目のご質問にお答えをいたします。

「新しい生活様式」の中での地域コミュニティの再構築や維持、また、介護福祉分野での健康寿命の延伸へのICT技術の活用についてお尋ねだと思いますが、確かにこれまでは、地域における見守りや支え合いにつきましても、直接顔の見える関係を前提に成り立ってございましたけれども、「新しい生活様式」では、人の行動様式を変化させ、感染防止等の観点から身体的距離を確保することが求められるため、こういった意味におきましても、一定、新たな手法を検討する必要があるかというふうに考えております。

本市におきましても、現在見直しを進めております第3期地域福祉計画におきましても、地域共生社会の実現に向けた重層的な生活支援体制の構築の中で、タブレットを用いたテレビ電話などのオンラインツールの活用により、直接対面をしなくても相談できる窓口設置などを検討しているところです。

また、健康寿命の延伸につきましても、これまで福祉部門の各分野で取り組んでいた、例えば健康保健部門の保健事業ですとか、あるいは介護予防事業、また、健康づくり部門による市民の健康保持増進について、それぞれがばらばらに取り組んでいたものを連携して、一体的・継続的に取り組むことで、効果的に健康寿命を延伸していくことを現在検討しているところでございまして、個人の健康データ情報の分析ですとか、健康事業の連携

等において、効率化が可能であれば、ICT技術の導入についても十分検討の余地があるものというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。本当に今、介護施設で施設に入られている方々の見舞いに行きますと、対面で会えないとかということをよくお聞きします。また、そういうタブレットを通じて面会するとか、そういうこともやっている施設もありますので、これから先、またそういうことを、また進めていけるようお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるデジタルトランスフォーメーションによって地域の価値を高めていくことにより、移住や企業誘致を促進すると考えます。

そこで、医療や住まい、交通などがアクセスしやすいサービスを地域限定で整えたり、空き家を利活用したワーキングスペースの整備や住宅の整備、自転車や自動車などを多くの人と共有して利用する仕組みづくりを推進し、誰もが住み続けられるまちづくりを実現すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（川端美香君） 津村議員の4点目のご質問にお答えいたします。

ビッグデータやITの活用により、消費者ニーズと一致した生産の最適化や渋滞状況を加味した交通ルートの自動設定、あるいは児童健康診断による疾病の早期発見など、モノやサービスを必要な人に必要なときに必要な分だけ提供することで、様々な社会的課題を効率的に解決できる社会が目指されているところでございます。

行政運営におきましても、オンライン化やAIの導入などにより、業務を効果的・効率的に進めることができ、これにより市民サービスの一層の向上が期待されることから、市としても、今後目指すべき方向として認識をしております。

ご提案をいただきました取組も念頭に置きつつ、今後の技術革新の動向や費用対効果、本市の実情を踏まえ、どのような技術が導入できるかについて、今後検討していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） いろいろ知恵を出していただいて、観光とかにも連携というか、

つながっていくと思うんですけども、例えば自転車でも、ほかの市町でもやっているところもありますけども、自転車をレンタルで使って、町を、市内を観光するとか、そういうことも、例えばですけども、そういうこともつなげられるような、そういう取組もまた考えていただいたらありがたいです。

次の質問に移ります。新たな日常の構築に向けて、様々な生活現場で感染拡大を防ぐ取組が必要と考えます。例えば多くの人が集まる場所の水道やトイレ、ごみ箱等に手を触れずに済ませることができる自動化の推進や工夫、マンションや住宅における宅配ボックスの設置なども有効であります。本市においても生活上のリスクを下げるための取組を推進すべきと考えますが、どう取り組まれるのか、見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、5点目の新たな日常の構築に向け、生活上のリスクを下げるための取組の推進について、お答えを申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための取組については、これまでは考慮してこなかった日常生活での行動変容が必要になってきております。飛沫感染、接触感染への対策といたしましては、マスクの着用や手洗い、身体的距離確保など、一人ひとりが行う感染対策が重要であり、こまめな換気や3密の回避なども含めて、日常生活を営む上でも「新しい生活様式」の実践が求められているところであります。

また、多くの人が集まる施設での取組につきましては、それぞれの施設管理者の判断によるところではありますけれども、個人レベルでも、先ほども申し上げましたマスクの着用、あるいは身体的距離を意識する、また、こまめに手洗い・手指消毒をすることなどで、誰もが取り組める感染症対策になるというふうに考えております。

そして、これらのことについて周知をしていくために、本市におきましては、ホームページや広報、あるいは自治会回覧等で感染防止対策の啓発を行い、また、小グループへの新型コロナ対策についての出前講座など、感染拡大防止に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） すいません、先ほどの教育長と私の答弁の中で若干誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほど教育長が「厳しいご家庭」という、Wi-Fiのルーターの貸与ですけども、「厳しいご家庭」と申したんですけども、Wi-Fi環境のない全てのご家庭に貸与をすると

いうことをございます。

有害サイトへの制限をございます。私、「スクランブル」と申したんですけども、「フィ
ルタリング」ということで、ちょっと用語が違ったということで、申し訳ございません。
訂正いたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 分かりました。コロナの出前講座、今、部長から答弁ありまし
たけども、なかなか徹底されないというか、これから先、そういう油断が生じて起こり得
るというか、感染する可能性もありますので、広報も通じて、また出前講座も大事なことだ
と思いますので、またしっかり取組をお願いしたいと思います。

それでは、次の第2項目の質問に移りたいと思います。同じくコロナ禍における避難所
運営の在り方についてであります。近年、大規模地震や大規模水害など、想定を超える自
然災害が頻発化しております。日常化しております。こうした自然災害に対して、避難所
を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる現下の状況を踏まえて、
感染症への対策に万全を期すことが重要となっております。

発生した災害や被害者の状況等によっては避難所の使用人数を考慮し、過密状態を防止
するため、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生
時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る必要があると思います。また、避難所にお
ける感染症リスクを下げるためのスペースの利用方法など、コロナ禍における避難所運営
の在り方について具体的に質問させていただきます。

初めに、可能な限り多くの避難所の開設について伺います。避難所として開設可能な公
共施設等の活用については、政府の内閣防災から検討するよう徹底がなされていると思
いますが、高齢者や基礎疾患のある方、障がい者、妊産婦など、優先的に避難させる人を事
前に検討し、優先順位の考え方を事前に決めておく必要があります。このことについて、
前回の質問でも私、3密を防ぐということで質問させていただいて、1万人以上の受入れ
が可能ということでお聞きしております。今回は、この高齢者、基礎疾患のあるという、
この方々に対しての、また、障がい者、妊産婦をどのように避難させるかということに対
しての見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員のコロナ禍における避難所運営の在
り方についての1点目、避難させる人の優先順位についてのご質問にお答えをいたします。

災害時における避難行動要支援者につきましては、避難行動要支援者名簿を作成し、また、自治会や民生委員・児童委員の取組の中でご協力をいただき、避難支援個別計画を作成いただくなど、まずは把握に努めているところでございます。

しかしながら、ご質問の避難時の優先順位につきましては、実際に災害が起こりますと、避難者個々の状態ですとか災害発生状況等に大きく左右されるということと、理想としては、支援者の協力が得られるのであれば、避難準備が整った方から速やかに避難をしていただくということが大切だと思いますので、市として事前の順位づけですとか取決めをするというのは難しいのかなというふうに考えております。

むしろ市といたしましては、各避難所で避難された方を公平に受け入れ、また、それぞれの状況に応じた支援が行えるよう努めることが肝要というふうに考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のための定員数の削減や各施設のバリアフリー対応の状況、あるいは救護体制の有無等によりまして、やむを得ず他の避難所に移っていただくような場面も想定をされますが、そうした状況の中では、より適切な支援を提供できる避難所へと案内する必要性があり、そういった意味では、避難所運営における移送先についての優先度の考え方はあるかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。そういう優先順位をつけるのは確かに難しいとは思いますが、例えば、どの方が車椅子の状態であるとか、歩行が困難であるとか、そういう情報を共有というか、地域の民生委員さんであったり、民生・児童委員であったり、自治会長さんであったりの情報が元になると思うんですけども、申告されていない、何と言うんですかね、知られたくない個人情報がありますので、それを申し出て、名簿に乗らない方々がいいるのではないかと思うんですけども、そういう方々に対しての支援というか、そういう避難していただけるようにするには、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 津村議員の再質問にお答えをいたします。

なかなか本人さんが情報の提供を拒まれると、これは地元への情報提供というのは難しくなってしまう。市ですとか消防も、大規模な災害が発生したときは、まずはインフラの復旧ですとか、そういった部分に優先的に取り組まなければならないので、避難者の

救護については、まずは地元で把握をしておられる方に避難の支援をしていただくということになってこようかと思えますけれども、最終的には市内で避難行動に支援が必要だと推測される方の名簿につきましては、消防のほうにも提供させていただいており、市のほうでも保管をしております。大規模な災害発生時にはそれを開示する、閲覧することも可能となっておりますので、そういった方法で、何らかの形で最終的には避難者の支援に向かうということになるかと思えますけれども、ちょっと具体的に、じゃ、どういう段取りでということまではまだ今のところ想定ができてないというふうな状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○7番（津村俊二君）　ありがとうございます。今、台風10号が今、九州目がけて、今日、明日、あさってですかね、そういう大型台風が来たときに、そういう避難者というか、避難したときに、今日テレビで言っていたんですけど、トンカチを準備しておいてくださいということを言っていました。それは、例えば車の中で避難というか、車で運転していて車から出られなくなったりしたときに、トンカチでガラスを割って救助するとか、例えば今、そういう、何て言うんですか、名簿に載っておられない方が家にいて、言えはトンカチがあって、何と云うんですかね、ちょっと強引に割ってでも家に入って救助する、そういうことも出てくるのではないかと思いますので、いずれにしても、災害というのはいつやってくるか分かりませんので、最悪のケースを考えた上で、そういう避難できるような、そういう体制を取っておかないといけないと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、分散避難の定着について伺います。避難とは難を逃れることであります。必ずしも避難所に行くことではありません。新型コロナウイルスの感染リスクを考えた場合、安全な場所に逃げることを住民に改めて周知広報する必要があります。

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家などへ避難を検討するよう周知すべきと考えます。

その上で、分散避難によって災害物資の届け先が増えるため、どう対応するのか検討が必要であります。ご見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君）　市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　2点目の分散避難の定着についてのご質問にお答えいたします。

指定避難所以外の避難先を個人で確保されることについては、市としては特に申し上げ

ることはございませんが、議員ご指摘のように、分散避難によって食料等の災害時における必要な物資の届出先は増加することが予想されます。

この場合に備え、各コミセンをこれらの物資の配布拠点として位置づけており、物資の必要な方については、コミセンにて受領をいただけるよう、防災行政無線や車両による広報等の様々な情報伝達手段により周知し、必要な物資を確実に届けられるような体制を構築したいと考えております。

また、たちまち必要とされる物資にあつては、これまでも自主防災組織等リーダー研修会で、「自助の必要性」と題して、家庭備蓄を進めるよう講義し、チラシの配布を行ってきたところです。家庭備蓄に取り組んでいただくことも非常に有効な手段でございますので、今後も啓発に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。コミセンに、言えば、コミセンに取りに行くという形になるわけですね。ありがとうございます。なかなか自治会の自治会長さんや、そういう方々がまとめて取りに行くとか、そういう形になるとは思いますけども、実際そういう情報というんですか、コミセンに届きましたよ、もうありますよとか、そういう情報というのは、どうやって周知はされるのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、防災行政無線や車両による広報等の様々な情報伝達手段によって周知すると、そういう考え方でやりたいと思っております。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、避難所の感染症対策や女性の視点を生かした避難所の運営について伺います。避難所における感染症対策を強化し、避難者に対して手洗いや、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底するとともに、備蓄物資の充実が必要であります。感染症予防に必要なマスクや消毒液、非接触型体温計、フェースシールド等の備蓄、サーモグラフィーや空気清浄機、大型発電機の設置等の推進を図るべきだと思います。

また、避難所での感染症のまん延を防ぐため、段ボールベッドや段ボール間仕切り、パーテーション、飛沫感染防止シールド等の備蓄積み増しとともに、保管スペースの確保が

必要であります。

避難所内の十分な換気やスペースの確保、避難所全体のレイアウト、動線など、感染症対策に配慮した避難所運営の在り方についてもまとめておく必要があります。見解をお伺いします。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員の3点目のご質問、避難所の感染症対策や女性の視点を生かした避難所運営についてのご質問にお答えをいたします。

避難所における感染症対策につきましては、前回の定例会でもお答えをさせていただきましたが、3つの密をさけた感染症対策の強化が必要でありまして、非接触型体温計や消毒液等を調達し、避難所での活用を予定しておりますし、今後も感染症予防にとって必要な物資があれば、順次、市民部とも連携をしながら充実をしていきたいというふうに考えています。

また、個別支援用の簡易テントを用意、準備いたしまして、体調不良者への対応はもちろんのこと、授乳室や更衣室といった用途にも利用いただくことを想定しているところでございます。

なお、感染症対策に配慮いたしました避難所運営マニュアルの改訂を既に行ったところでございますけれども、こちらも今後必要に応じて、また、随時改訂を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、災害時の災害の状況によって、発熱、咳などの症状が出た避難者の病院移送が難しい場合に備えた対応について伺います。避難所における良好な生活環境を確保するためには、感染症を発症した可能性のある避難者と一般の避難者とのゾーン、動線を分け、個室などの専用のスペースを確保して、専用のトイレを用意することなどが必要だと思いません。こうした課題にどう取り組まれるのかを、見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、4点目、避難所でのゾーニングに関するご質問にお答えをいたします。

発熱、咳といった体調不良を訴える避難者につきましては、まずは一般の避難者と動線

を分け、個室やテント等を用いた専用スペースへの誘導が必要と考えておりました、先ほど申しあげました簡易テントの導入を現在進めているところでございます。

また、場合によっては医療・救護体制が整った別の避難所に移っていただくといったことも想定をしております。

なお、本年6月には、職員を対象に、感染症対策を含む避難所の開設初動研修というのを行わせていただいております。この中で確認をいたしました課題や反省点等を、万が一の避難所運営に生かしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。ちなみにというか、簡易テントの、もし、ちょっと通告していませんけど、数とかその辺はどれぐらいを用意されているか。すいません、お願いします。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 簡易テントにつきましては、既に7月末に100で、今回の補正予算の関係、補正予算をお認めいただきましたらもう100用意する予定になっております。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 分かりました。ありがとうございます。足りるか足りないかというのはちょっと分からないんですけども、その都度また。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） すいません、7月末に50で、10月ぐらいに50でした。ごめんなさい。申し訳ないです。それはもう予算認められたもので、今回の補正予算で、もう100で、合わせて200は変わりはありませんので。すいません。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 分かりました。ありがとうございます。

次の3項目めの質問に移ります。地域福祉の視点に立った地域包括ケアシステムの構築について伺います。構築されてきました、また、福祉でまちづくりという全国的な少子高齢化の問題として、高齢者の増加に対して、現役世代は減少傾向にあります。対人ケアの担い手が不足して介護保険者施策は、施設サービスから在宅サービスへ転換していますが、しかし、在宅サービスも不足している現状であります。また、医療、介護、保健、障がい、

子育て等の福祉施策が一体的な提供となっておらず、公的サービスを行う行政体制も連携できることが必要になります。そのために、ワンストップでの相談対応ができることが望ましいと考えます。そして、独居老人、老老介護、認認介護が年々増えるという現状があります。

こうしたことを背景に、どこからも介護を受けられない介護難民が発生して、介護するために離職する介護離職も発生しております。また、介護疲れに追い込まれる人も出てきております。そうしたことから、経済的破綻、家庭崩壊につながっていくという問題もあります。本市でもこうした深刻な社会的問題は、全国同様抱えていると認識しております。

少子高齢化の課題解決のために、本市では、現在高齢者が住み慣れた地域で、住まい、医療、介護、生活支援を一体的に受けられるようにする地域包括ケアシステムの構築を進めておられますが、システム面、サービス面において、地域福祉という視点に立った地域包括ケアシステムを構築することで、高齢者のみならず、障がい者、障がい児、生活困窮者、ひとり親家庭、子育て世代など、地域全体の福祉体制の構築につながるものと考えます。大きな視点に立った地域福祉と捉えた地域包括ケアシステムを構築することは、近い将来を見通して、長く野洲市を支える体制につながるものと考えます。

そこで、地域福祉の視点に立った地域包括ケアシステムの構築について見解を伺います。
○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員の地域福祉の視点に立った地域包括ケアシステム構築についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、地域包括ケアシステムよりも、より広い視点から考えることは重要であるというふうに考えておりまして、現在では、地域包括ケアシステムを包含・充実させる地域共生社会という考え方が提唱をされております。

この地域共生社会という考え方は、高齢者、障がい者、障がい児などの制度・分野別の縦割りではなく、また、サービスを受ける側、提供する側という関係を超えて、全ての市民に役割があり、主体的に地域に関わり、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のことを言います。

現在、この地域共生社会の実現に向けまして、第3期の地域福祉計画の策定に取り組んでいるところで、その中で、既に野洲市で取り組んでおります生活困窮者等への支援をベースに、高齢者のみならず、障がい者、障がい児等、幅広く包括的に対応する仕組みの整

備を進めていきたいというふうに考えております。

具体的には、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する仕組みとして検討しているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。これからまた、そういう包括的に支援できる体制を整えることを検討していくということですので、ぜひともお願いしたいと思います。

次に、自助、互助、共助による地域の体制づくり、インフォーマルなサービスを整えるためには、地域福祉を推進する中核的役割として、社会福祉法にも位置づけされております野洲市社会福祉協議会との協働が必要になってきます。

また、そうしたことから、本市における野洲市社会福祉協議会の役割を重視していく必要があると考えますが、そのことについて見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員の2点目、野洲市社会福祉協議会との連携についてお答えをいたします。

ご質問にもございますように、地域共生社会を実現するには、介護保険によるサービスのようなフォーマルな資源だけではなく、ご近所のつながり等のインフォーマルな資源というのも重要な存在となってまいります。

そのため、市と共に地域福祉を推進する両輪として、社会福祉協議会の役割は重要なものであるというふうに認識をしております。

先ほどの答弁でも申し上げました3つの支援のうち、参加支援、地域づくりに向けた支援において、中心的な役割を担っていただくように現在調整を進めているところでございます。

また、今回の社会福祉法の改正によりまして、地域福祉の推進、地域共生社会の実現においての市の役割も、実態に即して明確化をされておりました、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、自治会等との一層の連携を図り、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。高齢者だけでなく、今、部長おっしゃったとおり、障がい児、ひとり親家庭、また、生活困窮者、子育て世代などを支援できることが地域福祉の目的であり、そのために、市民をはじめ、地域、自治会組織や民生・児童委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティア、さらには地域の事業者などが多様な力を結集させて、行政と協働して地域の特性に応じた支援体制をつくり上げていくことが必要であると思います。

実は私、昨日、地元の自治会で、ふれあいサロンがスタートすることができました。本当に社会福祉協議会、また、地域包括支援センターの方々にもご尽力いただいて、また、民生委員にもご尽力いただいて、私も一応、発起人というか、関わらせていただいて、約10名の方が参加していただきまして、ふれあいサロン、一応運動とかを目的として、でも、日頃は私の自治会は、できてまだ、発足して20年以上たつんですけども、なかなかそういうことが、そういうやろうという気持ちはあっても、なかなか行動に移せなかったんですけども、昨日やっと、初めて発足することが無事にできて、こういうコロナ禍ですから、あんまり80歳、90歳の方はちょっとお見えにならなかったんですけども、約70歳前後の方々が参加していただいて、本当に社会福祉協議会の方、そしてまた、地域包括センターの方々、また、来週からは、毎週百歳体操をやると思っていますので、その中でいろんなまた状況、先ほど橋議員からもありましたように、地域のネットワークをやっぱりつくっていかないと、待っていたのでは勝手にはつくれませんので、やっぱり私たちがそういうふうに声掛けをして、「どうですか」という、そういう、何ていうんですかね、日頃の安否確認も含めてしていかないと、ますますこれから高齢社会になっていく上で、安否確認もできない状態が、もしかしたら出てくるかも分かりませんので、ますますそういう地域のネットワークを強めていく、そういう働きかけを私も自分の地元ですけども、通して、またしっかり市のほうでも、まだまだそういうふれあいサロンができてない自治会も約4割ぐらいですか、あるとお聞きしていますので、ふれあいサロンが全てではないんですけども、それに似たような、そういう活動ができたらいいなというふうに思っていますので、またしっかり連携して進めてまいりたいと思います。

最後に、現在、地域包括支援センターが野洲市には1か所、今あります。国が推奨しているように、中学校区に1か所にすることが検討できないのかを、実は私も何人かの高齢の方から、また、ご家族の方から質問されて、どこに相談したらいいのと、そういう介護のこととか、いろいろ様々な高齢者の抱える問題に対して、答弁というか、「ここ行ったら

いいよ」というのをなかなか、地域包括センターというのなかなかまだ市民の方に知られていない、一部、知られていないこともあるのではないかとこのように思うんですけども、もっと身近に、その場所が、中学校区ですから、野洲中学校区、また、野洲北中学校区、中主中学校区に支援センターがあれば、市民の方がもっと身近に相談に行けるのではないかとこのように思うんですけども、この点、いかがなものでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、津村議員の3点目の地域包括支援センターを中学校区ごとに1か所配置することの検討についてお答えします。

平成18年に設置しました地域包括支援センターの在り方につきましては、今まで何度か検討のほうをしてまいりました。先ほどおっしゃいました国が想定する中学校区ごとの配置ではなく、本市は市域が非常に狭いコンパクトな自治体でございますので、辻町の健康福祉センター内の1か所を拠点に、中学ごとに3職種を配置した地区担当チームを構成しまして、地域や関係機関と連携し、包括的なケア体制による取組を行ってまいりました。

今年度は第8期の野洲市の介護保険事業計画の策定年度でございまして、地域包括支援センターの今後の在り方についても現在検討中でございます。

今後も団塊の世代が75歳以上となる5年後の2025年に向けて、急速な後期高齢者の増加や、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯の増加、また、認知症高齢者、高齢者虐待など困難・複雑化したし、支援ニーズの対応がますます増加すると予想されます。

このような状況を踏まえまして、現状の課題整理とともに、中学校区ごとの配置につきましては、まずは中主中学校圏域の配置を検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。本当に市民の相談に行く、また、介護カフェとか、そういう介護に疲れているとか、介護の相談をしたいときに、身近にあれば非常にありがたい、助かるというふうに思いますので、また検討のほうをよろしく願いたいと思います。

最後に、先進事例を幾つか調査して視察してまいりました。そのほとんどの自治体が、福祉でまちづくりという視点に立って地域福祉を進めることで人のつながりを再構築して、自助、互助の仕組みをつくり、支援される人のニーズに合ったサービス、共助、公助の視

点に立った計画、取組だったからこそ地域包括ケアシステムが構築できたと考えます。

また、先進地でこういうことがありました。小学校の授業で、認知症サポーター、そういう出前講座、今、野洲の地域包括支援センターで取り組んでおられます。そういう授業の中に、そういう、何て言うんですか、認知症の方々と対応するにはどうしたらいいかみたいなの、そういう勉強も取り入れてやっても、例えば小学校卒業するときには、みんなが認知症サポーターになっているという、そういう先進事例を紹介していた市町もありました。ですから、これからますますそういう高齢社会、いずれは私も含めて、そういうふうになっても住みやすい、そういうまちづくりをつくっていかねばならないと思いますので、またこれからも私なりにしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（岩井智恵子君） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は、延長いたしました。全て終了いたしました。

お諮りいたします。明5日から9月22日までの18日間は休会としたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、明5日から9月22日までの18日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る9月23日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会といたします。本当に長時間ありがとうございました。（午後5時18分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和2年9月4日

野洲市議会議長 岩井 智恵子

署名議員 鈴木 市朗

署名議員 工藤 義明